

枚方市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

枚方市

はじめに



国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、平成 24 年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成 27 年度から『子ども・子育て支援新制度』がはじまります。

本市においては、平成 21 年度に保育行政や幼児教育のあり方を示した「保育ビジョン」及び「幼児教育ビジョン」を策定するとともに、平成 22 年3月に、それらを踏まえた「枚方市新子ども育成計画（後期計画）」を策定し、「健康医療都市」、「教育文化都市」を都市ブランドとして掲げ、多くの方々から「選ばれるまち」をめざし、子どもに関わる様々な施策を総合的に推進しているところです。

今後もこの後期計画等を引き継ぐとともに、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に対応した施策を計画的に展開するため、「枚方市子ども・子育て審議会」において、各種ニーズ調査などを踏まえご審議いただき、この度、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この新しい計画に基づいて、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現に向け、家庭、行政、学校園、地域、事業者などと連携・協力し、様々な取り組みを着実に進め、この枚方を「住みたい・住み続けたいまち」そして「市民が誇れるまち」へと大きく飛躍させていく考えです。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました枚方市子ども・子育て審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 27 年3月

枚方市長 竹内 脩

枚方市子ども・子育て支援事業計画

目次

第1章 はじめに 1

1. 計画策定の背景と趣旨 1
2. 計画の性格 3
3. 計画の期間 4
4. 計画の策定体制 5
 - (1) 枚方市子ども・子育て審議会による審議 5
 - (2) ニーズ調査の実施 5
 - (3) 市民意見の聴取等の実施 6

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況 7

1. 少子化の動向 7
 - (1) 総人口の推移 7
 - (2) 出生数・出生率 9
 - (3) 合計特殊出生率 9
 - (4) 婚姻数（率）・離婚数（率）の推移 10
 - (5) 年代別未婚率の推移 11
 - (6) 人口・児童数の将来予測 11
2. 家族の状況 13
 - (1) 世帯の状況 13
 - (2) 就労の状況 14
3. 行政サービス等の状況 16
 - (1) 保育所（園）の状況 16
 - (2) 保育サービス等の状況 17
 - (3) 幼稚園の状況 20
 - (4) 就学前児童の保育等の状況 22
 - (5) 母子保健事業の状況 24
 - (6) 地域の子育て支援の状況 26
 - (7) 小・中学校の状況 28
 - (8) 相談事業の状況 31
4. ニーズ調査等からみた子どもの状況と子育て家庭の実態 33
 - (1) 小学生の日常生活 33
 - (2) 保護者の就労及び育児休業取得の状況（就学前児童） 34
 - (3) 子育ての実態 35

(4) 子育てに関する保護者の意識	39
(5) 子育て支援サービス等の利用意向	41
(6) 留守家庭児童会室の利用について（小学生保護者）	46
(7) 子育てに関する自主的な活動について	48
(8) 行政サービスへの要望	49
(9) 幼稚園における預かり保育の利用状況（幼稚園児保護者）	50
(10) 思春期における子ども及び子育てに関する意識（高校生）	52

第3章 これまでの取り組みの評価と課題 53

1. 新子ども育成計画（後期計画）における取り組みの評価と課題	53
2. 子ども・子育て支援新制度に向けた課題について	57

第4章 計画の基本的な考え方 59

1. 基本理念	59
2. 基本方向	60
3. 施策目標	61
4. 計画の体系	63

第5章 施策の推進方向 65

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備	65
施策目標2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備	74
施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進	81
施策目標4 地域における子育ての相談・支援	88
施策目標5 子育てと仕事の両立支援	96
施策目標6 子どもの人権擁護の推進	101

第6章 計画の推進 105

1. 計画の実現主体	105
2. 計画の推進と進行管理	106

参考資料 107

1. 枚方市子ども・子育て審議会条例	107
2. 枚方市子ども・子育て審議会委員	109
3. 枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	111

別冊 ○主要事業の目標事業量

- ・量の見込み
- ・確保方策

○平成27年度～平成31年度にかかる取り組み一覧

第 1 章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）が制定されました。そして、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないという基本理念の基で、すべての市町村及び都道府県に平成 26 年度までの行動計画の策定が義務付けられ、本市におきましても「枚方市新子ども育成計画」を策定しました。

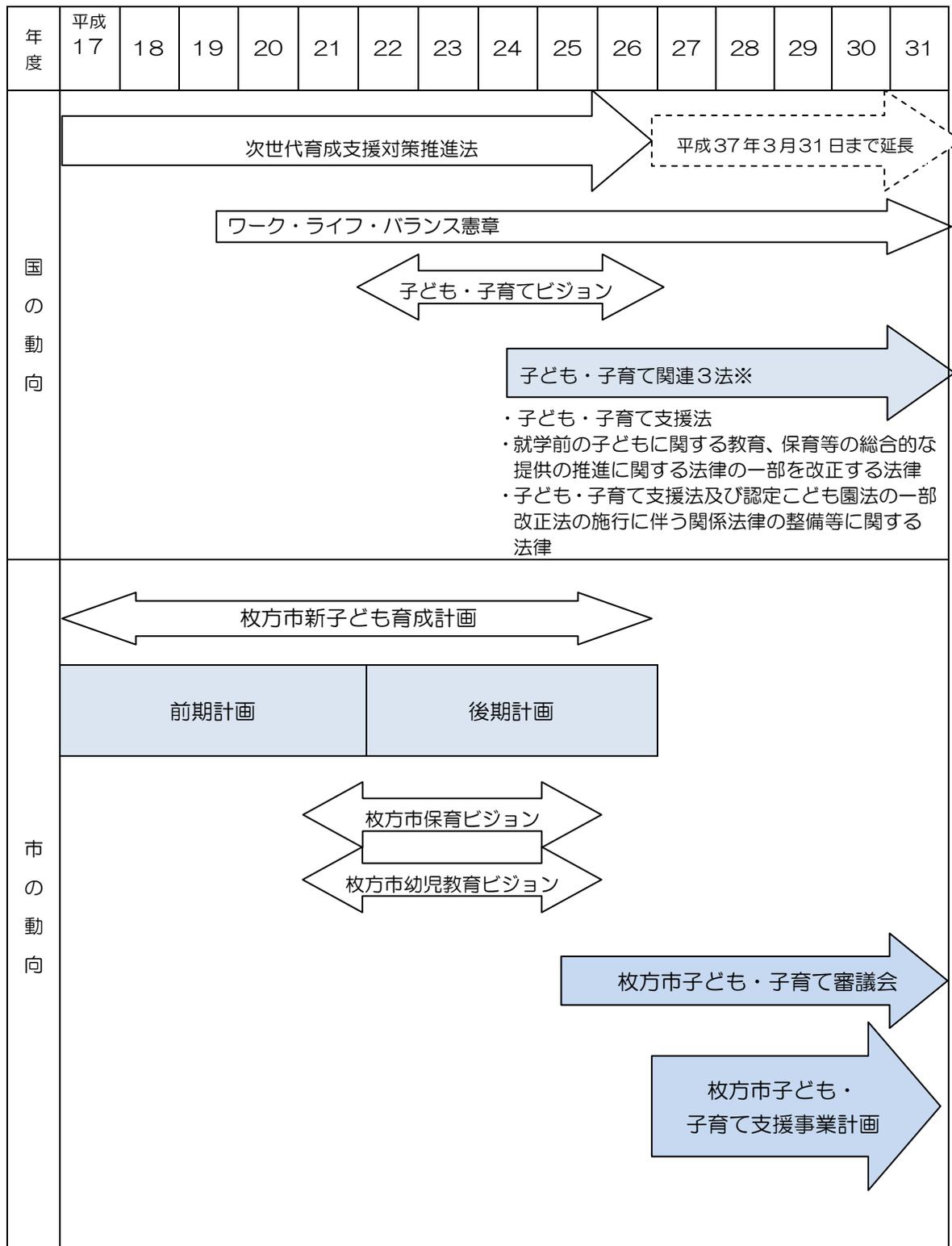
また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成 22 年 1 月 29 日に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

そうした中で、これまでからの子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題などの解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本として、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度から『子ども・子育て支援新制度』に移行します。

本市においては、平成 21 年度に保育行政や幼児教育のあり方を示した「保育ビジョン」及び「幼児教育ビジョン」を策定するとともに、平成 22 年 3 月に、それらを踏まえた次世代法に基づく「枚方市新子ども育成計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を策定し、子どもに関わる様々な分野の施策を総合的に推進しています。

今後も後期計画を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新法に基づき、「枚方市子ども・子育て審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、後期計画における取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、平成 27 年度からの「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。なお、平成 26 年 4 月には、次世代法が改正され、平成 37 年 3 月 31 日までと有効期限が 10 年延長されたことに伴い、本計画を市町村行動計画として位置付けします。

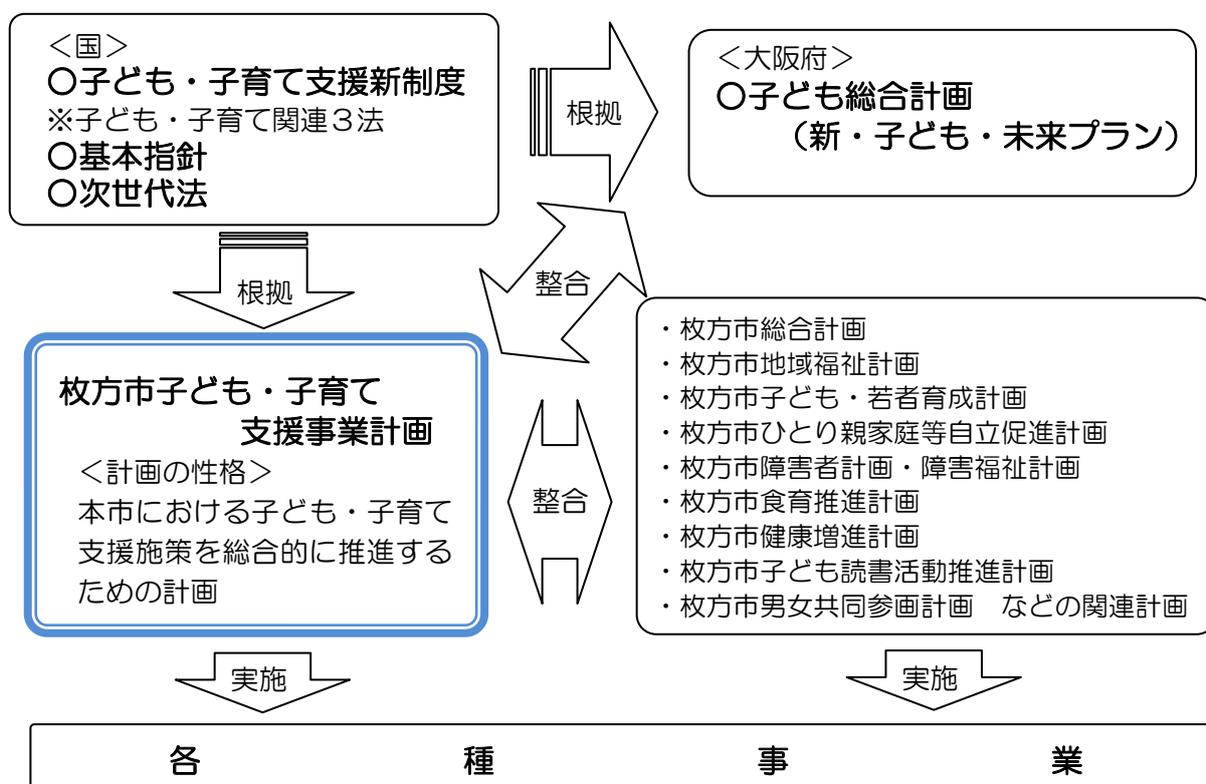
●関係法令等と子ども・子育て支援に係る各種計画等の関連図



2 計画の性格

本計画は、後期計画を引き継ぎ、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象とし、新法や国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）、次世代法に基づき、子ども・子育て支援施策を総合的に推進する計画として策定します。

さらに、基本指針に基づき、大阪府が策定する「子ども総合計画（新・子ども・未来プラン）」や「枚方市総合計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育て支援施策や各種事業を実施します。



参考1 ◆子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

参考2 ◆基本指針における子ども・子育て支援の意義（概略）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とします。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく必要があります。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要であります。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であります。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要であります。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要であります。

3 計画の期間

本計画の計画期間については、新法において5年間と定められているため、平成27年度から平成31年度までの5年間の第1期とします。

なお、基本指針に基づき、本計画の達成状況の点検及び評価を毎年実施するとともに、計画期間の中間年となる平成29年度を目安として、必要な場合には、本計画の見直しを行います。

年 度	平成 27	28	29	30	31
枚方市 子ども・子育て支援 事業計画	第1期計画 (計画期間：5年間)				
	※必要な場合は、計画の見直しを実施				

4 計画の策定体制

(1) 枚方市子ども・子育て審議会による審議

本計画の策定にあたっては、市民や学識経験者、保育、教育、保健、医療など、様々な分野の関係者で構成する「枚方市子ども・子育て審議会」において審議を行い、幅広い意見をいただきます。なお、子育ての当事者である保護者の方から公募により2名の市民委員にご参画いただきました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「枚方市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」（以下それぞれ「就学前児童調査」「小学生調査」という。）を、幼稚園児の保護者を対象に「幼稚園児保護者の就労状況等に関するアンケート」（以下「幼稚園児調査」という。）を、高校生を対象に「高校生の子育てに関する意識調査」（以下「高校生調査」という。）を実施しました。

区 分	実施時期	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	平成 25 年 10 月	3,000	1,594	53.1%
小学生調査	平成 25 年 10 月	2,100	1,138	54.2%
幼稚園児調査	平成 25 年 6～7 月	6,740	4,832	71.7%
高校生調査	平成 25 年 8～10 月	約 1,000	1,179	97.0%

(3) 市民意見の聴取等の実施

基本指針に基づくとともに、市の政策形成過程における透明性及び公平性の向上や、市政への市民等の参画を促進することを目的に、市民意見の聴取を行いました。また、それにあわせて市民説明会を開催しました。

<実施時期> 平成 26 年 10 月 22 日～11 月 12 日

<実施方法>

【市民意見の聴取方法】

ホームページを活用したインターネットアンケート
ファックス等による意見回収
支所及び各公共施設等に意見箱を設置

【市民意見等】

聴取方法	人数	意見件数
インターネットアンケート	3	5
電子メール	1	2
意見箱	11	14
合計	15	21

【市民説明会】

地域	開催日	場所	参加人数
南部	平成 26 年 10 月 28 日	蹉跎生涯学習市民センター	9
中部	10 月 29 日	枚方市民会館	39
東部	10 月 31 日	菅原生涯学習市民センター	9
北部	11 月 4 日	楠葉生涯学習市民センター	29

第 2 章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向

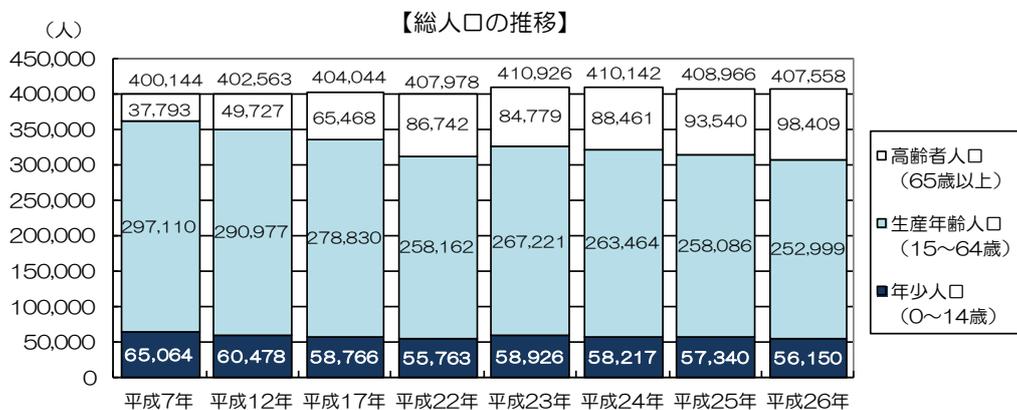
(1) 総人口の推移

本市における人口の推移をみると、総人口は平成23年をピークに減少傾向にあり、平成26年4月1日現在で407,558人となっています。

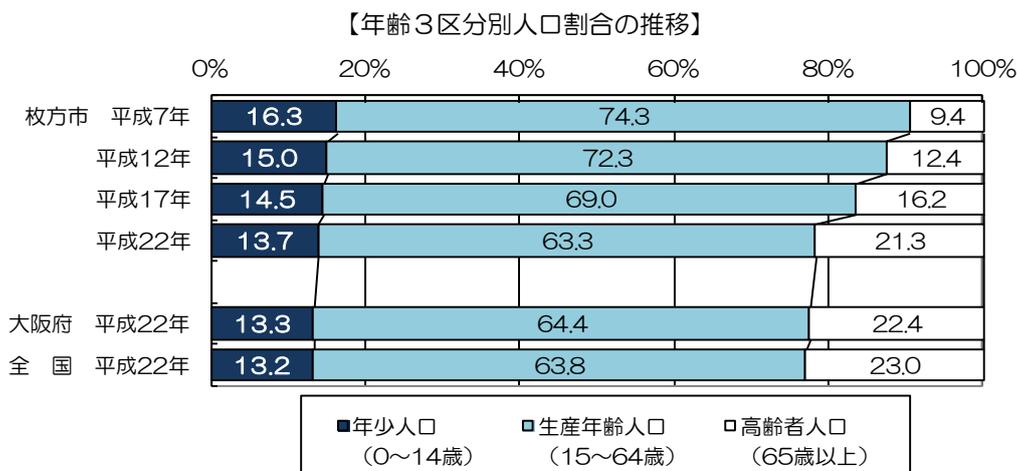
年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）はおおむね減少傾向にあるのに対して、高齢者人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が進展しています。

本市における少子化の進行は、総人口に占める年少人口の割合の推移をみると、より明らかであり、平成7年に16.3%であった年少人口が、平成22年には13.7%と2.6ポイント減少しています。

ただし、平成22年の年齢3区分別人口割合を大阪府及び全国平均と比較すると、年少人口の割合は大阪府や全国平均よりもやや高い数値となっています。



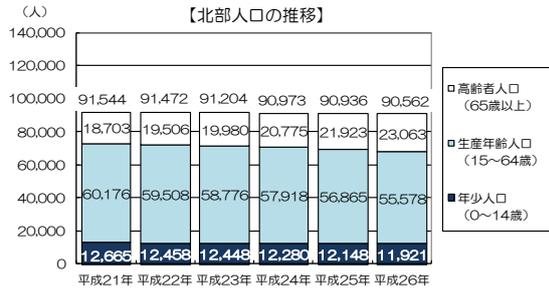
資料：平成7年～平成22年は国勢調査
 平成23年～平成24年は住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）
 平成25年、平成26年は住民基本台帳で外国人を含む（4月1日現在）
 年齢不詳を含むため、内訳の合計は必ずしも100%にならない。



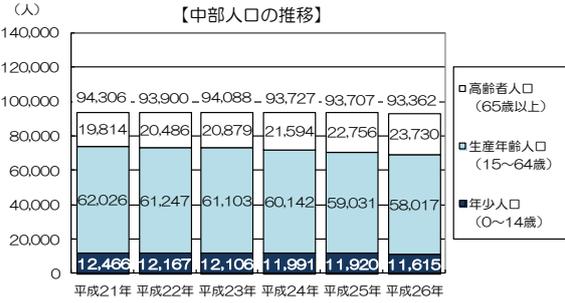
資料：国勢調査
 注記：年齢不詳を含むため、内訳の合計は必ずしも100%にならない。

地域別総人口の推移

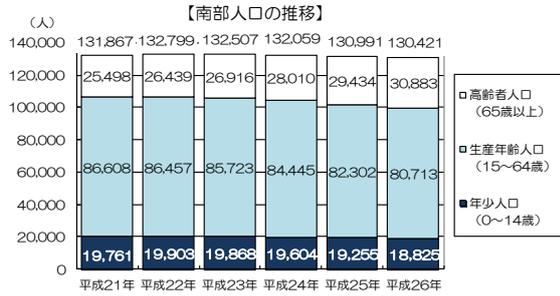
【北部人口の推移】



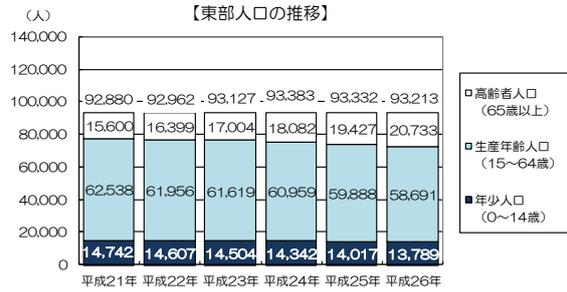
【中部人口の推移】



【南部人口の推移】

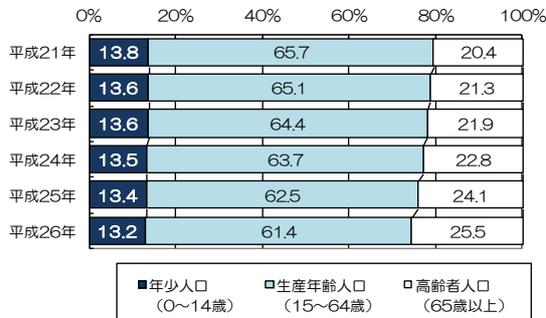


【東部人口の推移】

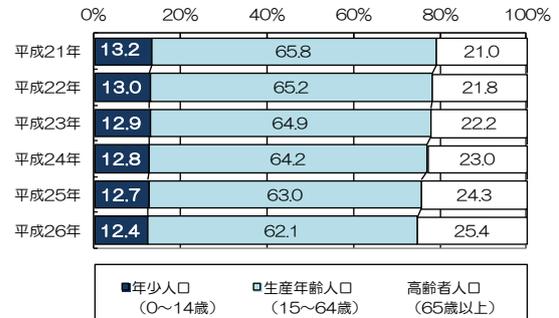


地域別年齢3区分別人口割合の推移

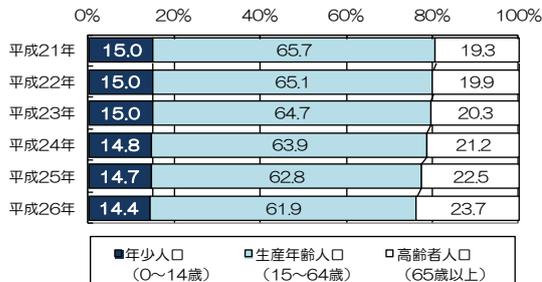
【北部 年齢3区分別人口割合の推移】



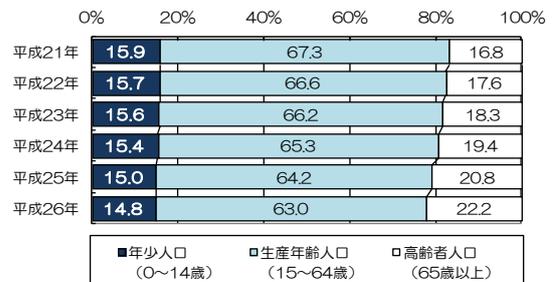
【中部 年齢3区分別人口割合の推移】



【南部 年齢3区分別人口割合の推移】



【東部 年齢3区分別人口割合の推移】

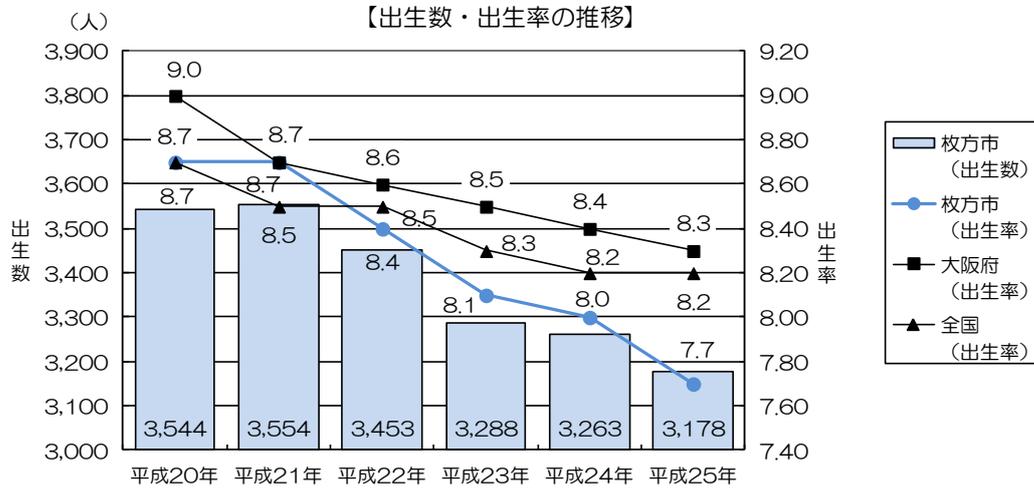


注記：平成21年～24年は住民基本台帳及び外国人登録原票（4月1日現在）
平成25年、平成26年は住民基本台帳で外国人を含む（4月1日現在）

(2) 出生数・出生率

本市における出生の状況は、出生数、出生率ともに減少傾向が続き、平成25年はそれぞれ3,178人、7.7となっています。

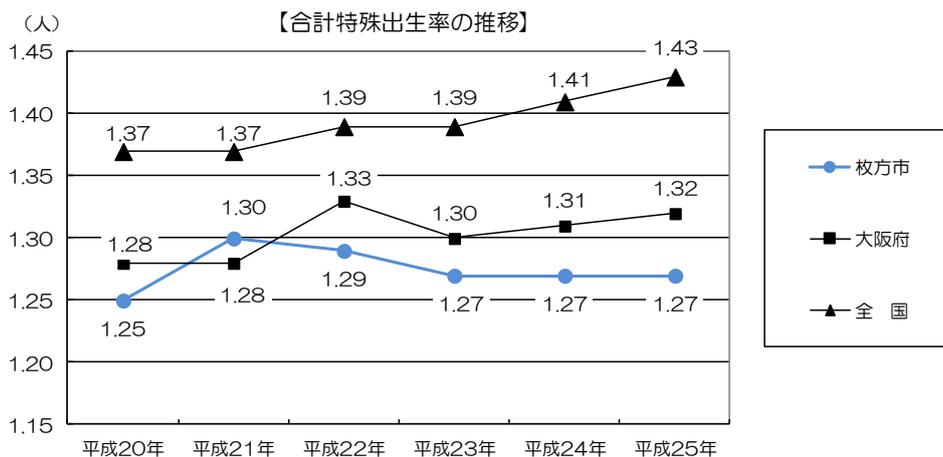
平成25年の出生率は、大阪府の8.3よりも0.6ポイント、全国の8.2よりも0.5ポイント下回っています。



資料：出生率は人口動態統計
出生数は枚方市の総務管理課
注記：「出生率」とは、人口1,000人あたりの出生数の割合

(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成20年以降では平成21年をピークに減少傾向にあり、平成25年には1.27となっており、大阪府の1.32よりも0.05ポイント、全国の1.43よりも0.16ポイント低く、人口増減の分岐点である2.08を大きく下回っています。

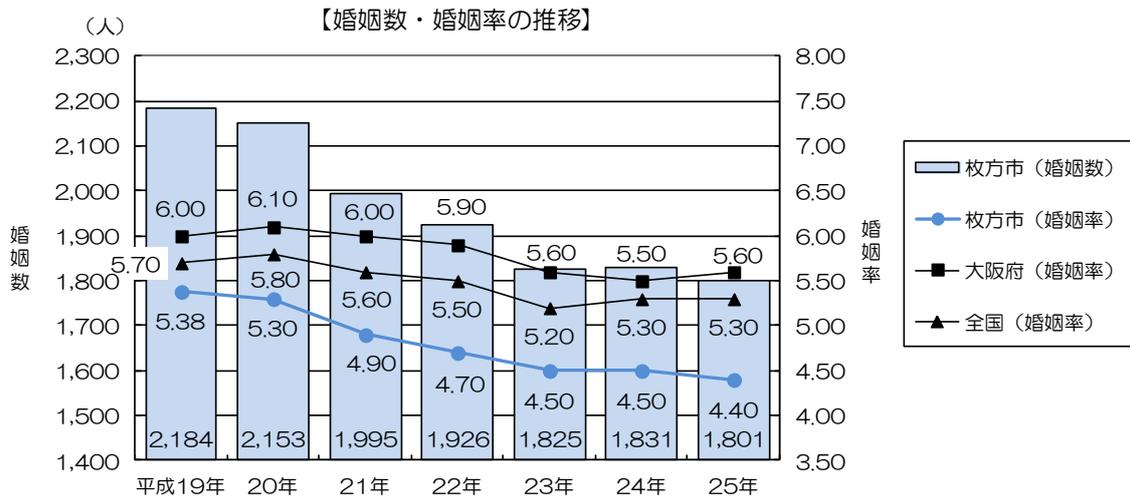


資料：大阪府、全国は人口動態統計
枚方市は人口動態統計、枚方市性別年齢別人口表（10月1日現在）より作成
注記：合計特殊出生率とは、15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

(4) 婚姻数（率）・離婚数（率）の推移

本市の婚姻数及び婚姻率をみると、いずれも減少傾向にあり、平成25年の婚姻数は1,801人、婚姻率は4.40となっています。婚姻率は大阪府の5.60よりも1.20ポイント、全国の5.30よりも0.90ポイント下回っています。

一方、離婚数は平成21年に増えましたが、平成25年は702人と減少しています。本市の離婚率は、平成25年で1.73と大阪府及び全国の平均よりも低くなっています。



資料：人口動態統計

注記：婚姻率とは、人口1,000人あたりの婚姻数の割合



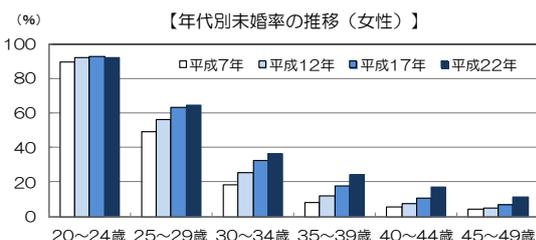
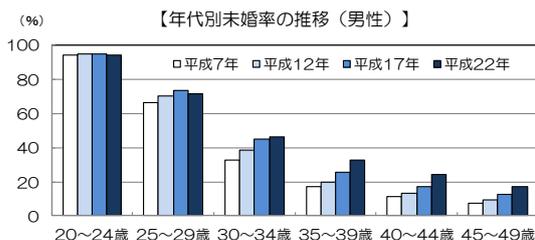
資料：人口動態統計

注記：離婚率とは、人口1,000人あたりの離婚数の割合

(5) 年代別未婚率の推移

本市の年齢5歳階級別未婚率の推移をみると、男性では20歳代を除いて、女性では20～24歳を除く年齢層において未婚率が上昇しています。特に上昇が最も大きいのは、男性では35～39歳で、平成7年と平成22年を比べると15.6ポイントも上昇しています。また、女性では、30～34歳で上昇が最も大きく、平成7年と平成22年を比べると、18.2ポイントも未婚率が上昇しています。

このようなことから、晩婚化の進行や結婚をしない男女の増加などがうかがえ、これらのことも少子化が進行する大きな要因と考えられます。



(単位：%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
20～24歳	94.2	95.1	95.1	94.2
25～29歳	66.6	70.5	73.6	71.9
30～34歳	32.7	38.4	45.2	46.2
35～39歳	17.3	19.6	25.5	32.9
40～44歳	11.3	13.3	16.9	24.3
45～49歳	7.4	9.7	12.6	17.4

(単位：%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
20～24歳	89.5	91.9	92.6	92.0
25～29歳	49.1	56.2	63.2	64.5
30～34歳	18.1	25.1	32.5	36.3
35～39歳	8.3	11.9	17.6	23.8
40～44歳	5.6	7.3	10.7	17.1
45～49歳	4.1	5.1	6.9	11.1

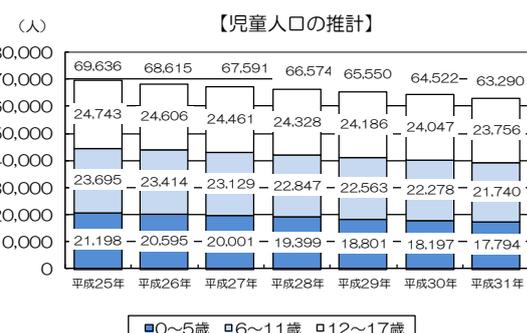
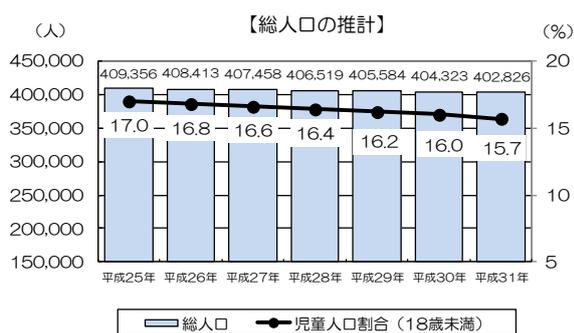
資料：国勢調査

注記：年代別未婚率とは、各年代における未婚人数の総人数に対する割合

(6) 人口・児童数の将来予測

推計人口をみると、今後、人口は緩やかに減少する見込みです。

また、児童人口（18歳未満）の推計をみると、今後、緩やかな減少が続く見込みとなっています。

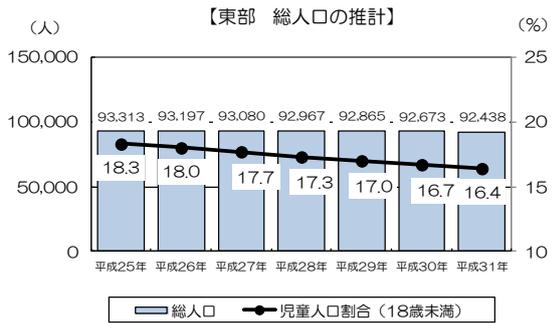
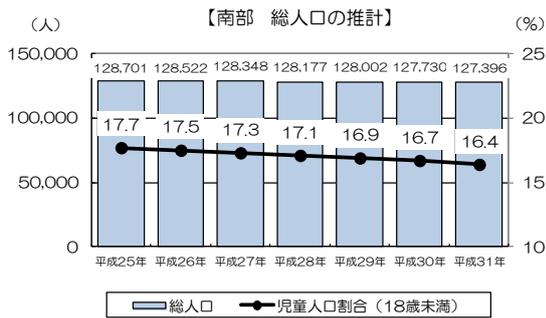
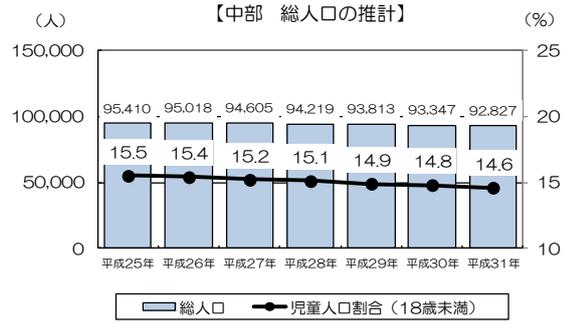


資料：平成20年及び平成25年における住民基本台帳人口（外国人登録者数含む、6月1日現在）を基にコーホート要因法にて推計

注記：地域区分が異なるため市総合計画における人口推計とは誤差が生じる。

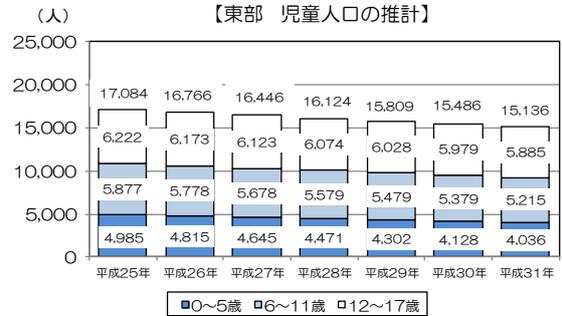
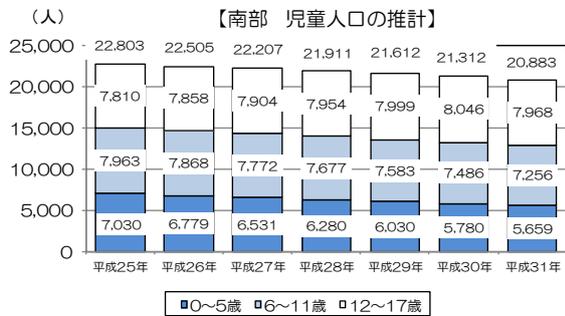
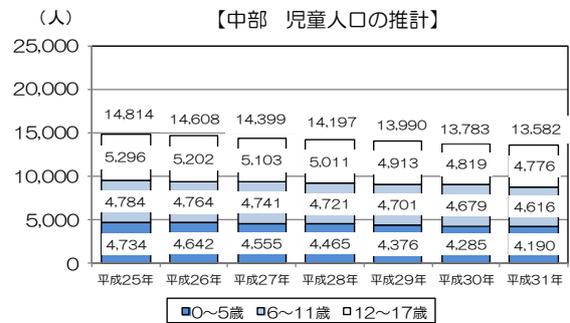
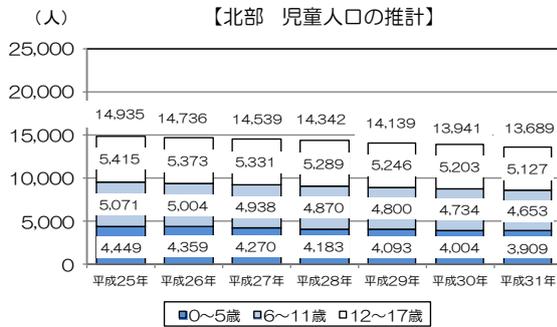
平成25年は実績、平成26年以降は推計

地域別総人口の推計



注：平成 25 年は実績、平成 26 年以降は推計

地域別児童人口の推計



注：平成 25 年は実績、平成 26 年以降は推計

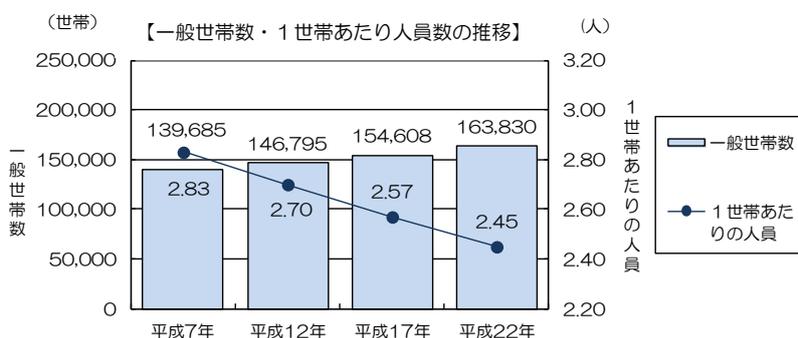
2 家族の状況

(1) 世帯の状況

①世帯の推移

本市の世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成22年には163,830世帯と平成7年と比較して2万4千世帯以上の増加となっています。

一方、1世帯あたりの人員は、年々減少傾向にあり、平成7年の2.83人から平成22年には2.45人と0.38人減少し、家族の少人数化が進んでいます。

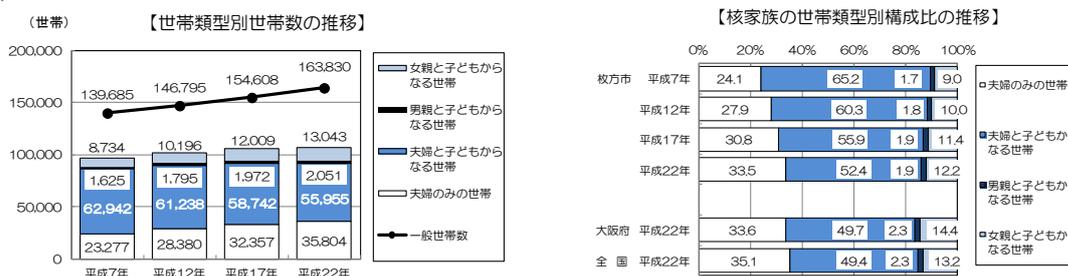


資料：国勢調査

②世帯類型別世帯数の推移

世帯類型別にみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は年々減少しており、「夫婦のみの世帯」「男親と子どもからなる世帯」「女親と子どもからなる世帯」が増加しています。

上記世帯のうち、核家族の世帯類型別構成比をみると、「夫婦のみの世帯」と「女親と子どもからなる世帯」の増加傾向が顕著となっています。一方、本市の「夫婦と子どもからなる世帯」の比率は、大阪府平均や全国平均と比べるとやや高い水準にあります。



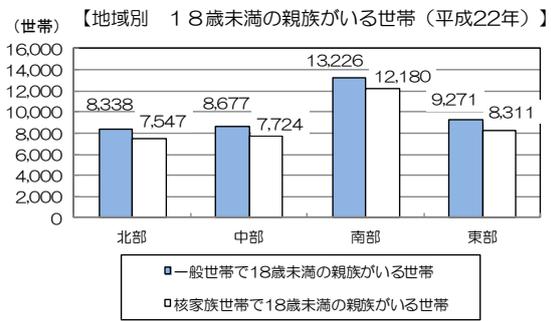
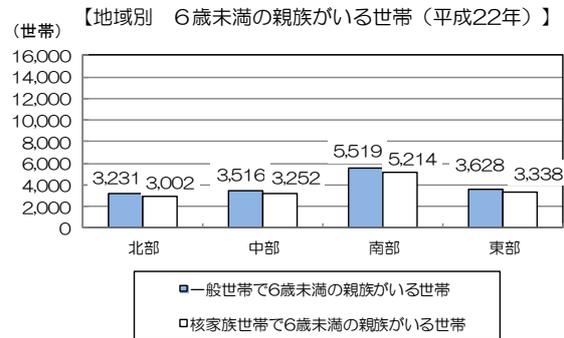
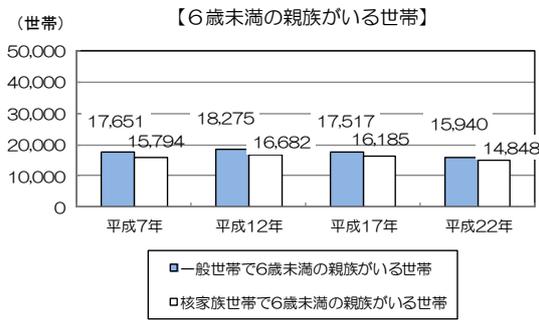
資料：国勢調査

注記：核家族とは、ここでは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親または女親と子どもからなる世帯をいう。

③6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯の推移

一般世帯で6歳未満の子どものいる世帯数は、平成12年以降、減少傾向にあり、平成22年には15,940世帯となっています。また、核家族世帯で6歳未満の子どものいる世帯でも同様の傾向となっています。

一般世帯で18歳未満の子どものいる世帯数は、平成7年の47,167世帯から平成22年には39,648世帯と、大きく減少しています。また、核家族世帯で18歳未満の子どものいる世帯でも同様の傾向となっています。



資料：国勢調査

(2) 就労の状況

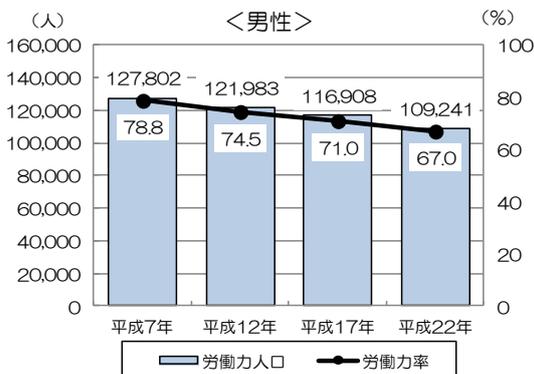
①男女別労働人口と労働力率の推移

男性の労働力人口をみると、平成7年以降は減少してきています。一方、女性の労働力人口は、横ばい傾向にあります。

労働力率についてみると、男性の労働力率は減少しつつあり、女性は横ばいであることから、男女差は平成7年には34.9ポイントありましたが、年々減少し、平成22年には24.5ポイントとなっています。

なお、平成22年の女性の労働力率は42.5%で、大阪府平均や全国平均を下回っています。

【労働力人口と労働力率】



資料：国勢調査

【労働力率の比較（平成22年）】

（単位：％）

	男性	女性
枚方市	67.0	42.5
大阪府	66.0	43.9
全国	69.3	47.0

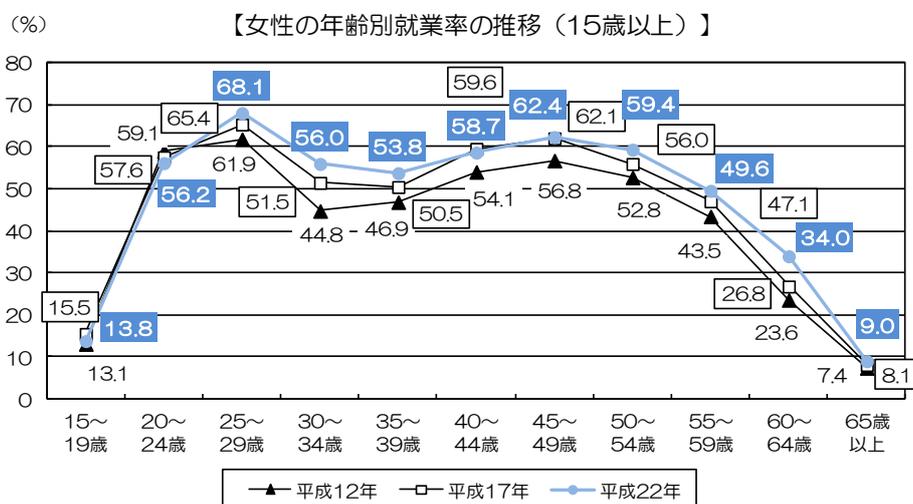
資料：国勢調査

注記：労働力人口とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者(求職中で仕事があればすぐ就業できる者)とを合わせたもの。労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

②女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢5歳階級別就業率をみると、15～19歳及び20～24歳を除くと、どの年齢層も平成22年が最も高くなっており、女性の就業が進んでいます。

また、晩婚化や出産・育児にかかわる年齢層で離職が減少したことにより、いわゆるM字型カーブの頂点の年齢が高くなるとともに、M字型カーブの傾向がゆるやかになっています。



資料：国勢調査

注記：就業率とは、15歳以上人口に占める就業人口の割合



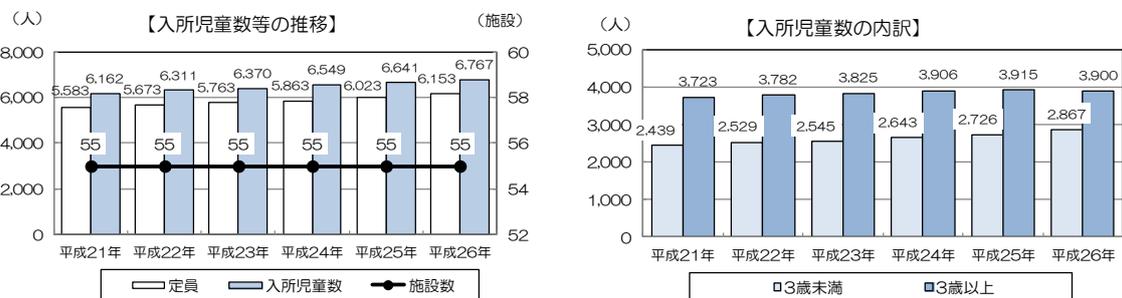
3 行政サービス等の状況

(1) 保育所（園）の状況

本市には、公立保育所 15 か所、私立保育所（園）40 か所の合計 55 か所の認可保育所があります。入所児童数については、近年の保育需要の高まりなどから年々増加し続けており、平成 26 年 4 月 1 日現在、定員 6,153 人に対して、定員の弾力化により 6,767 人が入所しています。

待機児童数については、リーマンショック以降の社会経済状況等の影響を受けて保育需要の増加に伴い、平成 21 年から発生しています。平成 23 年には 48 人でしたが、既存保育所（園）の定員増や定員の弾力化を行うことにより、平成 26 年 4 月 1 日現在、0 人に減少しています。

今後も、地域別の保育ニーズ等を考慮し、待機児童の解消に努める必要があります。



資料：子育て支援室（各年 4 月 1 日現在）

地域別にみた保育所（園）入所児童数及び待機児童数

地域別	平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
	定員	入所	待機															
北 部	1,366	1,483	0	1,376	1,512	0	1,376	1,507	13	1,376	1,536	0	1,416	1,555	0	1,416	1,592	0
中 部	1,326	1,436	13	1,326	1,448	0	1,346	1,465	11	1,366	1,507	14	1,406	1,514	4	1,466	1,582	0
南 部	1,736	1,941	21	1,766	1,978	19	1,806	2,000	17	1,866	2,080	18	1,906	2,114	4	1,926	2,109	0
東 部	1,155	1,302	6	1,205	1,373	0	1,235	1,398	7	1,255	1,426	0	1,295	1,458	0	1,345	1,484	0
合 計	5,583	6,162	40	5,673	6,311	19	5,763	6,370	48	5,863	6,549	32	6,023	6,641	8	6,153	6,767	0

資料：子育て支援室（各年 4 月 1 日現在）

待機児童

保育所入所要件に該当し、入所申込書を出しながら、保育所に入所していない児童をいう。但し、簡易保育所等の地方単独事業により保育を受けているもの及び他に入所可能な保育所がありながら特定の保育所を希望しているなど私的な理由で待機しているものは待機児童に含みません。

地域別にみた保育所（園）入所児童数（3歳未満・3歳以上）

地域別	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	3歳未満	3歳以上										
北 部	657	826	677	835	666	841	692	844	707	848	754	838
中 部	567	869	586	862	590	875	603	904	602	912	667	915
南 部	756	1,185	780	1,198	783	1,217	827	1,253	864	1,250	885	1,224
東 部	459	843	486	887	506	892	521	905	553	905	561	923
合 計	2,439	3,723	2,529	3,782	2,545	3,825	2,643	3,906	2,726	3,915	2,867	3,900

資料：子育て支援室（各年 4 月 1 日現在）

(2) 保育サービス等の状況

すべての保育所（園）で7時から19時までの保育を実施し、一部の私立保育所（園）では20時までの延長保育を実施しています。保護者の夜間就労などに対応する夜間保育事業については、平成18年度から私立保育所（園）1か所で実施し、平成25年度の延べ利用者数は591人となっています。

保育所（園）に入所していない児童を保護者の入院などの緊急時や育児疲れ解消などを理由に一時的に預かる一時預かり事業^{*}については、平成4年度から取り組み、平成25年度では、私立保育所（園）13か所で延べ利用者数14,782人に対して実施し、平成26年度には14か所に拡大しました。また、この一時預かり事業の利用者が年々増大していたことから、平成19年度からは保護者の週2、3日程度就労などの場合に保育を行う特定保育事業^{*}を本格的にスタートさせ、平成25年度の延べ利用者数は16,153人となっています。

4エリア別にみると、一時預かり事業は、各エリアで利用が増加しており、特に南部で大幅に利用が増加しています。また特定保育事業も、各エリアで利用が増加し、特に東部では平成24年度に大幅に増加しています。

保護者の就労形態が多様化している中、日曜、祝日等においても保育の実施が求められています。こうした保育需要に対応するため、保育所に入所し、休日等においても保育が必要な乳幼児を対象とした休日保育事業を、平成24年度から私立保育所（園）1か所で実施し、平成25年度の延べ利用者数は373人に増加しています。

病気やその回復期の児童の保育を行う病児保育事業は、小児科のある医療機関で実施し、平成25年度の利用は延べ3,084人となっています。市内4エリア別にみると各エリアとも一定の利用者数がみられます。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ^{*}・トワイライトステイ^{*}）については、保護者の疾病、仕事等の理由により家庭での養育が困難になった場合に一時的に児童を預かる事業で、市外の7か所の児童養護施設と市内1施設（ファミリーポートひらかた）に委託して実施しています。ショートステイの利用状況は増加傾向、トワイライトステイの利用状況は減少傾向となっています。

一時預かり事業

保護者の傷病や入院などの緊急時や、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合、保育所（園）で一時的に子どもを預かる事業

特定保育事業

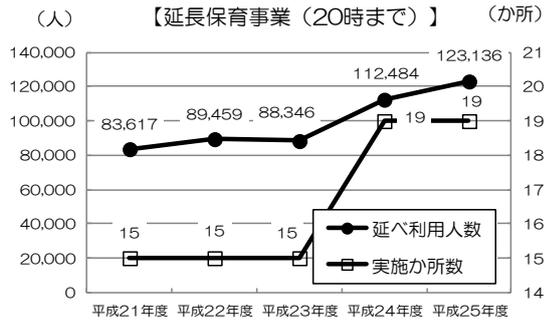
保護者が週2～3日程度の就労で子どもの保育ができない場合、保育所（園）で子どもを預かる事業

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる（宿泊も伴う）事業

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

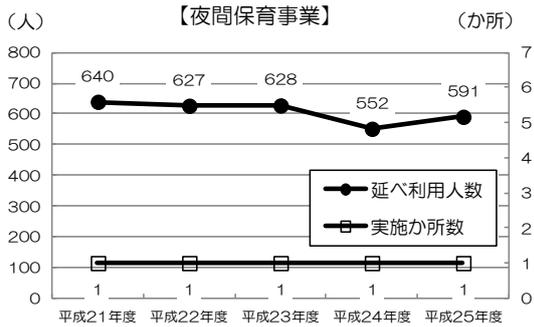
保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が困難な場合、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業



地域別延長保育事業の推移

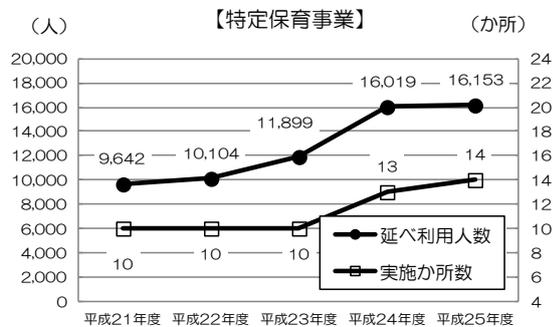
(単位：人)

地域別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
北部	17,251	15,203	12,187	14,957	15,262
中部	7,622	8,033	8,532	9,730	11,781
南部	37,755	41,779	43,267	47,305	56,744
東部	20,989	24,444	24,360	40,492	39,349
合計	83,617	89,459	88,346	112,484	123,136



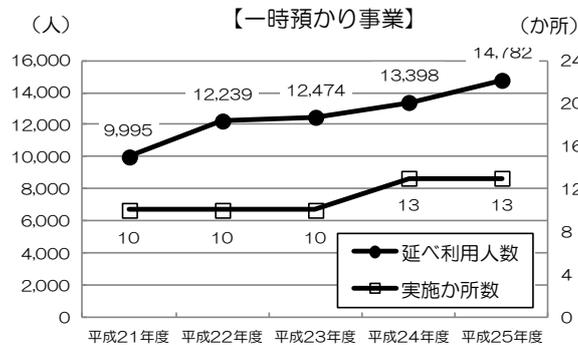
休日保育事業の実績

平成24年度		平成25年度	
実施か所数 (か所)	延べ利用人数 (人)	実施か所数 (か所)	延べ利用人数 (人)
1	228	1	373



地域別特定保育事業の推移

地域別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	実施か所数 (か所)	延べ利用人数 (人)								
北部	2	2,460	2	2,570	2	2,260	3	3,599	3	3,582
中部	2	756	2	1,227	2	2,202	3	2,083	3	2,616
南部	3	2,126	3	2,168	3	2,615	4	3,204	5	3,948
東部	3	4,300	3	4,139	3	4,822	3	7,133	3	6,007
合計	10	9,642	10	10,104	10	11,899	13	16,019	14	16,153



資料：子育て支援室

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

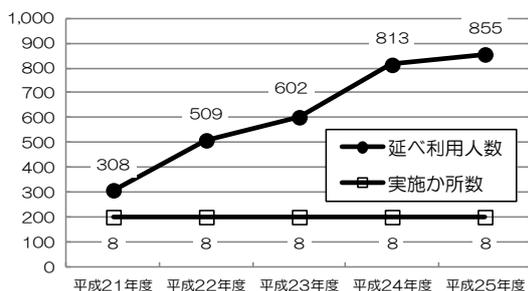
地域別一時預かり事業の推移

(単位：人)

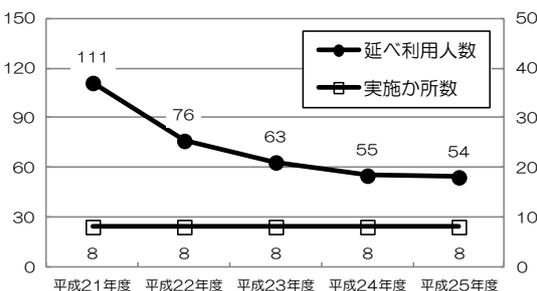
地域別	平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	非定型就労	緊急	育児疲れ等	合計	非定型就労	緊急	育児疲れ等	合計	非定型就労	緊急	育児疲れ等	合計	非定型就労	緊急	育児疲れ等	合計	非定型就労	緊急	育児疲れ等	合計
北部	1,209	385	965	2,559	1,239	226	1,426	2,891	1,406	305	1,517	3,228	1,103	399	1,551	3,053	1,345	363	1,695	3,403
中部	408	156	1,472	2,036	484	146	1,534	2,164	317	110	1,258	1,685	417	146	1,473	2,036	461	195	2,347	3,003
南部	858	409	1,241	2,508	775	439	1,724	2,938	1,174	354	1,256	2,784	1,473	840	2,220	4,533	1,521	773	2,221	4,515
東部	732	107	2,053	2,892	1,000	360	2,886	4,246	1,120	444	3,213	4,777	946	436	2,394	3,776	1,204	51	2,606	3,861
合計	3,207	1,057	5,731	9,995	3,498	1,171	7,570	12,239	4,017	1,213	7,244	12,474	3,939	1,821	7,638	13,398	4,531	1,382	8,869	14,782

資料：子育て支援室

(人) 【子育て短期支援事業(ショートステイ)】 (か所)

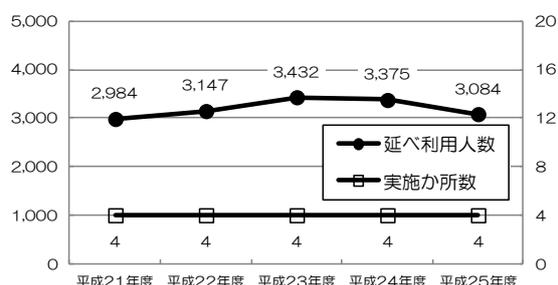


(人) 【子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】 (か所)



資料：家庭児童相談所

(人) 【病児保育】 (か所)



資料：子育て支援室

地域別病児保育の推移

(単位：人)

地域別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	定員	延べ利用児童数								
北部	4	971	4	1,039	4	1,036	6	991	6	1,177
中部	5	627	5	502	5	634	5	547	5	393
南部	8	1,248	8	1,099	8	1,222	8	1,320	8	997
東部	4	138	4	507	4	540	4	517	4	517
合計	21	2,984	21	3,147	21	3,432	23	3,375	23	3,084

資料：子育て支援室

認可外保育施設の利用児童数

施設種別	施設数(か所)	定員(人)	歳別利用者数(人)													
			0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
			枚方市	市外	枚方市	市外	枚方市	市外	枚方市	市外	枚方市	市外	枚方市	市外	枚方市	市外
事業所内保育施設	12	238	19	17	40	10	31	10	7	2	2	0	0	0	99	39
			36		50		41		9		2		0		138	
その他の認可外保育施設	14	419	11	0	59	9	65	17	81	17	31	14	24	10	271	67
			11		68		82		98		45		34		338	
合計	26	657	30	17	99	19	96	27	88	19	33	14	24	10	370	106
			47		118		123		107		47		34		476	

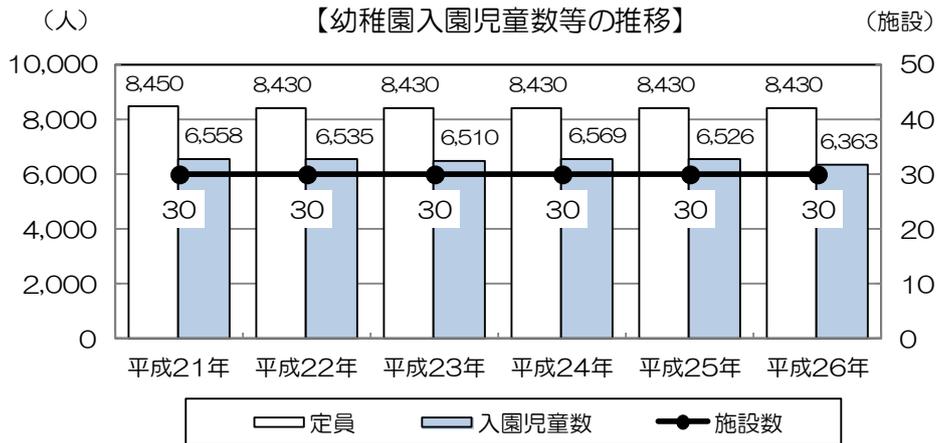
資料：子育て支援室(平成25年10月1日現在)

(3) 幼稚園の状況

本市には、公立幼稚園 11 園、私立幼稚園 19 園があります。

公立幼稚園は4、5歳児、私立幼稚園は3歳児から5歳児を対象とし、合わせて園児数は、平成26年5月1日現在、6,363人となっています。

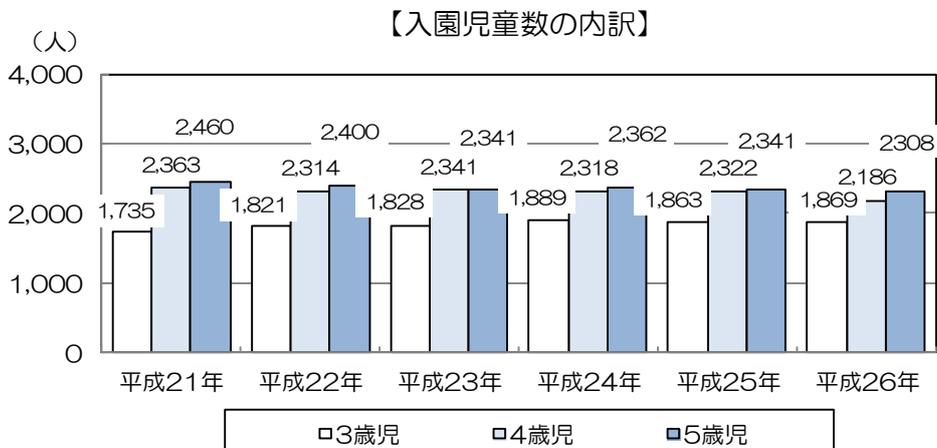
通常の教育時間終了後に幼児を引き続き預かる「一時預かり事業」を私立幼稚園では全園で実施しています。公立幼稚園でも地域と連携した園開放を行い、子どもたちへの安全安心な遊び場と保護者への子育て支援の場を提供しています。



地域別幼稚園入園児童数等の推移

(単位：人)

地域別	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	定員	入園児童数										
北 部	2,455	1,377	2,435	1,430	2,435	1,523	2,435	1,564	2,435	1,588	2,435	1,512
中 部	1,570	1,228	1,570	1,241	1,570	1,221	1,570	1,216	1,570	1,180	1,570	1,158
南 部	1,910	1,650	1,910	1,587	1,910	1,510	1,910	1,523	1,910	1,527	1,910	1,482
東 部	2,515	2,303	2,515	2,277	2,515	2,256	2,515	2,266	2,515	2,231	2,515	2,211
合 計	8,450	6,558	8,430	6,535	8,430	6,510	8,430	6,569	8,430	6,526	8,430	6,363



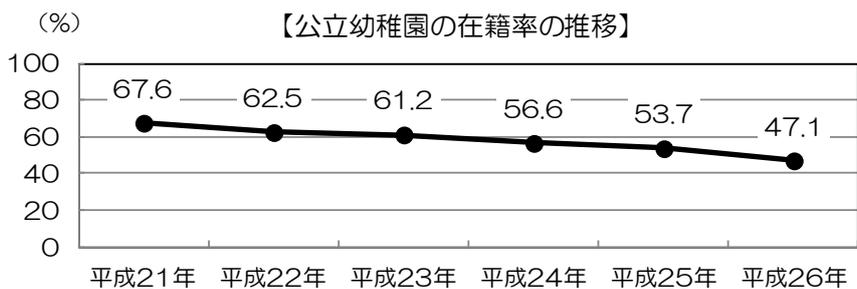
資料：教育委員会（各年5月1日現在）

注記：入園児童数は、幼稚園の所在地別に集計した値である。

地域別入園児童数の内訳（年齢区分別）

（単位：人）

地域別	平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
	3歳児	4歳児	5歳児															
北 部	383	489	505	410	521	499	432	554	537	438	563	563	469	539	580	447	533	532
中 部	308	452	468	365	414	462	359	434	428	360	425	431	329	429	422	349	386	423
南 部	367	630	653	367	578	642	365	567	578	385	564	574	381	578	568	373	535	574
東 部	677	792	834	679	801	797	672	786	798	706	766	794	684	776	771	700	732	779
合 計	1,735	2,363	2,460	1,821	2,314	2,400	1,828	2,341	2,341	1,889	2,318	2,362	1,863	2,322	2,341	1,869	2,186	2,308



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

地域別公立幼稚園の在籍率の推移

（単位：％）

地域別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
北 部	59.5	52.6	55.2	52.1	48.1	36.4
中 部	54.6	50.0	44.6	38.2	37.1	37.5
南 部	78.4	76.1	76.3	69.8	68.4	63.9
東 部	76.2	67.1	60.0	59.5	52.9	42.4
全 体	67.6	62.5	61.2	56.6	53.7	47.1

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

地域別幼稚園の一時預かりの状況（平成25年度）

地域別	実施か所	休業日 （延べ日数）	長期休養 （延べ日数）
北 部	7	2	233
中 部	4	48	146
南 部	3	0	91
東 部	5	116	214
合 計	19	166	684

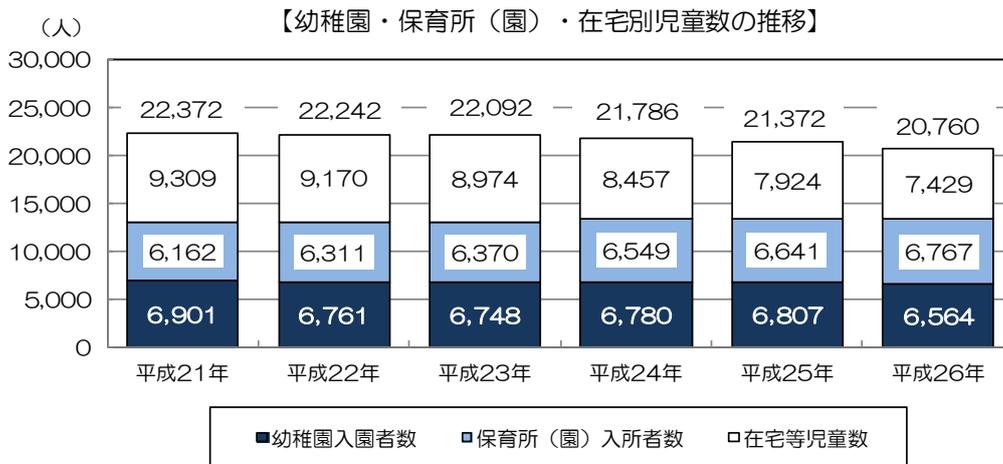
資料：大阪府私学・大学課

(4) 就学前児童の保育等の状況

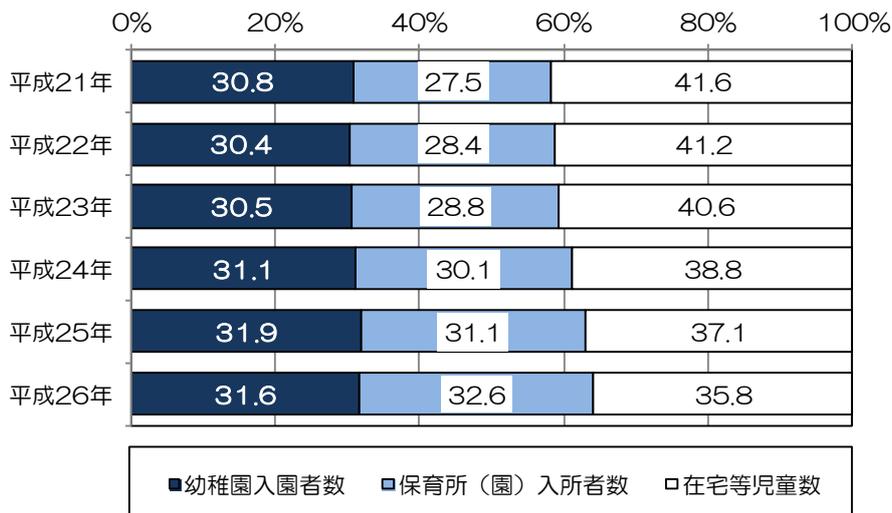
本市における就学前児童数は、減少傾向が続いています。

保育所（園）及び幼稚園の入園児童数の推移をみると、保育所（園）の入所児童数については、近年の保育需要の高まりなどから年々増加し続けています。これに対して幼稚園入園児は減少してきています。

就学前児童の幼稚園の入園及び保育所（園）の入所を合わせた割合は年々増加しており、核家族化の進行、就労形態の多様化などを背景とした保育需要は、今後も一層高まることが予想されます。



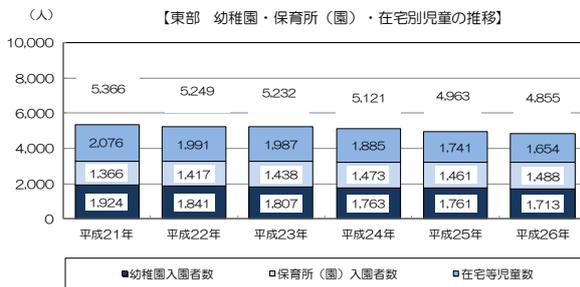
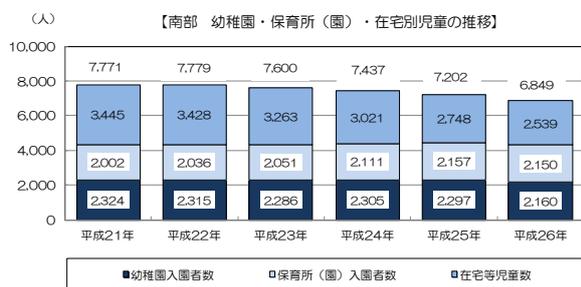
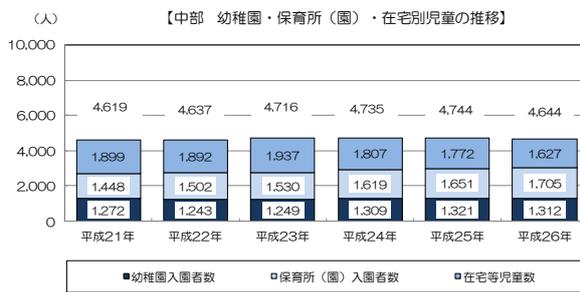
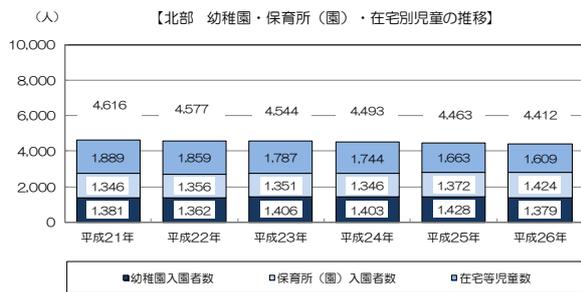
【幼稚園・保育所（園）・在宅別児童数の割合の推移】



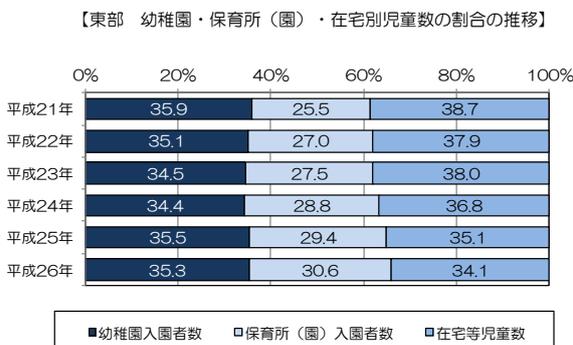
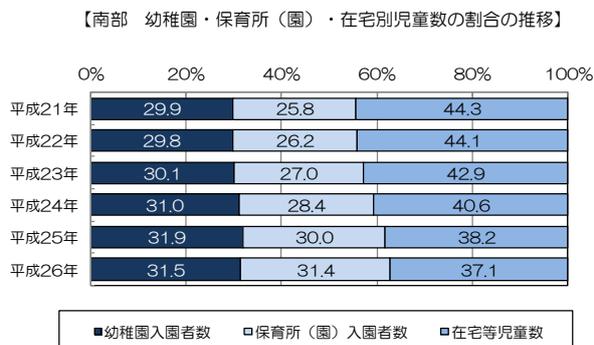
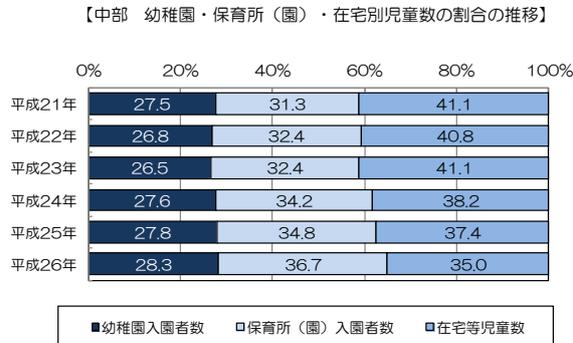
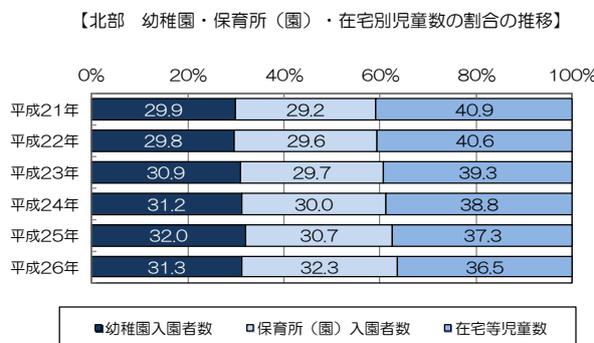
資料：総務管理課、子育て支援室、教育委員会

注記：保育所（園）の入所者数は、入所（園）児童の住所地で各年4月1日現在において集計した値である。幼稚園入園者数は、公立幼稚園については園の所在地で各年5月1日現在、私立幼稚園については入園児童の住所地で平成25年までは年度末時点、平成26年は12月10日において集計した値である。

地域別幼稚園・保育所（園）・在宅別児童数の推移



地域別幼稚園・保育所（園）・在宅別児童数の割合の推移



(5) 母子保健事業の状況

保健センターでは、妊娠・出産・育児をとおして母性・父性が育まれ、乳幼児が心身ともに健やかに育つことを目指して、さまざまな事業を実施しています。

妊娠届出時に母子健康手帳と妊婦健康診査受診券・妊産婦歯科健康診査受付票などを配布し、母子の健康管理、安心・安全な出産と妊娠期の歯科保健に取り組んでいます。

4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児（歯科）、3歳6か月児を対象とした乳幼児健康診査、子育てコール^{*}、乳幼児健康相談といった健康相談事業やマタニティスクール^{*}、離乳食講習会等の子育てに関する健康教育事業も実施しています。

また、妊産婦及び新生児、乳幼児に対する助産師及び保健師などによる訪問指導に取り組み、平成24年度からは、低体重児の届出の受理と未熟児に対する訪問指導なども実施し、健康診査受診率、訪問件数共に増加傾向にあります。



マタニティスクール



離乳食プチ講座（4か月児健康診査時）

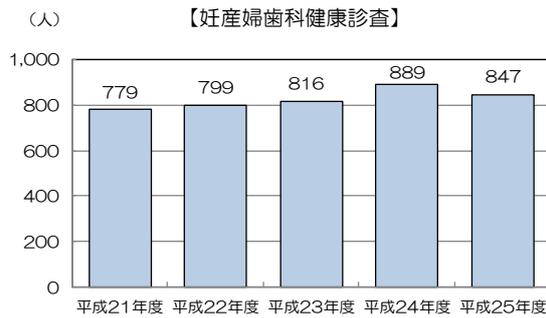
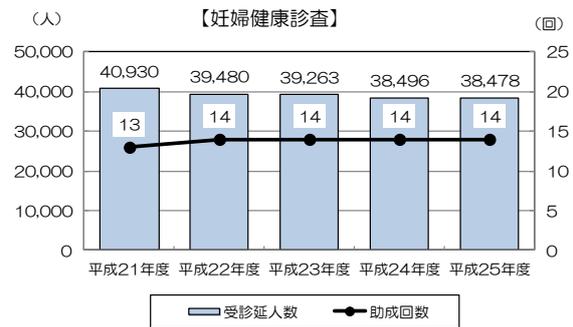
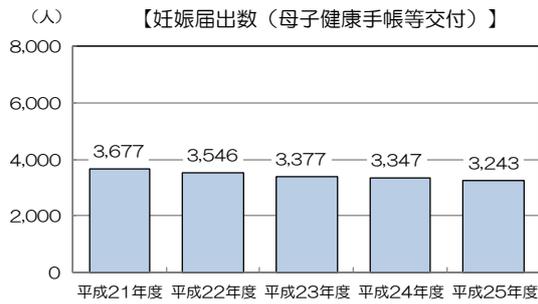
子育てコール

子どもの病気予防や発育、育児に関する保健センターの保健師等による専用電話相談

マタニティスクール

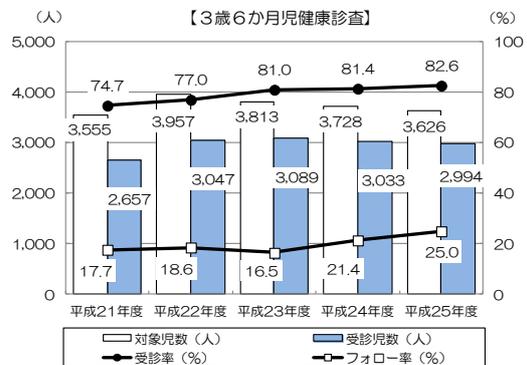
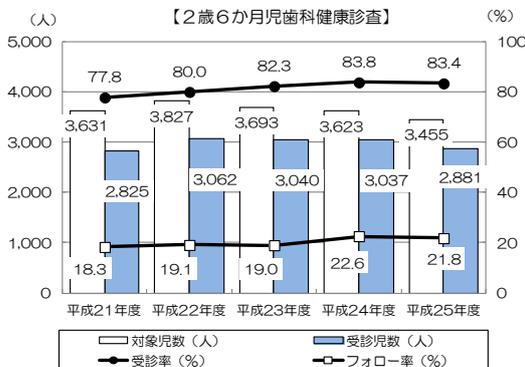
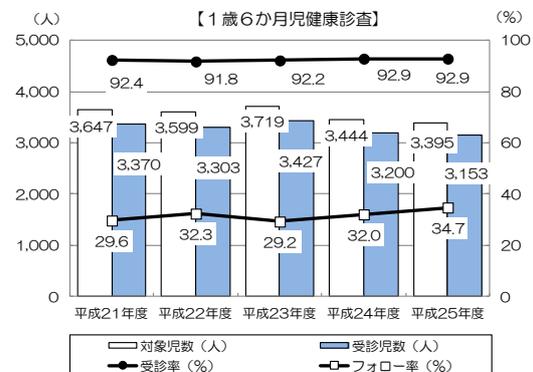
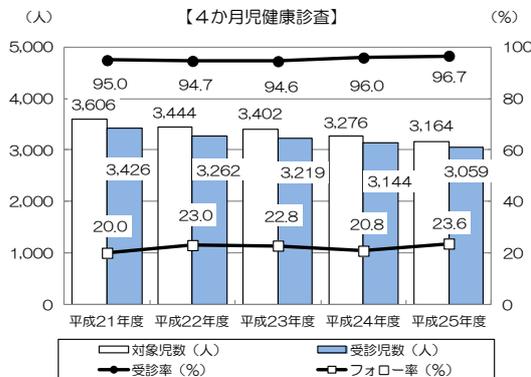
妊婦及びその家族が妊娠・出産・育児について学ぶ講座

①妊産婦の保健事業



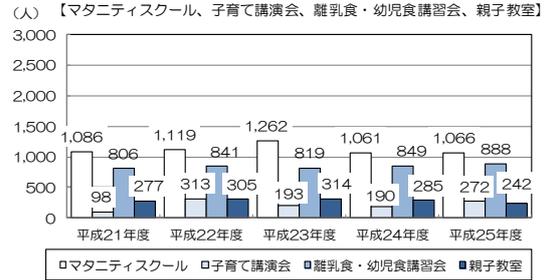
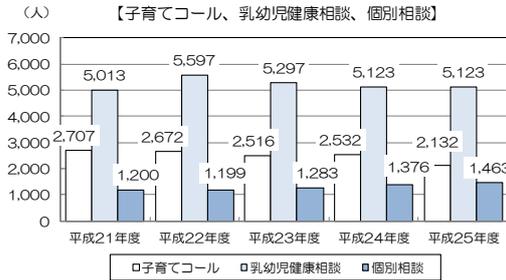
資料：保健センター

②乳幼児健康診査



注：フォロー率とは、健診後に経過観察を要する児童の比率

③健康相談・健康教育事業等



④訪問指導



⑤未熟児等の保健事業

【未熟児等の保健事業】

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度
低体重児届出の受理件数	208	274
未熟児訪問	182	378

資料：保健センター

(6) 地域の子育て支援の状況

本市では、在宅で子育てをする保護者の育児に関する不安や負担感の軽減を図り、子どもの健やかな育ちを促すため、各種子育て支援事業を実施しています。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（保健センターによる新生児家庭訪問実施世帯を除く。）を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施しています。

また、生後5か月から8か月の頃と1歳の誕生日には、身近な子育て支援の場である保育所（園）を訪問してもらい、親子の育ちを支援する「保育所（園）ふれあい体験事業」を市内55か所の認可保育所（園）で実施しています。

さらに、地域子育て支援拠点事業[※]を12か所（公私立保育所（園）への併設型施設9か所、公共施設や公立幼稚園跡地を活用して設置している単独施設3か所）で実施し、地域の子育て親子が多数利用しています。単独施設は保育所併設型よりも開所時間が長く、施設規模も大きいことから、利用者が多く、特に北部エリアでの利用者数が増加しています。なお、平成24年度については、サブリ村野の改修工事に伴い「広場さびり」が休業していたため、中部エリアでの利用者数が減っています。

市内8か所の図書館等では、「ふれあいルーム」[※]を開設しており、利用者は毎年増加しています。

また、校区福祉委員会が44の小学校区で親子の集いの場であり、保護者の交流や情報提供ができる「子育てサロン」を開催しているほか、民生委員児童委員協議会がラポールひらかたにおいて、子育てサロンほんわかルーム「ゆりかご」を開催しています。

このほか、各地域の生涯学習市民センター、保育所（園）、幼稚園、サブリ村野、教育文化センターなどを拠点に、自主的な子育てサークルやNPO法人が活動しています。

子どもの預かり事業では、「ファミリー・サポート・センター事業」*を実施し、会員数は増加傾向にあります。活動件数は、平成23年度までは微増ですが、平成24年度から減少しています。

社会教育課の家庭教育支援事業では、「親学習講座」などを実施し、子育てや親のあり方についての情報や知識、親同士のコミュニケーションの場などを提供しています。



子育て応援 親学習講座の様子

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業

ふれあいルーム事業

本とふれあいながら親子の交流ができる場として、市内8か所の図書館等で、市民団体等の運営により、絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどを実施する事業

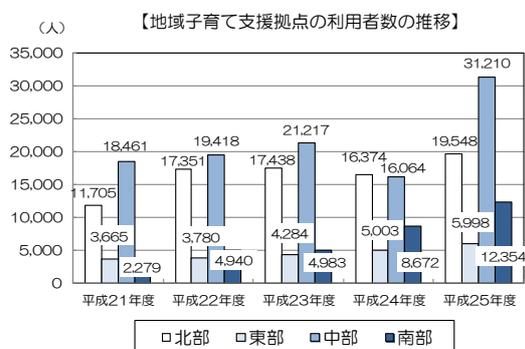
ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所（園）、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営する事業

地域別子育て支援拠点 設置数

(単位：か所)

	北部	東部	中部	南部
平成21年度	2	2	1	3
平成22年度	2	2	1	3
平成23年度	2	2	1	3
平成24年度	2	3	3	4
平成25年度	2	3	3	4



資料：子育て支援室

乳児家庭全戸訪問事業
(こんには赤ちゃん事業)

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問家庭数	1,500	2,960	2,663	2,447

注：平成22年10月より事業開始

ファミリー・サポート・センター事業

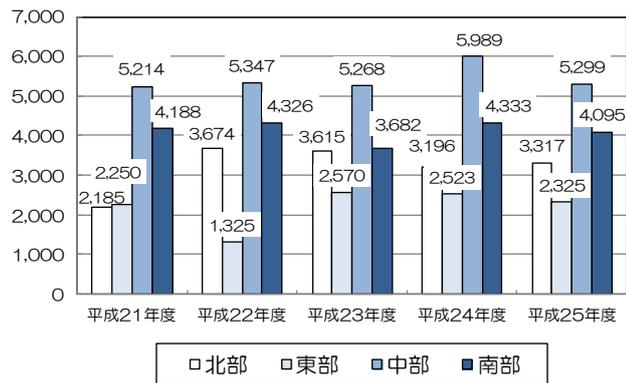
年 度	依頼会員 (人)	提供会員 (人)	両方会員 (人)	計 (人)	活動件数 (件)
平成22年度	992	261	155	1,408	2,651
平成23年度	1,086	254	145	1,485	2,678
平成24年度	1,221	251	132	1,604	2,253
平成25年度	1,229	245	124	1,598	1,870

ふれあいルーム事業 開設箇所数

(単位：か所)

	北部	東部	中部	南部
平成21年度	2	2	2	2
平成22年度	2	2	2	2
平成23年度	2	2	2	2
平成24年度	2	2	2	2
平成25年度	2	2	2	2

【ふれあいルーム事業の利用延べ人数の推移】



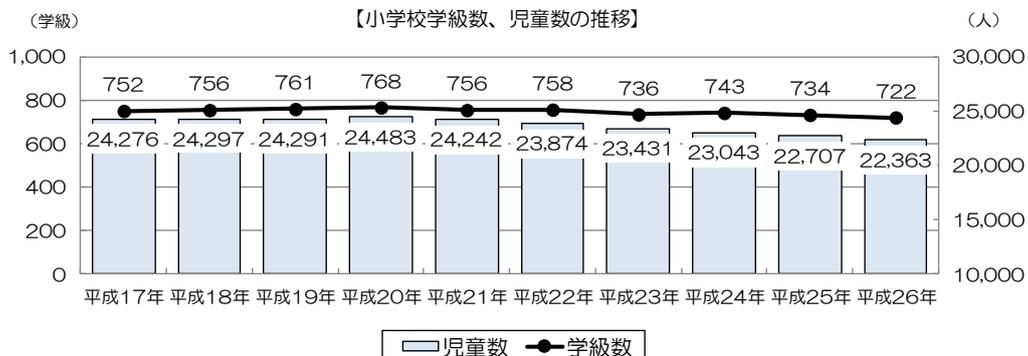
資料：子育て支援室

(7) 小・中学校の状況

①児童・生徒数の推移

平成26年5月1日現在、市内には、45の公立小学校があり、722学級、児童数は22,363人であり、平成21年度以降、児童数は減少傾向にあります。

一方、公立中学校は19校あり、303学級、生徒数は11,000人前後で推移しています。

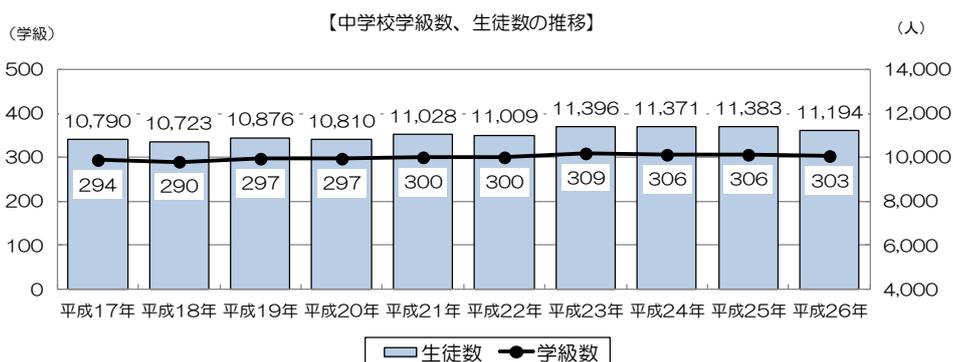


資料：教育委員会（各年5月1日現在）

地域別小学校学級数、児童数の推移

(単位：学級数；学級、児童数；人)

地域別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	学級数	児童数										
北 部	164	5,222	162	5,082	154	4,946	155	4,792	152	4,754	151	4,686
中 部	168	4,992	167	4,852	163	4,657	167	4,575	161	4,496	156	4,405
南 部	240	7,878	244	7,889	241	7,875	243	7,812	245	7,695	242	7,613
東 部	184	6,150	185	6,051	178	5,953	178	5,864	176	5,762	173	5,659
合 計	756	24,242	758	23,874	736	23,431	743	23,043	734	22,707	722	22,363



地域別中学校学級数、生徒数の推移

(単位：学級数；学級、生徒数；人)

地域別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	学級数	生徒数										
北 部	65	2,421	66	2,414	72	2,589	72	2,649	70	2,586	67	2,484
中 部	69	2,465	67	2,330	65	2,390	63	2,301	64	2,290	62	2,177
南 部	103	3,757	104	3,864	110	4,060	109	4,053	111	4,202	114	4,228
東 部	63	2,385	63	2,401	62	2,357	62	2,368	61	2,305	60	2,305
合 計	300	11,028	300	11,009	309	11,396	306	11,371	306	11,383	303	11,194

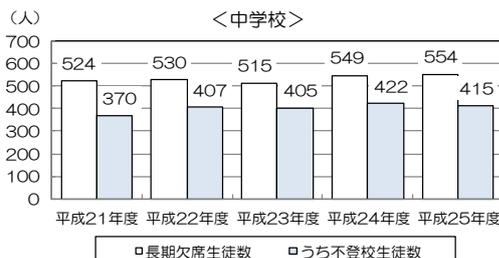
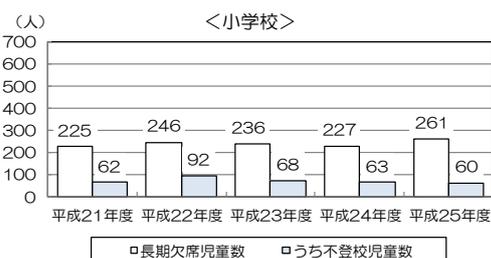
資料：教育委員会（各年5月1日現在）

②不登校・長期欠席等の状況

本市の小学校における長期欠席児童数は、230人前後で推移しており、そのうち不登校児童数は60人前後となっています。

また、中学校における長期欠席生徒数は500人台で推移しており、そのうち不登校生徒数は概ね400人前後で推移しています。

中学校は、小学校と比べて長期欠席及び不登校生徒数が多くなっています。

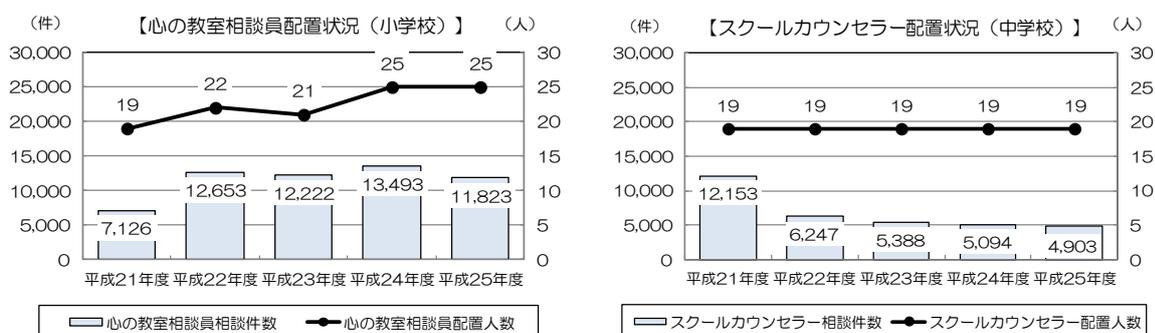


資料：教育委員会

③スクールカウンセラー等の配置状況

小学校では、平成25年度、心の教室相談員25人を全小学校に配置し、児童に対する相談支援を行っています。相談体制が認知されたことに伴い、相談件数は毎年12,000件前後となっています。

また、中学校には19校すべてにスクールカウンセラーを配置し、不登校や問題行動等の相談にあたっており、毎年5,000件前後の相談件数となっています。



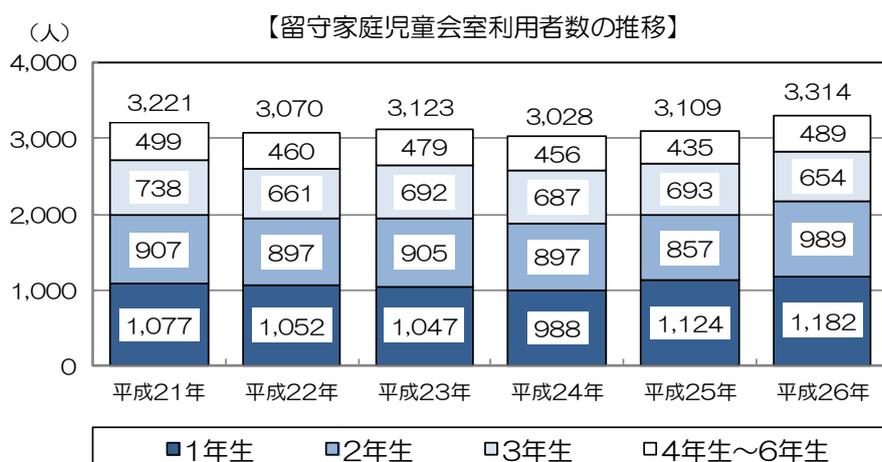
資料：教育委員会

④放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室）の状況

保護者が就労や病気などの理由により、家庭で十分に保育を受けることができない小学生児童（本市では1年生～4年生が対象）の豊かで安全な放課後の生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資することを目的に留守家庭児童会室を45の公立小学校全校に設置しています。

利用者数については、3,100人前後で推移しています。

また、平成23年度からは市内4ヶ所の拠点方式で障害のある第5・第6学年の児童の受け入れを行っています。（定員は各拠点5人）



資料：放課後児童課（各年5月1日現在）

注：平成23年度からは第5・第6学年の受け入れを開始

地域別留守家庭児童会室利用者数の推移

(単位：人)

地域別	平成21年					平成22年					平成23年				
	1年生	2年生	3年生	4年生	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	合計	1年生	2年生	3年生	4年生～6年生	合計
北 部	220	214	161	114	709	247	182	164	90	683	235	209	144	123	711
中 部	253	191	166	124	734	243	217	139	99	698	216	205	159	98	678
南 部	322	284	225	152	983	306	271	206	163	946	351	272	206	153	982
東 部	282	218	186	109	795	256	227	152	108	743	245	219	183	105	752
合 計	1,077	907	738	499	3,221	1,052	897	661	460	3,070	1,047	905	692	479	3,123

地域別	平成24年					平成25年					平成26年				
	1年生	2年生	3年生	4年生～6年生	合計	1年生	2年生	3年生	4年生～6年生	合計	1年生	2年生	3年生	4年生～6年生	合計
北 部	188	193	153	93	627	213	169	156	97	635	242	191	122	103	658
中 部	222	206	147	95	670	243	195	158	94	690	271	216	143	119	749
南 部	323	288	212	133	956	368	263	222	128	981	395	331	209	161	1,096
東 部	255	210	175	135	775	300	230	157	116	803	274	251	180	106	811
合 計	988	897	687	456	3,028	1,124	857	693	435	3,109	1,182	989	654	489	3,314

資料：放課後児童課（各年5月1日現在）

(8) 相談事業の状況

①家庭児童相談

家庭児童相談所では、子育て、親子関係、友達関係のことなど18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じており、子どもや親への面接のほか、遊戯療法や心理テストなどを実施しています。また、児童虐待防止に向けた、ネットワークによる支援や家庭への支援なども行っています。

相談件数は年々増加していましたが、平成25年度は延べ相談対応件数13,753件と減少しています。

家庭児童相談延べ件数

(単位：件)

	虐待	養護 その他	言語 発達	知的 障がい 相談	自閉症等 相談	障がいそ その他	非行	性格 行動	不登校	育成 その他	その他	計
平成21年度	7,496	53	816	182	638	50	143	1,507	415	243	127	11,670
平成22年度	9,618	30	819	169	603	37	72	1,511	381	328	54	13,622
平成23年度	11,298	37	790	132	448	22	44	1,578	350	300	55	15,054
平成24年度	12,249	30	621	186	522	12	35	1,398	296	215	67	15,631
平成25年度	10,446	87	411	156	407	13	22	1,638	348	163	62	13,753

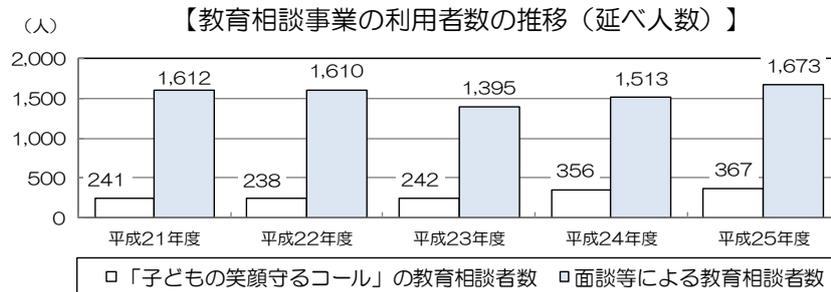
資料：家庭児童相談所

②教育相談

保護者や児童・生徒、教職員等からの、教育や学校生活上の問題に関して教育文化センター等において、電話や面談による相談を受け、適切なアドバイスを行っています。また、相

談者の依頼に応じて、面談による継続的なカウンセリングも行っています。

「子どもの笑顔を守るコール」の教育相談者数は、平成25年度で367人となっています。一方、面談等による教育相談者数は1,500人前後で推移しています。

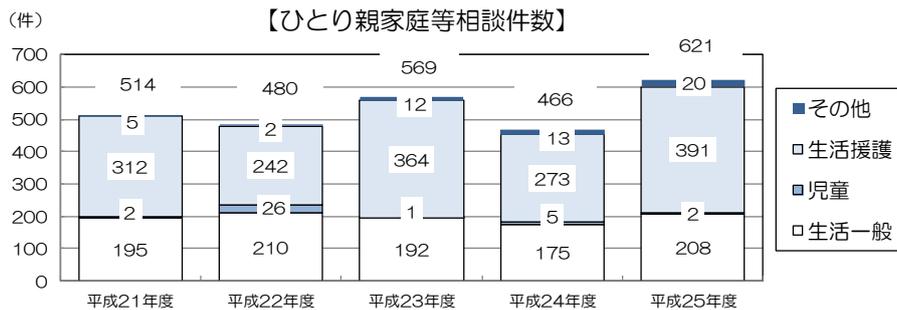


資料：教育委員会

③ひとり親家庭等相談

ひとり親家庭や寡婦の方などに対して、生活の安定、自立のために、福祉資金の貸付、就労支援など、各種施策の活用についての相談に、母子・父子自立支援員が応じています。

相談件数は平成25年度で621件であり、相談内容は生活援護に関する相談が多くなっています。



資料：子ども青少年課



4 ニーズ調査等からみた子どもの状況と子育て家庭の実態

※表・グラフ中のNは、質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

(1) 小学生の日常生活

①平日放課後および土曜日、休日の日常的な過ごし方

平日放課後の日常的な過ごし方をみると、14時～16時では「学校にいる（授業、遊び、放課後自習教室）」が72.7%で最も多く、16時～18時になると「家や公園などで友達と過ごす」が41.6%で最も多く、次いで「学習塾や習い事」が20.0%、「留守家庭児童会室で過ごす」が9.5%などとなっています。

18時～20時及び20時以降では、ともに「保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす」が最も多く、次いで「きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす」などとなっています。

土曜日や休日の日常的な過ごし方をみると、「保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす」が47.5%、62.3%でともに最も多く、次いで「きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす」が16.6%、17.1%、「家や公園などで友達と過ごす」が11.2%、6.5%などとなっています。

平日放課後の日常的な過ごし方(N=1138)

	1位	2位	3位
14時～16時	学校にいる（授業、遊び、放課後自習教室） 72.7%	家や公園などで友達と過ごす 7.4%	留守家庭児童会室で過ごす 6.3%
16時～18時	家や公園などで友達と過ごす 41.6%	学習塾や習い事 20.0%	留守家庭児童会室で過ごす 9.5%
18時～20時	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 54.6%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 18.8%	家で勉強する 10.5%
20時以降	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 71.7%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 17.1%	家で勉強する 3.3%

土曜日・休日の日常的な過ごし方(N=1138)

	1位	2位	3位	4位
土曜日	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 47.5%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 16.6%	家や公園などで友達と過ごす 11.2%	学習塾や習い事 8.6%
休日	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 62.3%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 17.1%	家や公園などで友達と過ごす 6.5%	クラブ活動や地域活動（子ども会活動、スポーツ活動） 6.1%

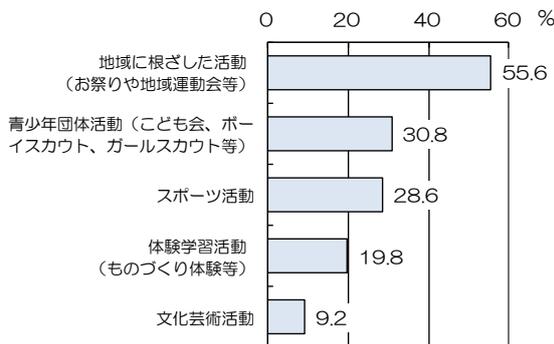
資料：小学生調査

②参加経験のある地域活動、今後参加したい地域活動

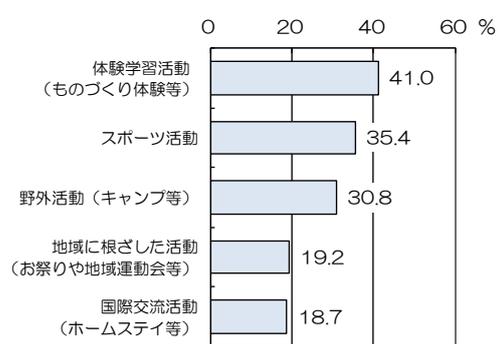
小学生が参加したことがある地域活動は、「地域に根ざした活動（お祭りや地域運動会等）」が55.6%で最も多く、次いで「青少年団体活動（こども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等）」が30.8%、「スポーツ活動」が28.6%などとなっています。

また参加したことはないが、今後参加したいと思っている地域の活動は、「体験学習活動（ものづくり体験等）」が41.0%で最も多く、次いで「スポーツ活動」が35.4%、「野外活動（キャンプ等）」が30.8%などとなっています。

子どもが参加経験のある地域活動
上位5活動(N=1138、複数回答)



子どもが参加したいと思っている地域活動
上位5活動(N=1138、複数回答)



資料：小学生調査

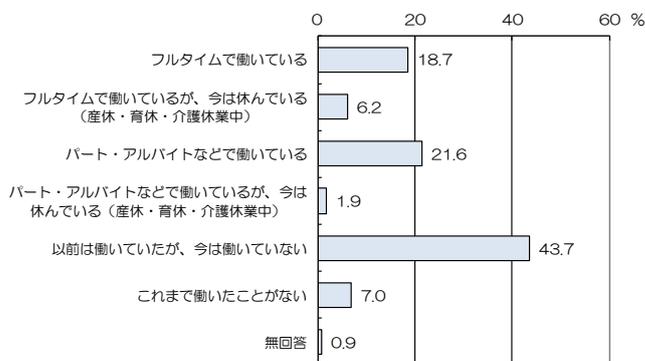
(2) 保護者の就労及び育児休業取得の状況（就学前児童）

①母親の就労状況

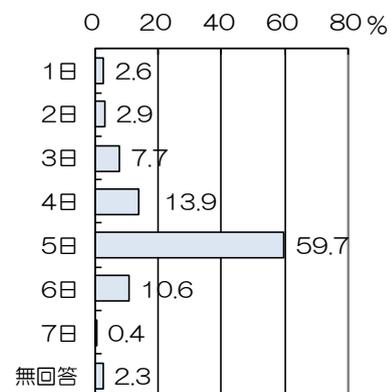
母親の現在の就労については、「以前は働いていたが、今は働いていない」が43.7%と最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が21.6%、「フルタイムで働いている」が18.7%などとなっています。

母親の1週間当たりの就労日数は「5日」が59.7%で最も多く、次いで「4日」が13.9%、「6日」が10.6%などとなっています。

母親の就労状況 (N=1594)



母親の1週当たりの就労日数 (N=771)



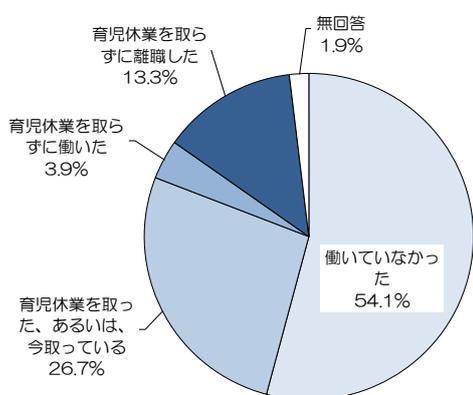
資料：就学前児童調査

②母親の育児休暇取得後の職場復帰

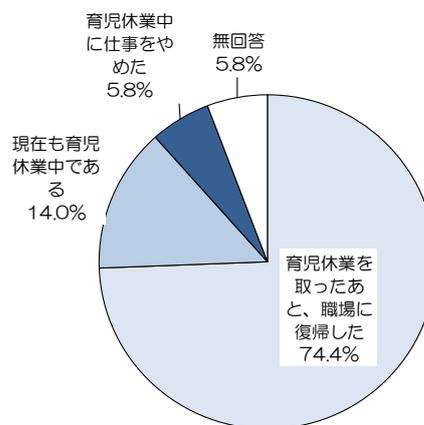
子どもが生まれたときに育児休暇を取ったかどうかについては、母親は「働いていなかった」が54.1%で最も多く、次いで「育児休暇を取った、あるいは、今取っている」が26.7%、「育児休暇を取らずに離職した」が13.3%などとなっています。

育児休暇後の職場復帰については、「育児休暇を取ったあと、職場に復帰した」が74.4%で最も多く、次いで「現在も育児休業中である」が14.0%、「育児休業中に仕事をやめた」が5.8%などとなっています。

(母親)子どもが生まれたときの育児休暇取得
(N=1594)



育児休暇取得後の職場復帰について
(N=465)



資料：就学前児童調査

(3) 子育ての実態

①子どもと一緒に過ごす時間と満足度

ア. 就学前児童

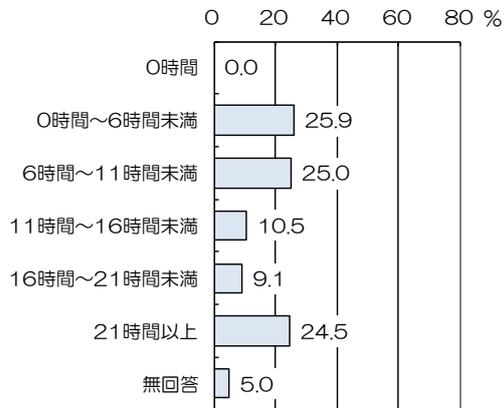
平日の母親の子どもと過ごす時間は「0時間～6時間未満」が25.9%で最も多く、次いで「6時間～11時間未満」が25.0%、「21時間以上」が24.5%などとなっています。その時間は「十分だと思う」が48.4%で最も多く、次いで「まあまあ十分だと思う」が22.1%、「あまり十分だと思わない」が15.1%などとなっています。休日の母親の子どもと過ごす時間は「21時間以上」が47.7%で最も多く、次いで「11時間～16時間未満」が33.4%などとなっています。その時間は「十分だと思う」が76.2%で最も多く、「まあまあ十分だと思う」が13.6%などとなっています。

平日の父親の子どもと過ごす時間は「0時間～6時間未満」が69.9%で最も多く、次いで「0時間」が9.8%などとなっています。その時間は「不十分だと思う」が36.8%で最も多く、次いで「あまり十分だと思わない」が23.8%、「まあまあ十分だと思う」が19.2%などとなっています。

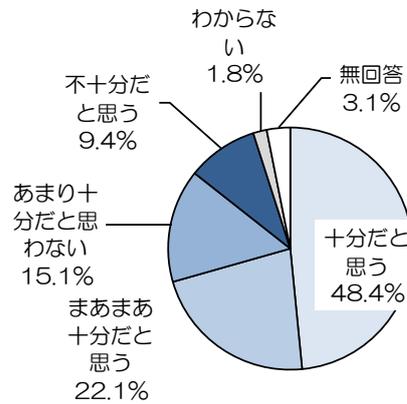
休日の父親の子どもと過ごす時間は「11時間～16時間未満」が29.5%で最も多く、次いで「21時間以上」が28.9%、「6時間～11時間未満」が16.2%などとなっています。その時間は「十分だと思う」が46.7%で最も多く、次いで「まあまあ十分だと思う」が25.2%などとなっています。

母親 平日(N=1594)

子どもと一緒に過ごす時間

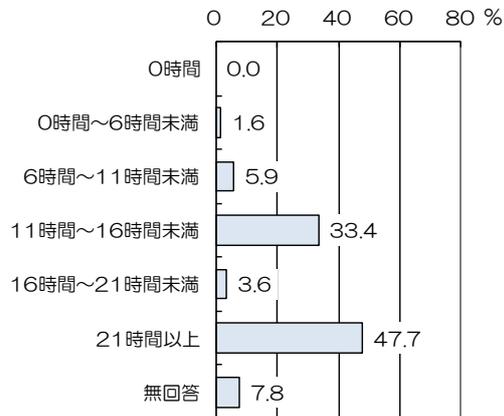


子どもと過ごす時間についての考え

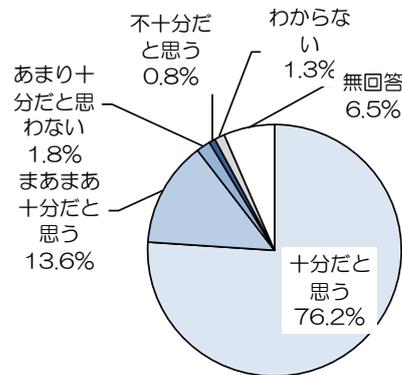


母親 休日(N=1594)

子どもと一緒に過ごす時間

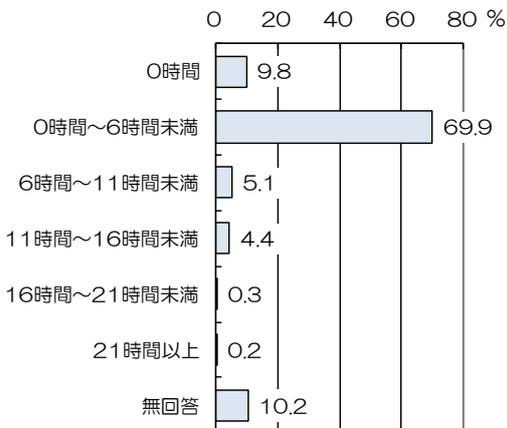


子どもと過ごす時間についての考え

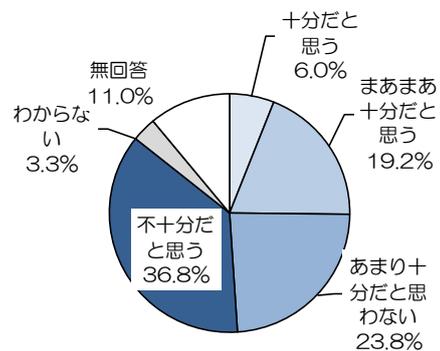


父親 平日(N=1594)

子どもと一緒に過ごす時間



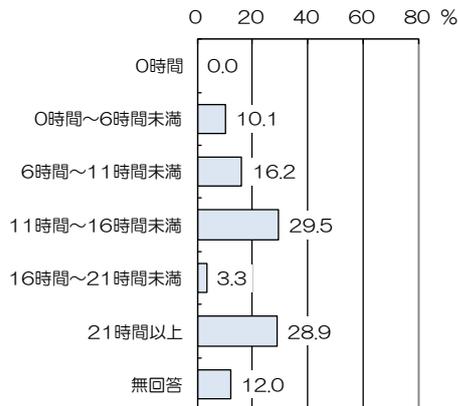
子どもと過ごす時間についての考え



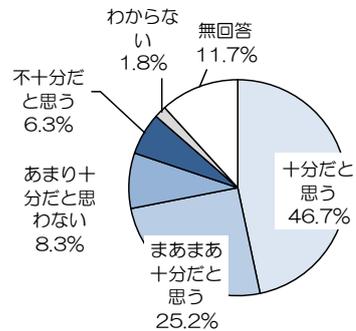
資料：就学前児童調査

父親 休日(N=1594)

子どもと一緒に過ごす時間



子どもと過ごす時間についての考え



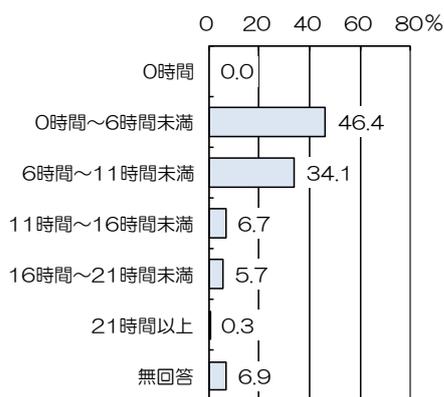
資料：就学前児童調査

イ. 小学生

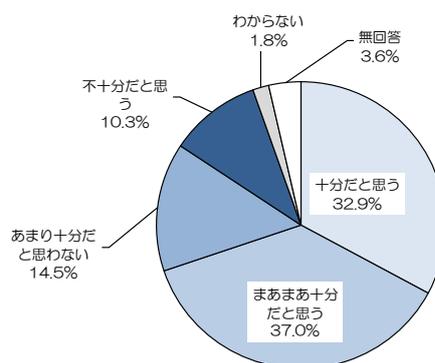
母親の子どもと過ごす1日当たりの時間は、「0時間~6時間未満」が46.4%で最も多く、次いで「6時間~11時間未満」が34.1%などとなっています。またその時間は「まあまあ十分だと思う」が37.0%で最も多く、次いで「十分だと思う」が32.9%、「あまり十分だと思わない」が14.5%などとなっています。

父親の子どもと過ごす1日当たりの時間は、「0時間~6時間未満」が71.6%で最も多く、次いで「6時間~11時間未満」が4.7%などとなっています。またその時間は「不十分だと思う」が30.9%で最も多く、次いで「あまり十分だと思わない」が25.9%、「まあまあ十分だと思う」が20.8%などとなっています。

母親の1日当たりの子どもと過ごす時間(N=1138)

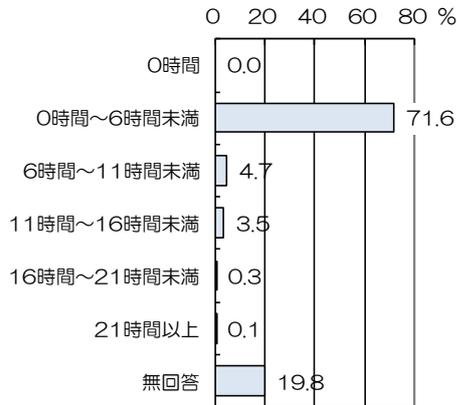


母親の1日当たりの子どもと過ごす時間についての考え(N=1138)

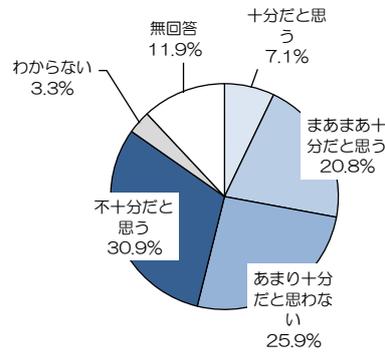


資料：小学生調査

父親の1日当たりの子どもと
過ごす時間(N=1138)



父親の1日当たりの子どもと
過ごす時間についての考え(N=1138)



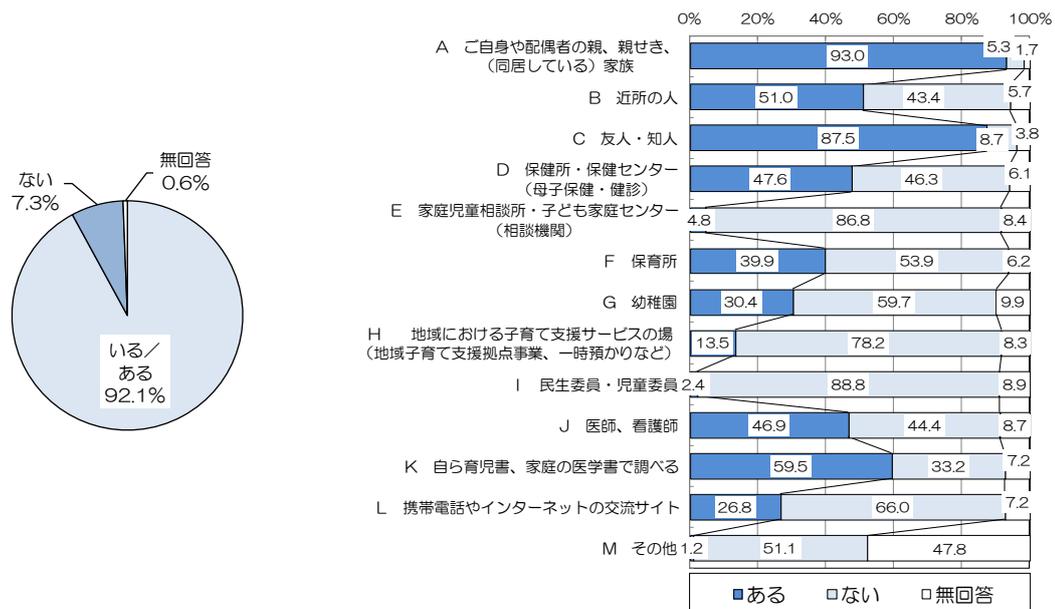
資料：小学生調査

②子育てに関する相談相手（就学前児童保護者）

子育てや健康、教育について、気軽に相談できる人、場所については、「いる／ある」が92.1%で最も多く、「ない」が7.3%となっています。

相談できる人、場所が「いる／ある」と回答した方の中で、相談先については、「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族」が93.0%、「友人・知人」が87.5%と約90%となっています。これらと比べて「地域における子育て支援サービスの場（地域子育て支援拠点事業、一時預かりなど）」は13.5%、「家庭児童相談所・子ども家庭センター（相談機関）」は4.8%、「民生委員・児童委員」は2.4%と低くなっています。

子育てや健康、教育について気軽に相談できる人、場所 (N=1594)

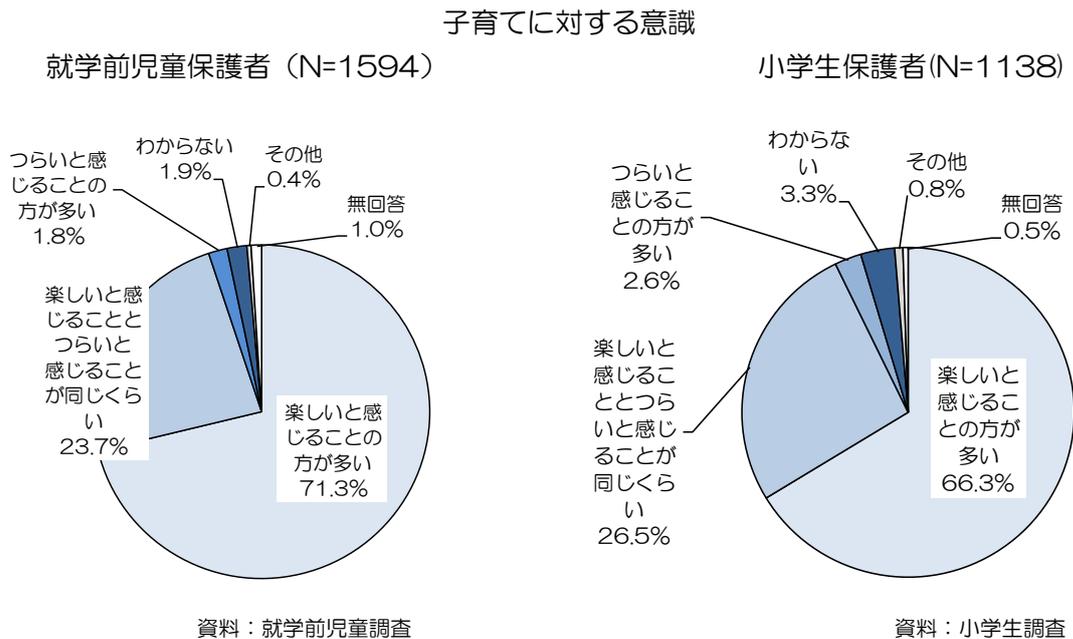


資料：就学前児童調査

(4) 子育てに関する保護者の意識

① 子育てに対する意識

子育てに対する意識をみると、就学前児童保護者及び小学生保護者ともに「楽しいと感じることの方が多く」が最も多く71.3%、66.3%となっています。次いで、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が就学前児童保護者で23.7%、小学生保護者で26.5%となっています。



② 子育てに関する悩み

ア. 就学前児童保護者

子育てに関して日常的に悩んでいること、気になることは、子どもに関することでは、「病気や健康に関すること」が39.0%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が33.4%、「食事や栄養に関すること」が31.7%などとなっています。

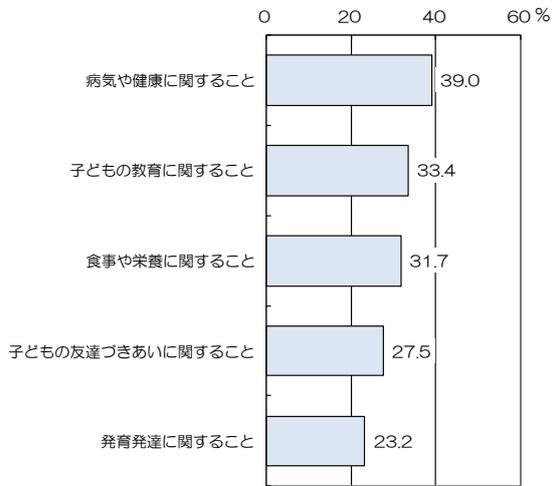
保護者自身に関することでは、日常的に悩んでいること、気になることは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が36.6%と最も多く、次いで、「子育てにかかる出費がかさむこと」が33.9%、「保護者同士のつきあいに気がつかうこと」が22.6%などとなっています。

イ. 小学生保護者

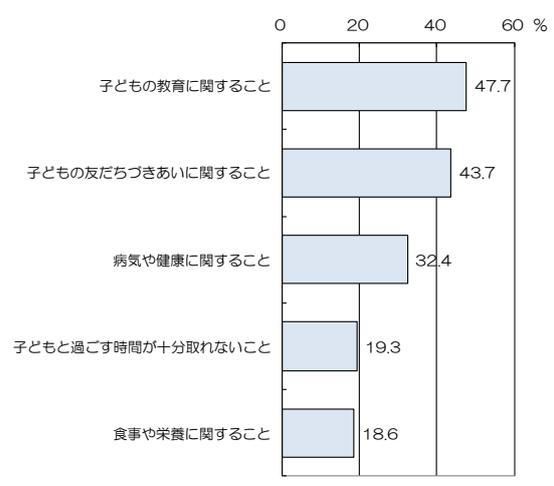
子育てに関して日常的に悩んでいること、気になることは、子どもに関することでは、「子どもの教育に関すること」が47.7%で最も多く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が43.7%、「病気や健康に関すること」が32.4%などとなっています。

保護者自身に関することでは、「子育てにかかる出費がかさむこと」が41.1%で最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が25.5%、「特にない」が21.2%、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が19.5%などとなっています。

子育てにおいて、子どもに関する日常的な悩みや気になる事柄（上位5項目）
 就学前児童保護者（N=1594、複数回答）小学生保護者（N=1138、複数回答）

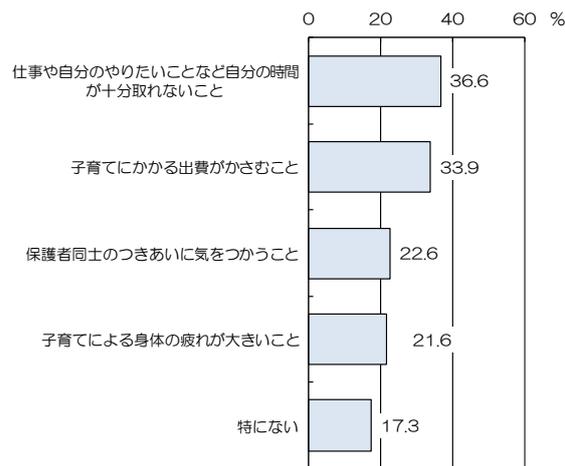


資料：就学前児童調査

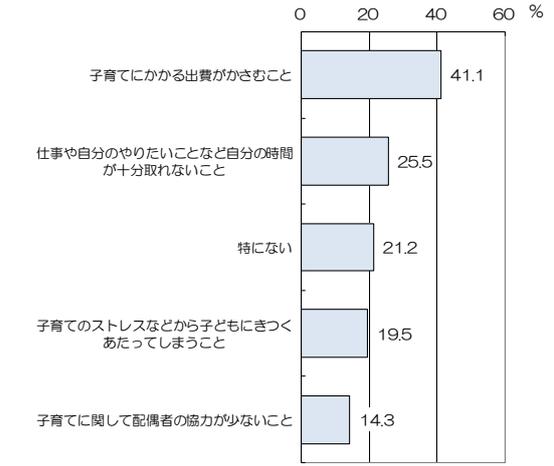


資料：小学生調査

子育てにおいて、自身に関する日常的な悩みや気になる事柄（上位5項目）
 就学前児童保護者（N=1594、複数回答）小学生保護者（N=1138、複数回答）



資料：就学前児童調査



資料：小学生調査

③地域で安心して子育てするために必要な取り組み

ア. 就学前児童保護者

地域で安心して子育てするために必要な取り組みについては、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が57.5%で最も多く、次いで「子どもと親と一緒にできる活動をふやす」が44.8%、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止のための活動をする」が36.3%などとなっています。

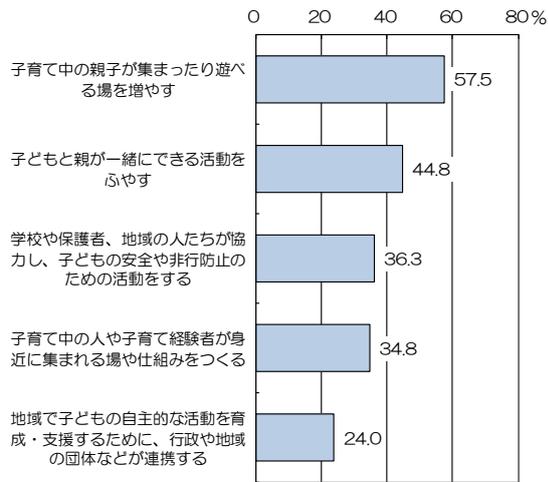
イ. 小学生保護者

地域で安心して子育てするために必要な取り組みは、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が50.7%で最も多く、次いで「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止のための活動をする」が50.1%、「地域で子どもの自主的な活動を育成・支援するために、行政や地域の団体などが連携する」が39.3%などとなっています。

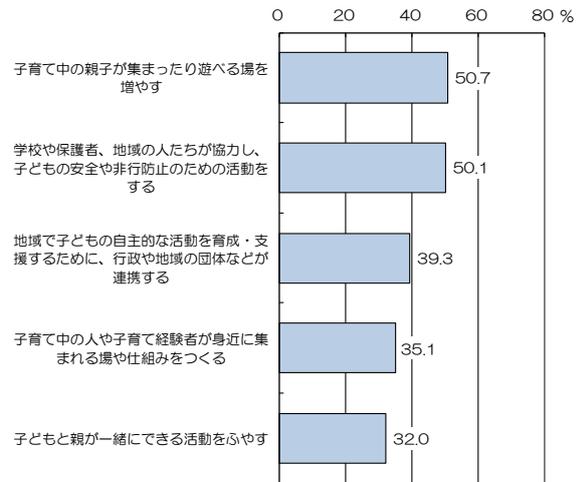
地域で安心して子育てするための必要な取り組み（上位5項目）

就学前児童保護者(N=1594、複数回答)

小学生保護者(N=1138、複数回答)



資料：就学前児童調査



資料：小学生調査

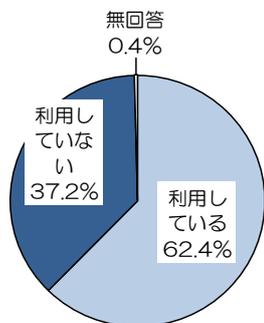
(5) 子育て支援サービス等の利用意向

① 保育サービスの利用状況と利用意向（就学前児童）

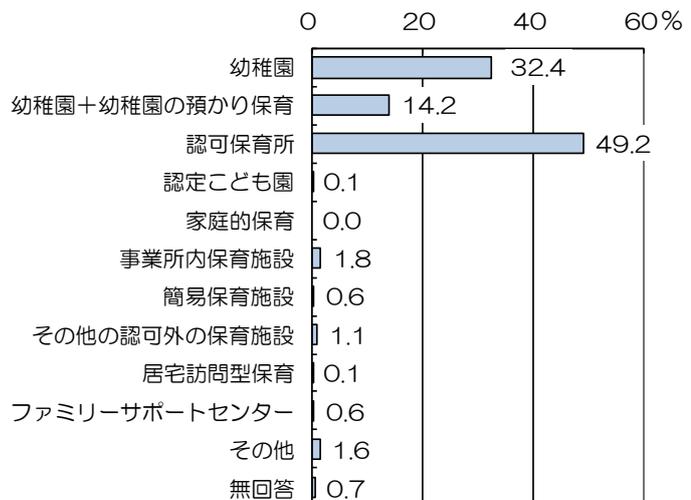
平日に幼稚園や保育所などの子どもを預かる施設やサービスを定期的に「利用している」が62.4%、「利用していない」が37.2%となっています。

平日に幼稚園や保育所などの子どもを預かる施設やサービスを「定期的に」利用していると回答した方が、現在、利用している保育サービスは、「認可保育所」が49.2%で最も多く、次いで「幼稚園」が32.4%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が14.2%などとなっています。

保育サービス利用の有無(N=1594)



現在の保育サービスの利用状況(N=994、複数回答)

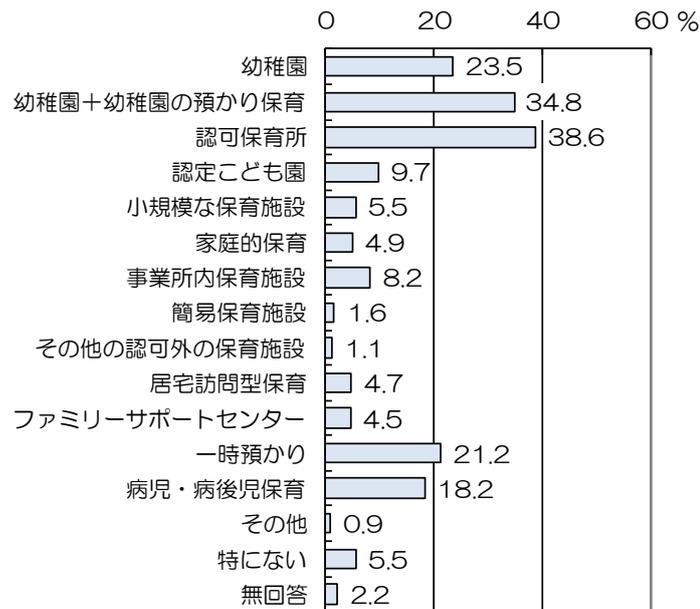


資料：就学前児童調査

幼稚園や保育所などの子どもを預かる施設やサービスを現在利用している、利用していないにかかわらず、平日「定期的に」利用したい保育サービスは、「認可保育所」が38.6%で最も多く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が34.8%、「幼稚園」が23.5%などとなっています。

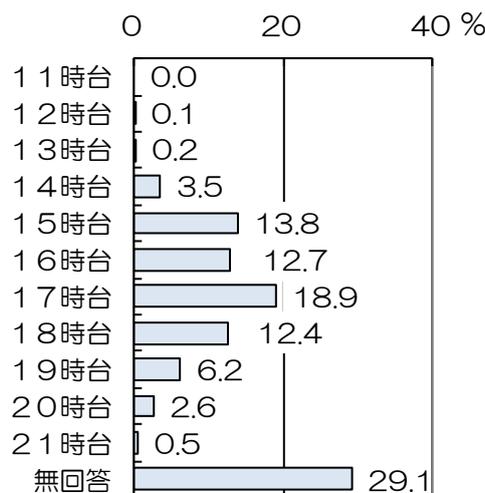
利用している幼稚園や保育所などで希望する利用終了時間は、「17時台」が18.9%で最も多く、次いで「16時台」が12.7%、「18時台」が12.4%などとなっています。

平日に利用したい保育サービス (N=1594、複数回答)



資料：就学前児童調査

利用している幼稚園や保育所などで希望する利用終了時間 (N=994)

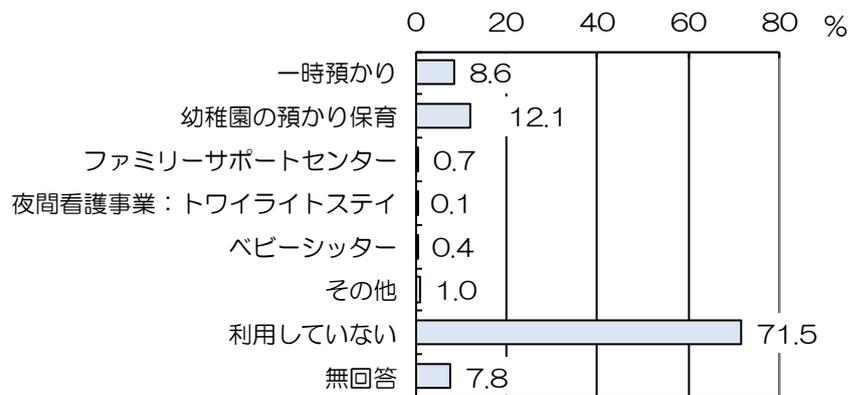


資料：就学前児童調査

②一時預かりの利用（就学前児童）

子どもを預かるサービスの不規則な利用については、「利用していない」が71.5%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が12.1%、「一時預かり」が8.6%などとなっています。

子どもを預かるサービスの不規則な利用状況（N=1594、複数回答）

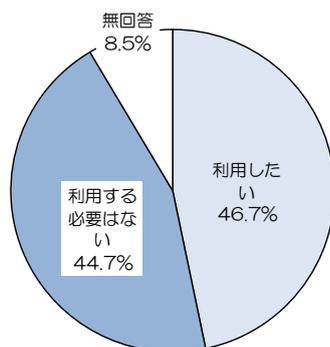


資料：就学前児童調査

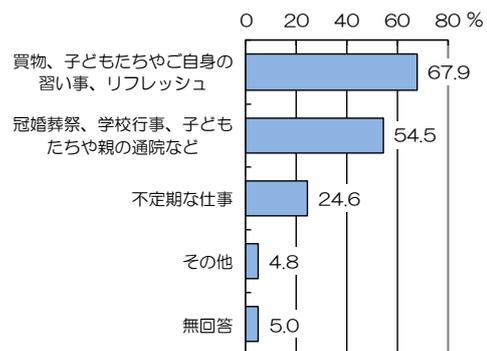
保育所などで実施している一時預かりの利用について、「利用したい」が46.7%、「利用する必要はない」が44.7%となっています。

一時預かりの利用目的は、「買物、子どもたちやご自身の習い事、リフレッシュ」が67.9%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」が54.5%、「不規則な仕事」が24.6%などとなっています。

一時預かりの利用意向（N=1594）



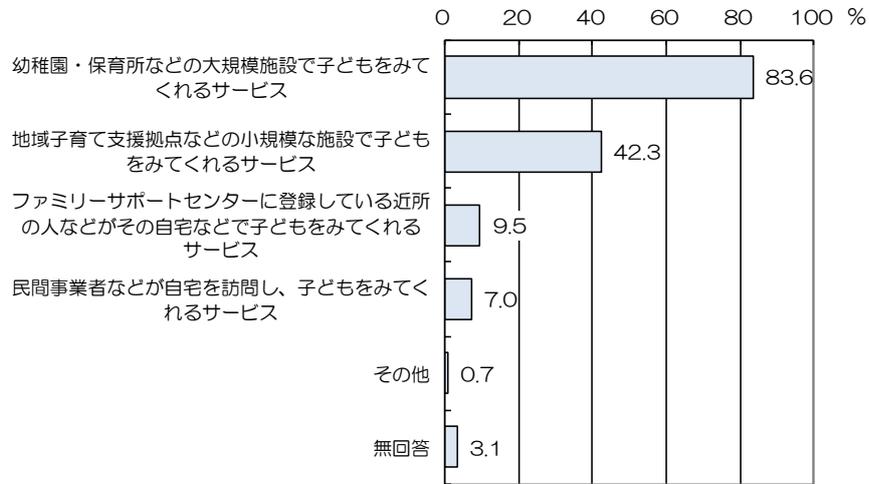
一時預かりの利用目的（N=745、複数回答）



資料：就学前児童調査

子どもを預ける場合の望ましい支援サービスについては、「幼稚園・保育所などの大規模施設で子どもをみてくれるサービス」を望むのが83.6%で最も多く、次いで「地域子育て支援拠点などの小規模な施設で子どもをみてくれるサービス」を望むのが42.3%、「ファミリー・サポート・センターに登録している近所の人などがその自宅などで子どもをみてくれるサービス」が9.5%などとなっています。

子ども預ける場合の望ましい支援サービス (N=745、複数回答)



資料：就学前児童調査

③子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向（就学前児童）

A 認知度

子育て支援サービスの認知度について、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が 91.6%、「北河内夜間救急センター・休日急病診療所」が 91.5%、「新生児家庭訪問」が 91.2%、「マタニティスクール（両親教室）」が 88.3%、「離乳食・幼児食講習会」が 86.6%と高くなっています。

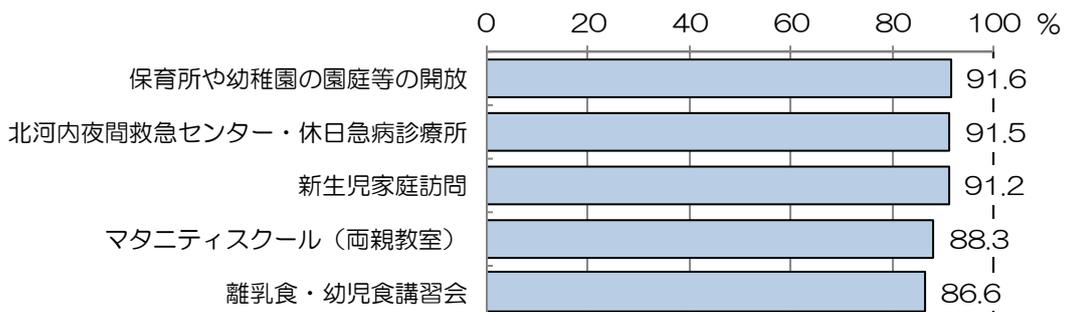
B 利用度

子育て支援サービスの利用度について、「新生児家庭訪問」が 65.2%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が 61.9%、「北河内夜間救急センター・休日急病診療所」が 60.5%、「保育所（園）ふれあい体験」が 57.1%、「乳幼児健康相談」が 54.3%と高くなっています。

C 利用希望

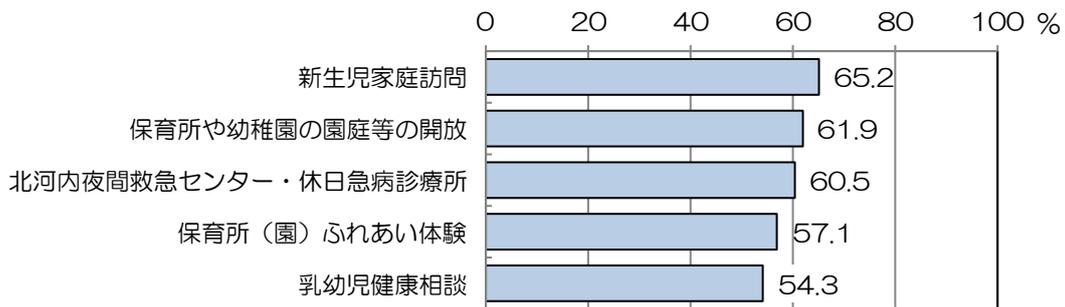
子育て支援サービスの利用希望について、「北河内夜間救急センター・休日急病診療所」が 82.6%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が 63.2%、「ふれあいルーム」が 61.4%と高くなっています。

【認知度】（上位5サービス）

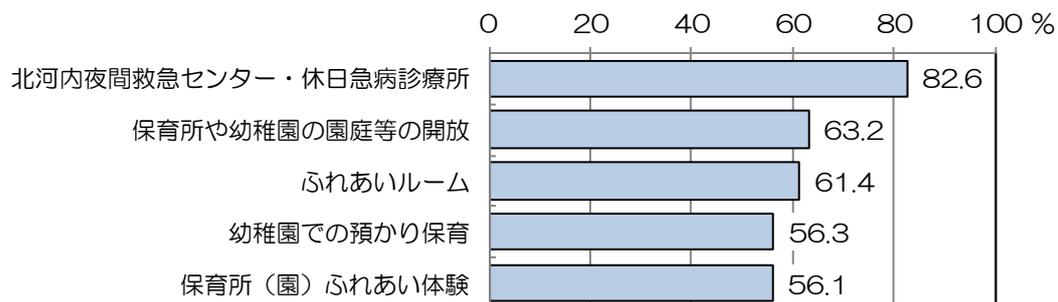


資料：就学前児童調査

【利用度】（上位5サービス）



【利用希望】（上位5サービス）



資料：就学前児童調査

④子育てに関する情報の入手方法

ア. 就学前児童保護者

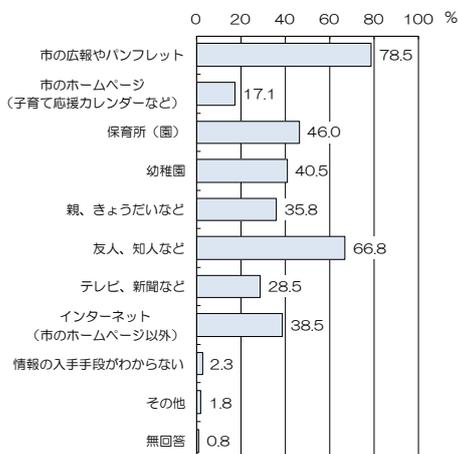
子育てに関する情報の入手方法は、「市の広報やパンフレット」が78.5%で最も多く、次いで「友人、知人など」が66.8%、「保育所（園）」が46.0%などとなっています。

イ. 小学生保護者

子育てに関する情報の入手方法は、「市の広報やパンフレット」が77.6%で最も多く、次いで「小学校」が59.1%、「友人、知人など」が58.9%などとなっています。

子育てに関する情報の入手方法(就学前児童保護者)

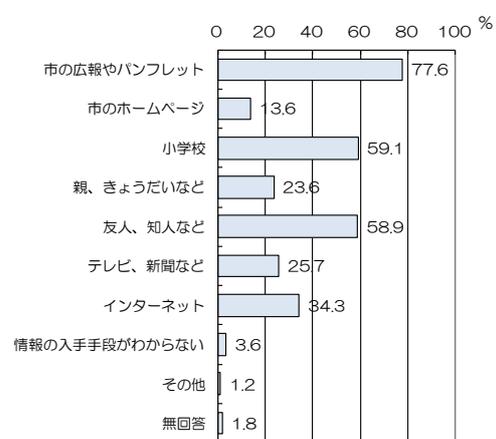
(N=1594 複数回答)



資料：就学前児童調査

子育てに関する情報の入手方法(小学生保護者)

(N=1138 複数回答)



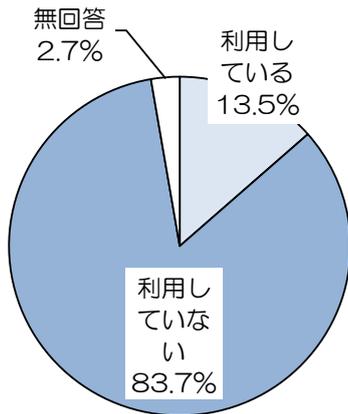
資料：小学生調査

(6) 留守家庭児童会室の利用について(小学生保護者)

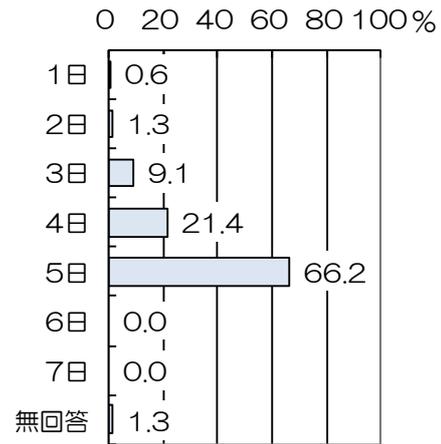
①留守家庭児童会室の利用

平日に、現在、留守家庭児童会室を「利用している」が13.5%、「利用していない」が83.7%となっています。留守家庭児童会室を利用しているのは1週間当たり「5日」が66.2%で最も多く、次いで「4日」が21.4%、「3日」が9.1%などとなっています。

留守家庭児童会室の利用状況 (N=1138)



1週間当たりの利用日数(N=154)



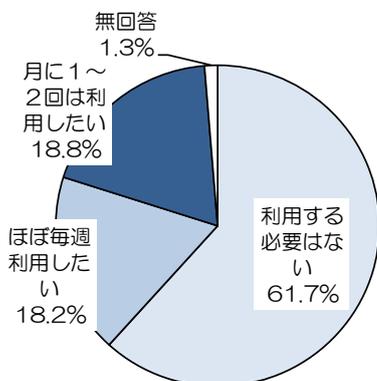
資料：小学生調査

②留守家庭児童会室の土日祝日の利用希望

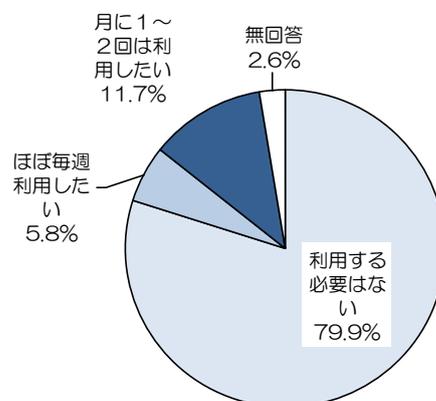
留守家庭児童会室を利用している方の土曜日の利用希望は「利用する必要はない」が61.7%で「月に1~2回は利用したい」が18.8%、「ほぼ毎週利用したい」が18.2%となっています。

留守家庭児童会室の日曜日・祝日の利用希望は「利用する必要はない」が79.9%で「月に1~2回は利用したい」が11.7%、「ほぼ毎週利用したい」が5.8%となっています。

留守家庭児童会室の土曜日の利用希望 (N=154)



留守家庭児童会室の日曜日・祝日の利用希望 (N=154)



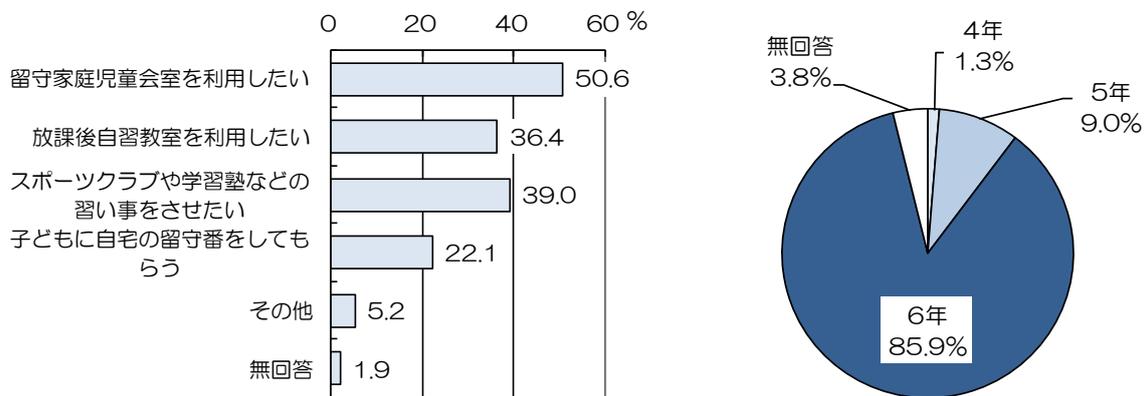
資料：小学生調査

③小学5年生以降の放課後の過ごし方

留守家庭児童会室を利用している方の希望する小学5年生以降の放課後の過ごし方については、「留守家庭児童会室を利用したい」が50.6%で最も多く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が39.0%、「放課後自習教室を利用したい」が36.4%、「子どもに自宅の留守番をしてもらおう」が22.1%などとなっています。

「留守家庭児童会室を利用したい」と答えた方が何年生まで利用したいかについては、「6年生」までが85.9%で最も多く、「5年生」までが9.0%などとなっています。

小学5年生以降の放課後の過ごし方 (N=154、複数回答) 留守家庭児童会室を何年生まで利用したいか (N=78)

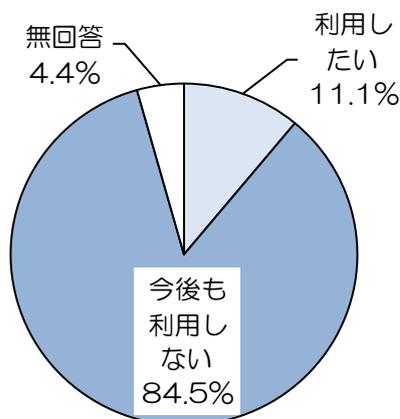


資料：小学生調査

④留守家庭児童会室を利用していない方の今後の利用希望

平日に、現在、留守家庭児童会室を利用していない方については、「今後も利用しない」が84.5%、「利用したい」が11.1%となっています。

留守家庭児童会室の今後の利用希望 (N=953)



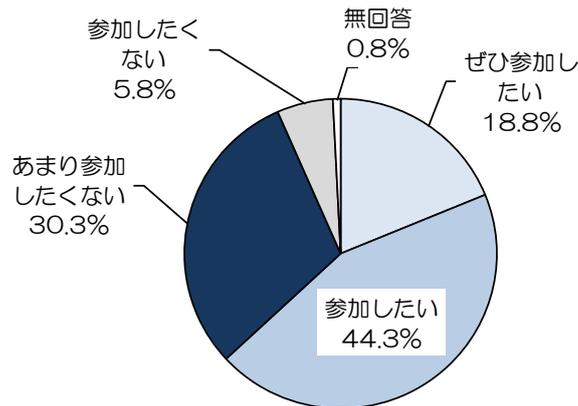
資料：小学生調査

(7) 子育てに関する自主的な活動について

①子育ての仲間づくりの参加意向

子育ての仲間づくりへの参加については、「参加したい」が44.3%で最も多く、次いで「あまり参加したくない」が30.3%、「ぜひ参加したい」が18.8%などとなっています。

子育ての仲間づくりの機会への参加について(就学前児童保護者、N=1594)



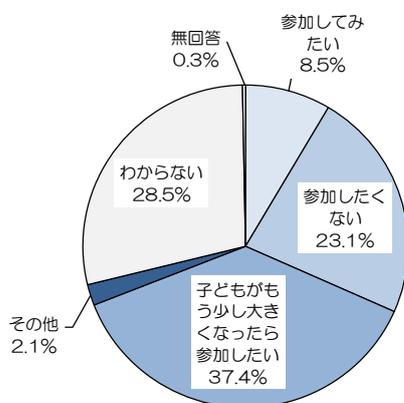
資料：就学前児童調査

②子育て支援に関するボランティアへの参加意向

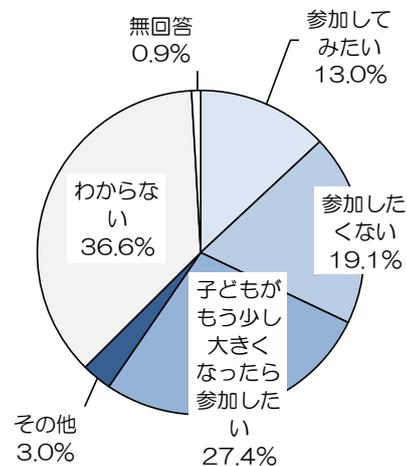
子育ての経験を活かせる場や機会へのボランティアとしての参加については、就学前児童保護者では、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が37.4%で最も多く、次いで「わからない」が28.5%、「参加したくない」が23.1%などとなっています。

小学生保護者では、「わからない」が36.6%で最も多く、次いで「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が27.4%、「参加したくない」が19.1%などとなっています。

子育ての経験を活かせる場や機会へのボランティア参加について
 就学前児童保護者(N=1594) 小学生保護者(N=1138)



資料：就学前児童調査



資料：小学生調査

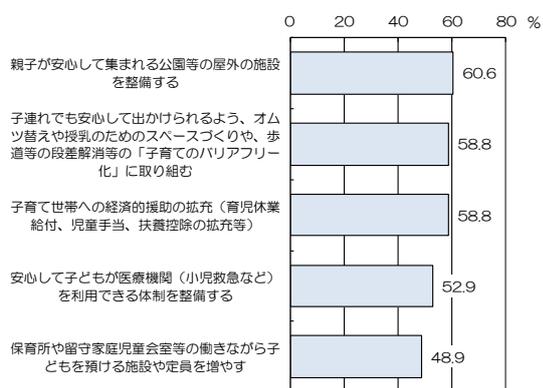
(8) 行政サービスへの要望

就学前児童保護者が行政に対して充実を図ってほしい支援策としては、「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」が60.6%で最も多く、次いで「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消等の『子育てのバリアフリー化』に取り組む」、「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充等）」がともに58.8%、「安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する」が52.9%、「保育所や留守家庭児童会室等の働きながら子どもを預ける施設や定員を増やす」が48.9%などとなっています。

小学生保護者が行政に対して充実を図ってほしい支援策としては、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が61.6%で最も多く、次いで「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が57.8%、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が55.5%、「子どもの安全を確保する対策を充実する」が51.0%などとなっています。

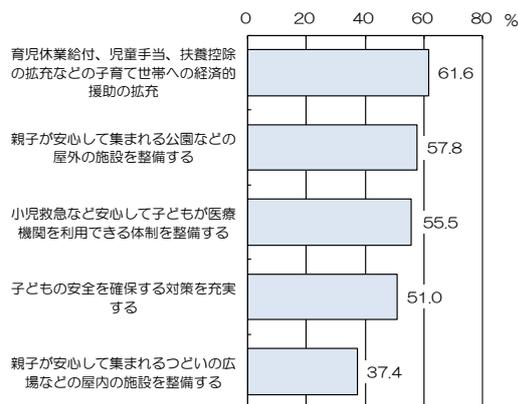
子育て支援策の充実について（上位5項目）

就学前児童保護者（N=1594、複数回答）

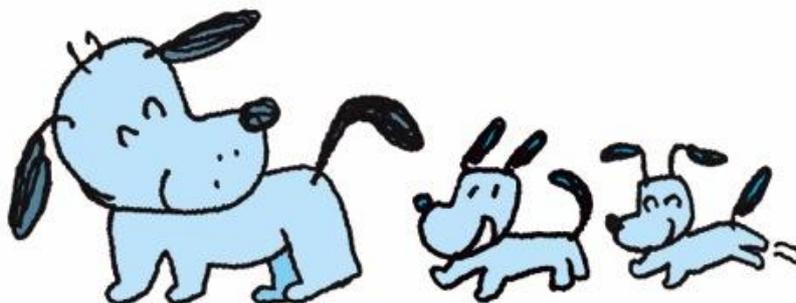


資料：就学前児童調査

小学生保護者（N=1138、複数回答）



資料：小学生調査

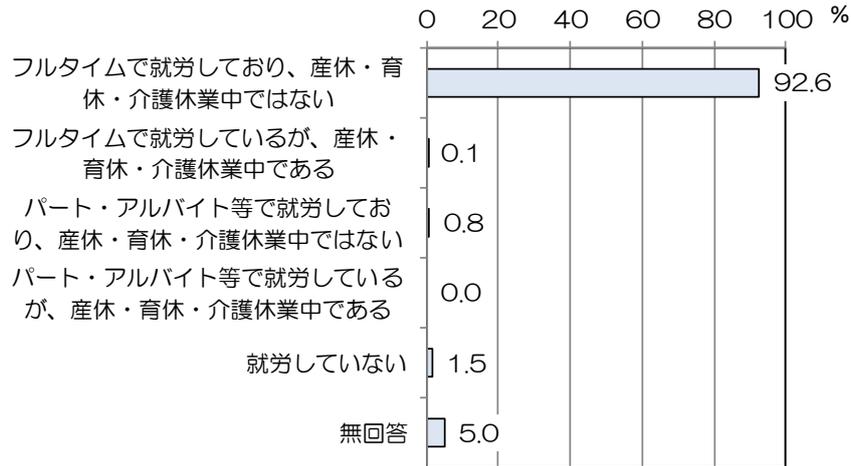


(9) 幼稚園における預かり保育の利用状況（幼稚園児保護者）

① 幼稚園児保護者の就労状況

父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が92.6%でほとんどすべてを占めています。

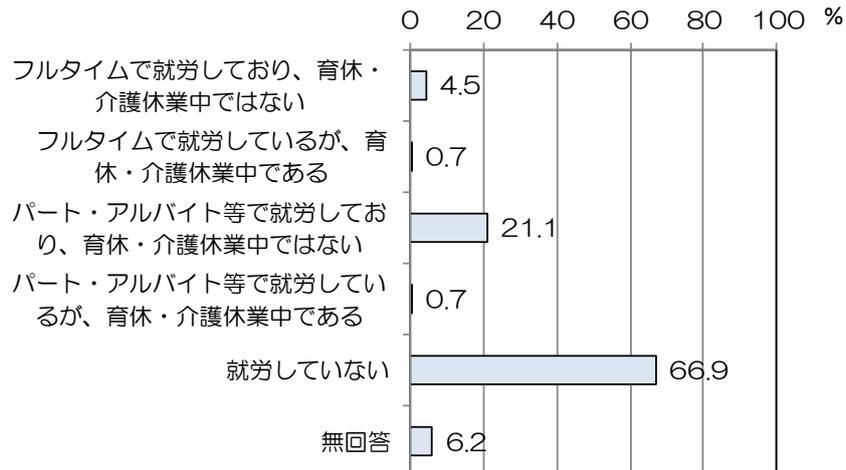
父親の就労状況（N=4832）



資料：幼稚園児調査

母親の就労状況をみると、「就労していない」が最も多く66.9%、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が21.1%などとなっています。

母親の就労状況（N=4832）



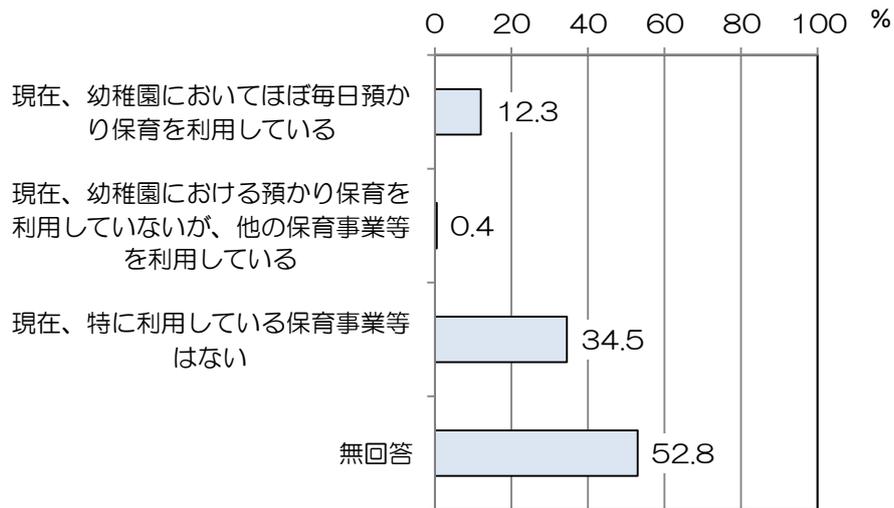
資料：幼稚園児調査

②幼稚園における預かり保育の利用状況

幼稚園における預かり保育の利用状況をみると、「現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している」が12.3%となっています。

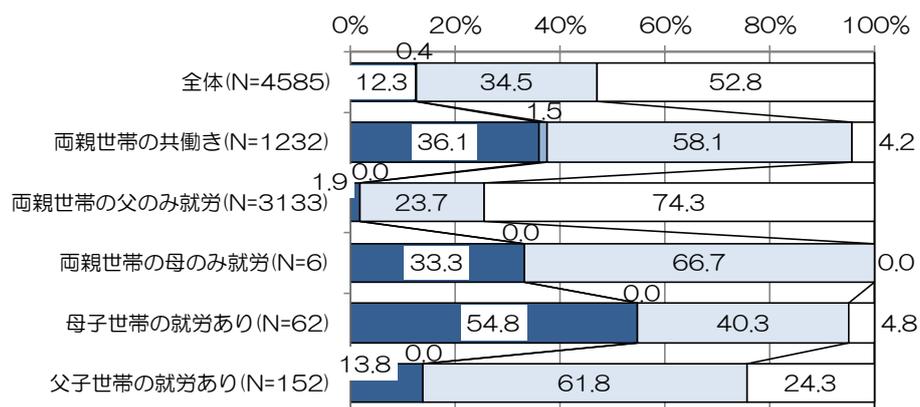
世帯類型別の父母の就労状況でみると、預かり保育の利用の割合が高いのは、「母子世帯の就労あり」が54.8%、「両親世帯の共働き」が36.1%です。

幼稚園における預かり保育の利用状況 (N=4585)



資料：幼稚園児調査

世帯類型別 父母の就労状況からみた預かり保育の利用状況 (N=4585)



■ 現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している
 ■ 現在、幼稚園における預かり保育を利用していないが、他の保育事業等を利用している
 □ 現在、特に利用している保育事業等はない
 □ 無回答

資料：幼稚園児調査

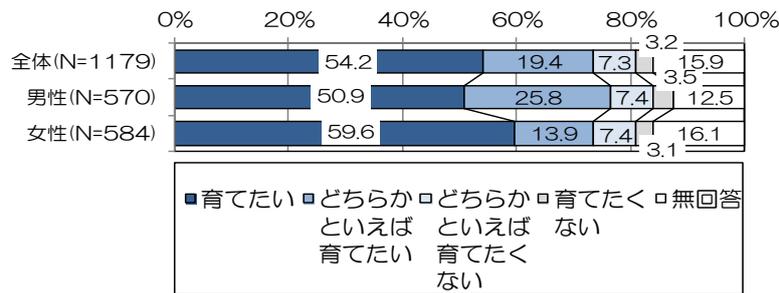
(10) 思春期における子ども及び子育てに関する意識（高校生）

①将来の子育てについて

将来、子どもを育てたいと思うか聞いたところ、「育てたい」が最も多く54.2%、次いで「どちらかといえば育てたい」が19.4%、「どちらかといえば育てたくない」が7.3%、「育てたくない」が3.2%となっています。

性別でみると、女性では「育てたい」の割合が男性よりも8.7ポイント高く、男性では「どちらかといえば育てたい」の割合が女性よりも11.9ポイント高くなっています。

性別 将来の子育てについて



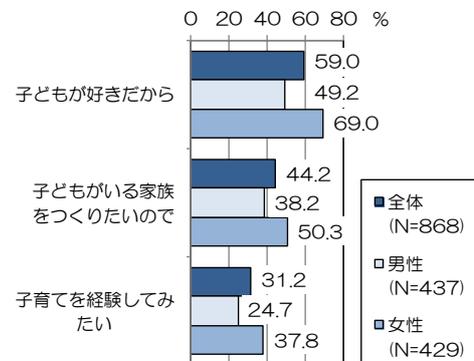
資料：高校生調査

②子育てしたい理由

将来子どもを育てたいと答えた方にその理由を聞いたところ、「子どもが好きだから」が最も多く59.0%、次いで「子どもがいる家族をつくりたいので」が44.2%、「子育てを経験してみたい」が31.2%などとなっています。

性別でみると、上記の3つの項目の割合はいずれも女性の方が男性よりも高く、「子どもが好きだから」の割合は19.8ポイント、「子どもがいる家族をつくりたいので」の割合は12.1ポイント、「子育てを経験してみたい」の割合は13.1ポイント高くなっています。

子育てしたい理由（上位3項目、複数回答）



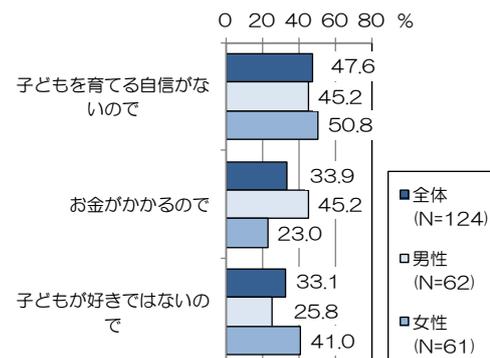
資料：高校生調査

③子育てしたくない理由

子どもを育てたくないと答えた方にその理由を聞いたところ、「子どもを育てる自信がないので」が最も多く47.6%、次いで「お金がかかるので」が33.9%、「子どもが好きではないので」が33.1%などとなっています。

性別でみると、男性では「お金がかかるので」の割合が女性よりも22.2ポイント高く、女性では「子どもが好きではないので」の割合が男性よりも15.2ポイント高くなっています。

子育てしたくない理由（上位3項目、複数回答）



資料：高校生調査

第 3 章 これまでの取り組みの評価と課題

1 新子ども育成計画（後期計画）における取り組みの評価と課題

新子ども育成計画（後期計画）における取り組みを6つの施策で見ると、平成 25 年度において、「継続・推進」等の取り組みの割合は高く、全体で9割以上であり、順調に進んでいます。一方で、「4. 子育てと仕事の両立支援」については、保育所（園）の待機児童対策や留守家庭児童会室の充実などの課題解決に向けた取り組みが求められています。枚方市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、施策目標ごとに評価と課題を以下のとおりまとめました。

基本方向 1. 子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支えるまちづくり

施策目標 1 子どもの個性と創造性を育む環境整備

【これまでの取り組み】

子どもの個性と創造性を育む環境整備を目指して、これまでに 57 件の取り組みを進めてきました。主な取り組みとしては、学校施設など公共施設の開放や平成 22 年度に印田町ふれあい公園、平成 24 年度にあおぞら広場公園、平成 25 年度に津田駅前東公園などの公園整備、平成 23 年度から枚方子どもいきいき広場事業を開始するなど、子どもの居場所づくりに取り組みました。また、小学生駅伝競走大会の開催などによる健やかな体づくりの推進、ひらかた吹奏楽や人形劇フェスティバル・将棋イベントの実施などの様々な文化活動の推進、国内外の友好交流都市の児童・生徒との文化的交流の推進などの社会的活動の支援、こども版環境家計簿「ひらかたみんなのエコライフつうしんぼ」の配布、王仁公園ピオトープの開設、山田池公園などでの自然観察会の実施など子どもに身近な自然環境の保全などにも取り組みました。

【今後の課題】

子どもの居場所づくりや子どもの健やかな体づくりを推進するために、土曜日の居場所づくりの促進に向けた地域における体制の強化や学校施設の利用促進に向けた取り組みが求められています。また、図書館と学校図書館との連携を推進するなど、子どもたちの自主的な文化活動の支援に向けた取り組みなどが求められています。

施策目標 2 子どもの健やかな成長支援

【これまでの取り組み】

子どもの健やかな成長の実現に向けて、これまでに 43 件の取り組みを進めてきました。主な取り組みとしては、平成 24 年度に「枚方市立幼稚園の運営・配置実施計画」の策定、閉園する幼稚園の保育所・地域子育て支援拠点施設・留守家庭児童会室として活用する取組の推進など、就学前教育の充実を図るとともに、保育所（園）・幼稚園・小学校が連携し交流会・合同研修会を行うなど、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を目指して取り組み

ました。また、全小中学校でパソコンによる自学自習力支援システムを活用した放課後自習教室を実施するなど、教育環境の整備に取り組みました。保育所（園）の老朽化対策として、私立保育所（園）の定員増を伴う増改築・大規模修繕工事や市立保育所の耐震診断・修繕工事を実施しました。また、保育所（園）・幼稚園・小中学校における障害のある子どもへの支援などに着実に取り組むとともに、平成 24 年 10 月に通学を支援するサポート制度を開始しました。子どもの成長の基本である食育については、「親子クッキング講座」の開講や保育所（園）・幼稚園・小中学校における菜園活動や給食試食会を実施するとともに、平成 25 年 3 月に「第 2 次枚方市食育推進計画」を策定しました。

【今後の課題】

就学前教育等の充実を図るため、保育所（園）の老朽化対策や幼稚園教育の充実、生きる力を育む教育環境の整備に向け、学校施設の老朽化対策や基礎学力の向上、保・幼・小中学校の連携の強化に向けたさらなる取り組みが求められています。また、さらに、障害のある子どもへの保育や学校園における支援の充実、障害児の社会参加の促進などが求められています。

基本方向 2. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標 3 地域における子育ての相談・支援

【これまでの取り組み】

地域における子育ての相談・支援の充実に向けて、これまでに 66 件の取り組みを進めてきました。主な取り組みとしては、母子の健康づくりの支援として、妊婦健康診査、訪問指導や乳幼児健康診査の充実などに取り組むとともに、子どもへの医療対策として、夜間や休日の初期救急については、北河内夜間救急センターや枚方休日急病診療所において、また、2 次救急については、365 日 24 時間、市民病院において、小児救急診療体制を確保しています。また、地域における子育ての相談体制の充実を目指し、母子健康相談事業（乳幼児健康相談など）、母子訪問指導事業、家庭児童相談事業などのほか、平成 22 年度に「こんにちは赤ちゃん事業」による対象児童全世帯への情報提供、平成 24 年度に未熟児への訪問指導の実施による相談体制の強化を図りました。地域における子育て支援拠点として、地域子育て支援拠点を拡大するとともに、「ふれあいルーム」、保育所（園）ふれあい体験、ファミリー・サポート・センター事業など、地域や保育所（園）を活用した取り組みや、「ひらかた子育て応援ナビ」、市ホームページの「イベントカレンダー」、枚方市パパママ応援メールマガジン「ひらかたっ子すくすくメール」を活用した情報提供の充実などに取り組みました。また、子ども医療費助成事業について通院にかかる医療費の助成対象を小学 3 年生まで拡大するなど子育てに対する経済的支援に取り組むとともに、平成 23 年 3 月に「第 2 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の自立支援に取り組みました。

【今後の課題】

母子の健康づくりの支援の充実に向けて、妊婦健康診査の受診や乳幼児への予防接種のさらなる促進、未熟児等の保健事業を推進するとともに、子育てに対する相談支援体制の整備を進めるため、地域子育て支援拠点や一時預かり事業の拡充などを行う必要があります。

施策目標4 子育てと仕事の両立支援

【これまでの取り組み】

共働き家庭が増加している中、子育てと仕事の両立を支援するために、これまでに12件の取り組みを進めてきました。主な取り組みとしては、平成20年秋のリーマンショック以降の社会経済の影響により保育需要が増加し、保育所（園）における待機児童が生じたことから、認可保育所の定員増を基本に、私立保育所（園）の増改築や公立保育所の分園設置・民営化にあわせた定員増、弾力運用の拡大などにより、保育所（園）への受け入れ児童数の増加に取り組みました。さらに、平成18年度に夜間保育事業を、平成24年度に休日保育事業を開始するとともに、特定保育事業や一時預かり事業、病児保育事業を拡充するなど、多様な保育サービスの充実を図りました。留守家庭児童会室においては、平成23年度に障害のある小学5・6年生の通年受け入れを4か所の拠点方式で開始するなど、放課後児童対策の充実を図りました。また、ワーク・ライフ・バランス推進を図るための啓発活動として、講演会の開催やリーフレットの配布等を行いました。

【今後の課題】

保護者の保育・子育て支援ニーズが増加する中で、待機児童対策や子育て支援サービスのさらなる取り組みとして、認可保育所の定員増、一時預かり事業の拡充、留守家庭児童会室における受け入れ体制の充実などが求められています。また、男女共同の子育てを推進するため、仕事と家庭の調和がとれた子育てしやすい雇用環境の実現に向け、啓発活動の推進や事業者との連携・強化が求められています。

基本方向3. 子どもの人権が尊重される安全なまちづくり

施策目標5 子どもの人権擁護の推進

【これまでの取り組み】

子どもの人権擁護を推進するために、これまでに23件の取り組みを進めてきました。主な取り組みとしては、子どもの人権を守るために、要保護児童対策地域協議会として、枚方市児童虐待問題連絡会議の子どもと関わりのある機関が連携を強化するなど、児童虐待の早期発見や防止に向けた取り組みや子どもや家庭に対する必要に応じた支援に努めました。また、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」におけるDV被害者との相談の中で、児童に対する虐待等を認知した場合、DV被害者の意思を尊重し、関係機関と連携を図りながら、対応しています。子どもへのいじめや虐待、不登校への対応として、スクールカウンセラーの全中学校への配置、「心の教室相談員」の小中学校への配置、子どもの笑顔

守るコールや青少年相談窓口を設置、市内中学校に不登校支援協力員を配置しました。

【今後の課題】

子どもへの虐待のないまちづくりの推進のため、今後も関係機関が連携を図り、いじめの未然防止など好ましい人間関係づくりの構築と体罰の根絶に取り組むことや、その相談体制の強化などが求められています。さらに、ひきこもりや不登校などの困難を抱える子どもへの相談支援体制の拡充などが求められています。

施策目標6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

【これまでの取り組み】

子どもにやさしい安心・安全なまちづくりを推進するために、これまでに 17 件の取り組みを進めてきました。主な取り組みとしては、妊婦や子育て中の親子が安心して外出できるよう平成 22 年度に「赤ちゃんお出かけマップ」を作成するとともに、星ヶ丘駅や村野駅、長尾駅の駅前広場整備事業に併せたバリアフリー化、菅原留守家庭児童会室におけるオストメイトトイレの設置や学校トイレ改善事業における多目的トイレの整備などに取り組みました。また、保育所（園）・幼稚園・小学校における交通安全教室や「子ども 110 番の家」の設置促進、全小中学校への A E D の設置、青色防犯パトロール事業の推進、ひらかた安全安心メールマガジンなどによる情報提供などに取り組みました。また、地域のパトロールによる街頭指導や薬物乱用防止教室を開催するなど、子どもに悪影響を及ぼす有害環境を取り除くための取り組みを行いました。

【今後の課題】

今後も引き続き、安心して子育てができる生活環境の整備に向け、授乳室やオムツ交換スペースなどの情報提供の推進や、犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進に向け、学校園等における自転車利用のマナー向上や、学校における子どもの安全を確保しようという意識の醸成を行うとともに、道路などのバリアフリー化の推進などが求められています。



2 子ども・子育て支援新制度に向けた課題について

平成 27 年度からはじまる子ども・子育て支援新制度においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を3つの柱とし、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。そうした中で、市においては、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う必要があります。その主な内容については、以下のとおりです。

1. 子ども・子育て支援給付

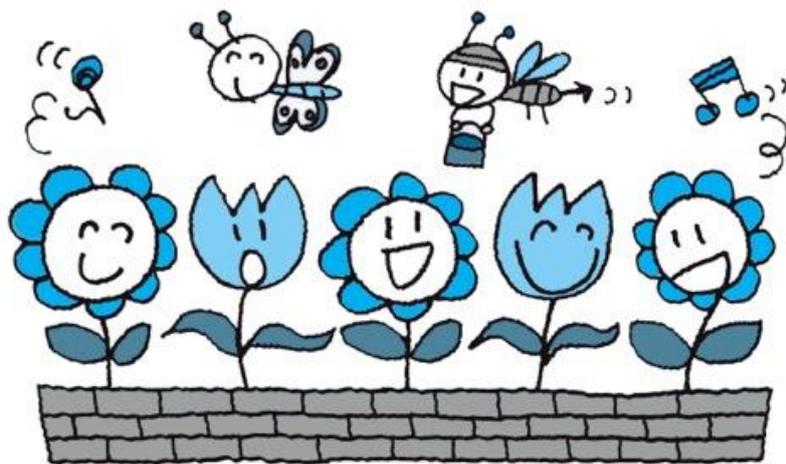
- (1) 就学前児童の保護者からの申請に基づき、支給認定（1号：保育の必要性がない満三歳以上の小学校就学前子ども、2号：保育の必要性がある満三歳以上の小学校就学前子ども、3号：保育の必要性がある満三歳未満の小学校就学前子ども）を行うこと。
- (2) 子ども・子育て支援給付として制度化される施設型給付（幼稚園、認定こども園、保育所）と地域型保育給付（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）への対応（利用定員の確認など）が必要となること。
- (3) 市は子ども・子育て支援給付の対象となる児童に対する利用調整の義務を負うこと。
- (4) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定める必要があること。

2. 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 新法に基づき、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査をはじめ、新たに利用者支援に関する事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業を加えた13事業に対応すること。
- (2) 従来からの事業内容の拡充（一時預かりの対象拡大（幼稚園や認定こども園における一時預かりなど）や放課後児童健全育成事業の対象児童の拡大（小学6年生まで）など）に対応すること。

地域子ども・子育て支援事業一覧

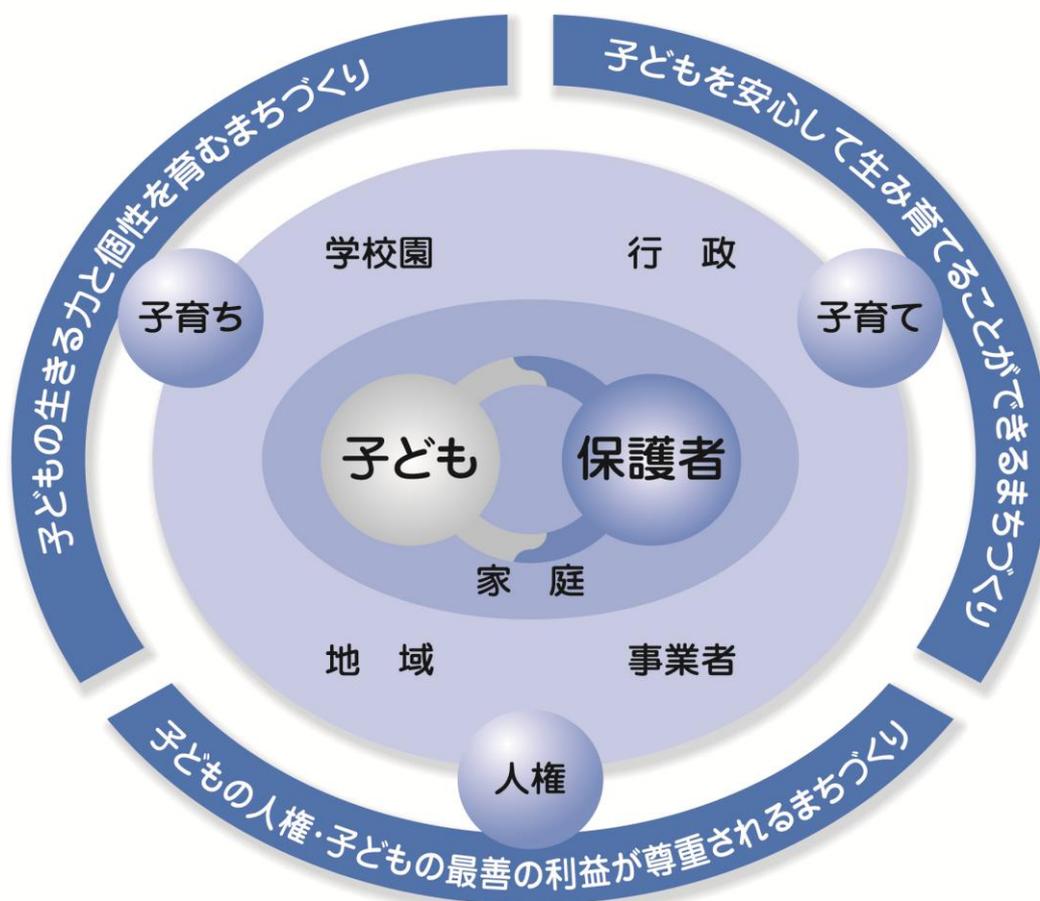
- | | |
|--------------|--------------------|
| ①利用者支援に関する事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②時間外保育事業 | ⑨病児保育事業 |
| ③放課後児童健全育成事業 | ⑩子育て援助活動支援事業 |
| ④子育て短期支援事業 | ⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業 |
| ⑤乳児家庭全戸訪問事業 | ⑫実費徴収に伴う補足給付事業 |
| ⑥養育支援訪問事業等 | ⑬多様な主体の参入促進事業 |
| ⑦地域子育て支援拠点事業 | |



第 4 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方



少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指します。

この基本理念の実現に向け、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めます。

また、家庭、行政、学校園、地域、事業者などのすべての人が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら、妊娠・出産からの切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に展開します。

2

基本方向

1. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

少子化により、子どもの数や家庭における兄弟姉妹の数が減少し、異年齢の中で育つ機会も減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化し、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなっています。

そこで、子育てについての第一義的な責任は保護者が有するという基本認識を前提としつつ、子どもの特性に応じて、調和のとれた一人の人間として、将来にむけ自己を確立するために、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を、家庭、行政、学校園、地域、事業者が相互に連携・協力し、社会全体で育む環境づくりを推進します。

2. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、家庭の子育て力や地域の子育て機能が低下しており、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き世帯の増加や就労形態が多様化しています。

多様な家庭形態に配慮しつつ保護者の気持ちを理解し、親の育ちや子育てに喜びを感じることができるよう取り組みを進めます。また、医療・保健・福祉などさまざまな分野の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、出産から子育てまで、仕事の両立支援ができるよう、子ども・子育て支援サービスの安定的な提供を行うなど、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを推進します。

3. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

児童虐待、いじめ、不登校などの問題が深刻化する中で、子どもを保護の対象としてのみとらえるのではなく、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを定めた「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえて、具体化を図っていく必要があります。

そこで、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮することを、すべての子ども・子育て支援施策の基本として、まちづくりを推進します。

3 施策目標

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

施策目標2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費助成や児童・生徒への就学援助などを推進するとともに、今後の社会状況や国の動向を踏まえ、柔軟な対応に努めます。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。また、子どもの外出時の安全のため、道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

施策目標4 地域における子育ての相談・支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、すべての子育て家庭に子育て支援等に関する情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

施策目標5 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などによる待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。また、留守家庭児童会室の環境整備を推進します。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

施策目標6. 子どもの人権擁護の推進

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

4

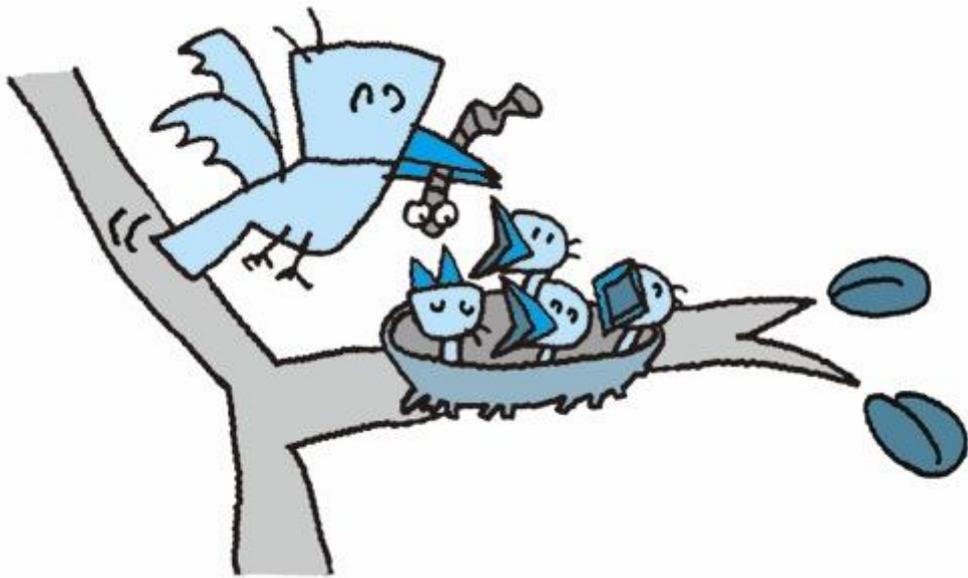
計画の体系

基本理念

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方

	基本方向	施策目標	推進方向	イメージ 対象者
子育て	I 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり	1 子どもの生きる力を育む環境の整備	1-(1) 幼児期の教育・保育の質の向上	乳
			1-(2) 小学校教育への円滑な接続の推進	乳 児
			1-(3) 豊かな心の育成の推進	乳 児 生
			1-(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上	乳 児 生
			1-(5) 食育の推進	妊 乳 児 生
			1-(6) 障害のある子どもへの支援の充実	妊 乳 児 生
	2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備	2-(1) 子どもの居場所づくりの推進	2-(1) 子どもの居場所づくりの推進	乳 児 生
			2-(2) 子どものスポーツ活動の推進	乳 児 生
			2-(3) 子どもの文化芸術活動の支援	乳 児 生
			2-(4) 子どもの国内外交流の推進	乳 児 生
			2-(5) 子どもの社会的活動の推進	乳 児 生
			2-(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進	乳 児 生
子育て	II 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり	3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進	3-(1) 母子の健康づくりへの支援	妊 乳
			3-(2) 子どもへの医療対策の充実	乳 児 生
			3-(3) 子育てに対する経済的支援	乳 児 生
			3-(4) ひとり親家庭の自立支援	乳 児 生
			3-(5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	妊 乳 児 生
	4 地域における子育ての相談・支援	4-(1) 子育てに対する相談体制の充実	妊 乳 児 生	
		4-(2) 子育てに対する支援体制の充実	妊 乳 児 生	
		4-(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進	妊 乳 児 生	
		4-(4) 子育て中の社会参加支援	乳 児	
	5 子育てと仕事の両立支援	5-(1) 多様な保育サービスの充実	乳	
		5-(2) 放課後児童対策の充実	児	
		5-(3) 男女共同子育ての推進	妊 乳 児 生	
	III 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり	6 子どもの人権擁護の推進	6-(1) 人権教育の推進	妊 乳 児 生
			6-(2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進	乳 児 生
			6-(3) いじめ・不登校などへの対応	乳 児 生
6-(4) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進			児 生	
人権				

対象者凡例： 妊 妊産婦 乳 乳幼児 児 児童 生 生徒



第 5 章 施策の推進方向

別冊の目標事業量と関連する主な取り組みに★をつけています

例) ●★母子訪問指導事業

基本方向 I 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標 1 子どもの生きる力を育む環境の整備

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

1-（1） 幼児期の教育・保育の質の向上

①就学前環境の整備

子どもたちが安全・安心な環境で保育・教育を受けるために、施設等の改善は不可欠です。本市の保育所（園）は建設から40年以上を経過しているものがあり、老朽化が進んでいることから、施設の状況等を踏まえた施設環境の整備や設備の充実等を進めていきます。

あわせて、保育所（園）が担う機能の充実を図りながら、今後の保育需要を見極め、公立保育所の民営化や統合も視野に入れた保育所配置の効果的、効率的な再構築を検討します。

また、公立幼稚園についても、教育課題に向けた研究実践の中心的役割を担うとともに、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援教育の推進、また、地域子育て支援の充実を図りながら、公立幼稚園が果たすべき役割を見定め、運営及び配置のあり方について再検討を行います。そうした公立保育所・幼稚園の再構築等による既存施設の有効活用や節減した経費を活用して、教育・保育の質の向上や地域子育て支援の充実、保育の量的拡大を推進します。

②計画的、効果的な質の向上の実践

保育所（園）、幼稚園、認定こども園*が、入所・入園している児童の保育・教育のみならず、地域の子育て機能や家庭への子育て支援を充実させていくには、保育士、教師などの資質、専門性を高めることが必要です。

これまでも、さまざまな研修、交流等を通じて保育士や教師の資質等、専門性を高めるための取り組みを進めてきましたが、メンタル面のケアや食育など、多様な研修や実践の機会を一層設けるとともに、これらの事例研究を通して人材育成の仕組みづくりを目指します。

また、子どもの健康及び安全を確保するための施設機能を高めるために、保健・衛生面の

管理に万全を期すとともに、感染症や事故への適切な対応を強化するリスクマネジメントを進めます。

さらに、保育所（園）については、これらの取り組みを計画的に進めていくためのアクションプログラム策定の検討を進めるとともに、幼稚園については、幼児教育ビジョンを踏まえて、幼稚園教育や子育て支援の充実に取り組みます。

認定こども園

保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があり、幼保連携型については、認可幼稚園と認可保育所の両方の機能をあわせもつ施設。

【主な取り組み】

- 公立幼稚園の効果的、効率的な運営及び配置事業
- 保育所（園）の老朽化対策
- 公立保育所民営化事業
- 保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定の検討
- 幼稚園教職員研修・研究実践
- 公私立保育所（園）合同研修会の推進

1-（2） 小学校教育への円滑な接続の推進

① 保幼小のネットワーク化の推進

保育所（園）や幼稚園、認定こども園は、小学校以降の教育や生活につながることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した保育・教育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる小1ブロblemについて、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活に滑らかに適応できるようにするには、保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校が連携した取り組みが重要です。

保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校の関係者が直接的に交流し、双方における生活と学びの実情について理解を深めることができるよう、保幼小連携の基幹的保育所（園）・幼稚園を設置し、ネットワークの構築、強化を目指します。また、保育所（園）や幼稚園、認定こども園のいずれにおいても、小学校教育を見通した保育課程、教育課程の編成に努め、発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育を行うとともに、小学校入学体験や保育参観等を通して、就学前児童や保護者の不安を解消するよう努めます。

【主な取り組み】

- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校交流会、合同研究会

1- (3) 豊かな心の育成の推進

①中・高校生等への啓発の推進

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの大切さについての意識を社会全体で醸成するとともに、社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取り組みが必要です。

少子化や核家族化により子どもと接する機会や経験の少ない中・高校生が、子どもへの関わり方を学ぶことで、育児不安の軽減につながるよう、保育所（園）や幼稚園、認定こども園で中・高校生の体験学習など、乳幼児とふれあえる機会の提供を一層図ります。

②豊かな心の育成

思いやる心、自然環境を大切にする気持ち、社会のルールを守ることなど、人間として豊かな心は多様なコミュニケーションにより育まれます。

乳幼児期においては、保育所（園）や幼稚園、認定こども園、地域の子育て家庭を支援する場などで、集団の中で生きる力の基盤となる意欲、態度を身につけることができるような取り組みを推進します。学校教育においては、道徳の時間はもとより、自主的な読書活動や職場体験学習、あいさつ活動などを通じて、規範意識や社会性を育みます。

また、校外活動として、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場や機会を設けるよう努めます。

③相談体制の充実

いじめ、不登校等、学校生活全般に悩む子どもや保護者の心に寄り添い、課題解決のため、スクールカウンセラーや心の教室相談員による教育相談及び電話による教育相談体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 乳幼児と思春期の子ども達の交流の推進
- 職場体験学習の推進
- スクールカウンセラー配置事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）

1- (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

①確かな学力と健やかな身体の育成

大きく社会状況が変化する中では、主体的に生きていくことのできる子どもを育てることが重要です。そのためには、一人ひとりが自分の考えを持ち、その考えを表現し、人の考えを大切にすることを育むことが必要です。その上で、知識・技能の確実な習得を目指し、教科のねらいに応じた授業の充実や教員の指導力向上に取り組みます。

子どもたちの学力の向上のため、一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めます。子どもたちの学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、一人ひとりの理解度に応じたプリント学習ができる自学自習力支援システムの活用や放課後自習教室事業などの取り組みの充実を図るとともに、少人数指導や外部人材の活用、高い指導力のある教員を養成する講座の開催などにより、分かりやすく魅力ある授業づくりに努めます。さらに、社会に出ても対応できる力を身につけるため、地域の協力を得ながら、職業体験学習などのキャリア教育の推進を図ります。

楽しくスポーツをすることで、お互いに刺激、励ましあいながら、生きる力の基礎となる体力を向上させるため、学校園での取り組みに加え、幅広い年代や市内全域の児童生徒が参加できる各種陸上大会等の開催や、地域におけるスポーツ活動に対する支援を進めます。

②家庭での教育への支援

子どもたち一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であると実感するには、家庭において十分に話を聞き、一緒に行動し、いろいろな話を聞かせるなどコミュニケーションを深めることが大切ですが、就労の多様化、核家族化が進む中で、そういう知識やノウハウを得る機会も少なくなっています。

それぞれの家庭の状況やニーズ、自主性を尊重しながら、子育てや親のあり方についての情報や知識等を提供し、あわせて保護者同士のコミュニケーションの場となるような講座や講演会の開催により、家庭における教育の支援を行います。また、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などにおいて、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等に一層気軽に相談できる環境を整えるなど、社会全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

③信頼される学校園づくり

子どもをめぐる安全の問題や問題行動への対処などにおいて、学校と保護者、地域との連携が重要であり、そのためには、学校は、保護者や地域の信頼と協力を得なければなりません。

学校園において自ら点検、評価を行い、その結果を学校教育改善のために役立てる学校教育自己診断の結果等を活用した自己評価や、地域の有識者等に学校運営に関して意見を求め

る学校評議員制度を活性化させます。また、保護者等の授業への参加を促進し、地域に根ざした特色ある学校園づくりに取り組みます。

④心身の健康に関する啓発・学習の推進

思春期において、心身の発達について理解しながら、自他を大切にすることを育むため、乳幼児とのふれあいなど、子どもを育てることの喜び、大切さを学ぶ機会を充実させるとともに、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を進めます。また、エイズや性感染症の罹患、10歳代の喫煙、薬物使用、人工妊娠中絶などが深刻化しているため、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と身体の健康づくりを支援します。

【主な取り組み】

- 放課後自習教室事業
- 家庭教育支援事業
- 学校教育自己診断
- 学校評議員制度推進校事業
- 思春期における健康教育

1- (5) 食育の推進

①家庭における規則正しい食生活の啓発

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、市をあげた取り組みとして積極的に進めていく必要があります。そこで、子どもから大人まで市民一人ひとりが自らの「食」について考え行動できるよう、第2次枚方市食育推進計画に基づき、食育を計画的、総合的に推進します。

中でも、子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

ひらかた食育カーニバルでの普及啓発を通じて、栄養バランスや食生活の改善について、楽しく学べる機会をつくとともに、乳幼児健康診査や離乳食講習会など保健師や栄養士等による食生活等に関する講座の開催や訪問時における具体的な指導、相談事業などを通じて、栄養に関する正しい知識や規則正しい生活習慣に関する知識を習得するための啓発、指導を行います。

②子どもの食への関心の醸成

欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れ、子どもの健康問題が発生しており、子どもの発達段階に応じて、望ましい食習慣やマナーを身につけ、心身の発達に必要な知識を深めるための取り組みが必要です。

幼児期においては、保育所（園）や幼稚園、認定こども園での昼食時間を活用して、楽しみながら望ましい食習慣を身につける取り組みを進めます。また、小学校においては、各学校の食育計画に基づく計画的・継続的な取り組みを推進します。また、健康づくりボランティア、NPOなどと連携し、食に関する感謝の心を育み、健全な食生活が実践されるような体験学習の機会を提供します。



保育所（園）での食育活動

③給食の充実

給食の時間を重要な食育活動の場として位置づけ、保育所（園）では、野菜等を栽培して給食に利用するなど、幼いときから食べ物の大切さや成り立ちを知る機会の提供を図ります。また、学校給食では、地元で収穫された米や旬の野菜の使用、郷土料理や季節の行事食の導入などにより、子どもたちが食料の生産や伝統的な食文化等について関心をもち、理解を深めることができるよう努めます。あわせて、給食のレシピ等を市や保育所（園）、認定こども園、小学校のホームページ等で紹介し、子どもと保護者が給食を通して一緒に食育の大切さを学べるよう努めます。

平成 28 年度から新たに中学校給食の提供を始めます。また、中学校給食共同調理場の整備と、老朽化が進む小学校給食共同調理場の建て替えを一体的に行うため、第一学校給食共同調理場を整備します。

【主な取り組み】

- 食育推進事業
- ひらかた食育カーニバルの開催
- 健康づくり推進事業
- 母子健康教育事業
- 母子健康相談事業
- ★母子訪問指導事業（養育支援訪問事業を含む）
- 公私立保育所（園）における食育の推進
- 第一学校給食共同調理場整備事業

1-（6） 障害のある子どもへの支援の充実

①関係機関等の連携による支援の推進

障害のある子どもや何らかの配慮が必要な子どもを支援するため、子どもに関わる市の関係機関のほか、子ども家庭センター（児童相談所）、支援学校等で構成する障害児等関係機関連絡会議の連携をさらに密にし、子どもにとって最善の手だてを講じます。

②障害のある子どもへの保育・教育の充実

障害のある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、子どもと保護者の意向を尊重し、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努めます。

保育所（園）や認定こども園、学校園における必要な人材の配置を行うとともに、専門の相談員等による子どもとその保護者、また保育所（園）等に対する相談や集団生活の適応のための専門的支援を行うなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実や保育所（園）等の利用促進を図ります。さらに、支援教育を推進し、小学校との連携を深めて、連続性のある支援教育に努めます。小中学校においては、支援教育コーディネータを中心とした全校的な体制を整えるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成など、個人に応じた支援を充実します。

教職員研修等を積み重ねながら、社会的自立につながる継続した支援を行うため、福祉との連携や教育相談を通じた就学指導及び進路指導の充実を図ります。

また、留守家庭児童会室においては、障害のある5・6年生の児童の受入れを4か所の拠点方式で行っていますが、平成29年度から全児童会室で受入れを行い、障害のある子どもへの支援の充実に努めます。

③療育体制の充実

幼児療育園とすぎの木園については、効果的な療育及び保育が行えるよう両施設の機能を有した新たな児童発達支援センターの整備や、同センターが担うべき障害児相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援機能の充実を図るために策定した（仮称）児童発達支援センター整備計画に基づき、その実現に向けて取り組みを進めます。

④障害のある子どもへの在宅生活支援

障害のある子どもとその保護者等が安心して生活できるよう、ホームヘルプ、ショートステイ、放課後等デイサービス、日中一時支援などの在宅生活支援サービスの取り組みを進めるとともに、補装具・日常生活用具を給付します。

保育の必要性の認定を受けない障害や疾病等のある子どもの家庭を訪問して行う新たな一時預かりについて、検討を行います。

また、障害のある子どもの健全な育成と子育てを支援するために、関係機関と連携を保ちながら情報収集及び情報提供の充実を図ります。身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。また、必要に応じて交流会などの集団支援を実施します。療育相談や機能訓練など、児童発達支援センターが持っている施設機能を活用し、地域にいる障害のある子どもと親の不安や悩みを軽減するための場や研修等の機会を設けるなど、地域療育の推進や保護者支援の充実に努めます。

⑤配慮が必要な子どもへの支援

自閉症や学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害を抱える子どもの特徴に応じた支援や配慮が求められています。

配慮が必要な子どもの教育・集団保育を行う上で、保育所（園）や認定こども園、学校園に必要な人材の配置や相談体制の充実を図るとともに、学校園においては一人ひとりに応じたきめ細かな指導にも取り組みます。また、留守家庭児童会室においても必要な人材の配置を推進します。

さらに、発達障害等に関する講演会等を開催し、社会的な理解を得ることができるよう努めます。

【主な取り組み】

- 障害児等関係機関連絡会議
- 障害児保育（幼児療育園・すぎの木園・保育所（園））
- 障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談・保育所等訪問支援
- 幼・小・中学校における支援教育
- 障害児の地域療育
- 居宅介護
- 短期入所
- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援事業
- 地域子育て支援事業
- 新たな児童発達支援センターの整備
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- ★放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）



施策目標 2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

2-（1）子どもの居場所づくりの推進

①学校園施設の活用

子どもが犯罪の被害にあわないよう、地域で安全に過ごすことができる遊び場や居場所づくりが一層求められています。

そこで、地域での身近な施設である学校の運動場、体育館、特別教室、幼稚園の園庭や遊戯室などにおいて、子どもが体育活動や文化活動等に利用できる場を提供します。

②生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進

幅広い年代の子どもたちが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における子どもコーナーやロビーの開放を行うとともに、18歳以下の団体利用に対する部屋の利用料の減免などを通じて、子どもの自主的なグループ活動の育成を図ります。図書館においては、幅広い年代の子どもを対象とした読書環境の充実に向け、蔵書整備を推進します。

また、同年代や異世代とのコミュニケーションを図りながら授業ではできない遊びや体験学習を身近な場所で行えるよう、自然と親しめる公園や緑地の整備、安全面に配慮した遊具の設置など、子どもが安心して遊び、集うことができる場の充実を図ります。

③異年齢間、世代間交流の推進

生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における事業や地域の子ども会活動など、年齢の異なる子ども同士の交流の場、友だちづくりの場を設けることで、体験から得る協調性、思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。

さらに、地域の幅広い世代の人たちとふれあう中で、自己を肯定する力を育み、より豊かで望ましい発達につながるよう、保育所（園）や認定こども園、学校園の取り組み、地域の行事等を通じて異世代と交流できる機会の提供に努めます。

④地域で子どもを育てる環境の整備

学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を生かした体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養う取り組みに努めます。また、子どもたちの活動を支援する指導者が減少する中、地域教育協議会等の活動を通じて、指導者の確保と育成に努めます。

【主な取り組み】

- 学校園施設の提供
- 公園等の整備
- 各生涯学習市民センターにおける子どもの居場所づくり
- 枚方公園青少年センターにおける異年齢交流事業
- 子ども会活動への支援
- 枚方子どもいきいき広場事業

2-（2）子どものスポーツ活動の推進

①地域におけるスポーツ活動の推進

スポーツは子どもたちの体や精神を鍛え、思いやりの心や規範意識を育む効果があり、幼児期からの取り組みが必要です。

そこで、保育所（園）や認定こども園、学校園における取り組みに加え、家庭や身近な地域においてもスポーツに親しめる環境を整えるため、スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員等を中心としたレクリエーション活動など、スポーツに関する取り組みに対して支援します。

また、子どもの興味、関心に応じて楽しみながら多様なスポーツに取り組める総合型地域スポーツクラブへの支援など、地域のスポーツ環境の整備を図ります。

②スポーツ指導者の育成、活用

子どもたちがスポーツに親しむ環境を整えるには、各種競技に関するスポーツ指導者、審判員等、スポーツの企画や運営を支える人材の確保が重要です。

（公財）枚方体育協会のサポーターズバンクの活用を図るとともに、スポーツ団体等との連携を深めながら、スポーツ指導に実績がある教員や企業スポーツの経験者、豊かな指導経験のある市民等の参加を促します。

また、各種スポーツの研修・講習会を実施し、子どもたちのスポーツに関するさまざまなニーズに応えられる質の高い指導者の養成を目指します。

③子どもスポーツ大会、教室等の開催

子どもがスポーツに気軽に親しみ、スポーツの楽しさを体感できるよう、各種のスポーツ大会や教室を開催するとともに、体育の日には市のスポーツ施設を開放し、体力測定や新しいスポーツ種目の紹介を行うなど、スポーツを通じた交流の場づくりを進めます。

【主な取り組み】

- スポーツ少年団活動助成事業
- 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- スポーツ推進委員活動
- スポーツ教室・大会等の開催
- 小学生陸上競技大会
- 小学生駅伝競走大会

2- (3) 子どもの文化芸術活動の支援

①子どもの夢を育む学習・体験機会の提供

子どもたちが個性を伸ばし、夢に向かって歩む力を身につけられるよう、スポーツや芸術、自然、伝統文化などを体験する学習機会や、さまざまな人と交流し視野を広げる機会の提供に取り組みます。

子どもの夢を育むきっかけをつくるため、枚方市こども夢基金などを活用しながら、さまざまな分野で活躍しているプロと出会う機会を設けるとともに、市内にある大学の専門的な施設、知識を活かした学習機会の提供に取り組みます。

また、市民ギャラリーや生涯学習市民センターなどで行うイベントを通して、文化に接する機会のもとより、さまざまな人と交流しながら多様な文化的体験を重ね、豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。

学校園や保育所において、市の花である「菊」を栽培し、枚方市菊花展へ出品する取り組みや、幼児期から地域に残る伝承文化に親しめる行事等を通じて、自然の美しさと貴重さを感じ取る感性や郷土愛を育む取り組みを推進します。

整備を予定している総合文化施設や美術館において、子どもたちに団体鑑賞やワークショップなどの文化芸術体験の機会の提供に取り組んでいきます。

②自主的な活動、発表機会の提供

子どもの自主性、創造性を育むため、文化芸術鑑賞の機会に加え、子どもが自ら企画、演出し、主役となる機会づくりとそれらの活動を支援する取り組みを推進します。

枚方公園青少年センターや市民ギャラリーなどにおいて、音楽、演劇等の自主上映や創作作品の発表の機会の提供に努めるとともに、市内の小学校が合同で行う音楽会など、違う地域や異年齢間の交流を深めながら創作する喜びを味わえる取り組みを進めます。

③ 読書活動の推進

読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かにし、自ら考える力を養うためにとても大切です。

市立図書館では、成長に応じた本に出会えるよう、児童図書の実用を図るとともに、小中学校図書館の充実に向けて支援を行います。おはなし会などの各種行事を通じて、子どもが本に興味を持つ機会を設けるとともに、ボランティアへの支援に努めます。また、年代層別の絵本リストの提供や展示などを通して、子どもの本にかかわる大人への支援を図ります。

保育所（園）において、1歳の誕生月に絵本の読み聞かせと絵本の贈呈を行う枚方版ブックスタートを行うとともに、認定こども園も含めて地域の乳幼児への絵本の貸出しを行います。また、市民グループの運営により、本とふれあいながら子どもと保護者の交流ができるふれあいルームなど、子どもと保護者で読書に親しむ取り組みを推進し、乳幼児期から本に親しむ環境を整えていきます。



保育所（園）での読書活動

【主な取り組み】

- 子ども大学探検隊
- 鑑賞機会の提供、創作発表機会の提供
- 小学校合同音楽会
- 子どもに対する図書館活動及び図書館利用の促進化
- 保育所（園）ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業
- ふれあいルーム事業
- 観菊の調べ
- 小・中学生絵画コンクール
- 学校図書館教育の充実

2- (4) 子どもの国内外交流の推進

① 友好都市交流の推進

本市は、国内に加え、海外の都市とも友好交流を行っています。異なる風土、文化等に接することは、子どもの視野や夢を広げ、自主性や社会性を育む上で有意義であることから、インターネットを活用した交流事業などをはじめ、友好都市の学校園間の交流を進めます。

② 国際化に対応できる子どもの育成

グローバル化が一層進んでいる中で、子どもの頃から身近に国際感覚を身につけるための取り組みが重要です。そこで、文化芸術等を通じて海外の学校園間で交流を深めるとともに、それらについての紹介や学習会の開催に努めます。

また、本市に住む外国人や留学生と交流できる場づくりを支援するなど、自国の文化に対する知識を一層深めながら、異国の文化を理解し、尊重する心を育むための取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- 友好都市間での子どもたちの交流事業
- 学校園日中等交流推進事業

2- (5) 子どもの社会的活動の推進

① 地域活動の支援

少子高齢化や核家族化、生活環境の変化や多様化などにより、住民同士のコミュニケーションが取りにくくなり、これに伴って地域における課題はより複雑化しています。

子どもの見守り活動や声かけ運動、地域広報誌の発行、地域活動の拠点としての自治会館の活用など、住民の連携を育みながら、安全・安心で住み良いまちづくりに向けた取り組みを支援します。

② 地域との連携による多様な体験活動の推進

子どもが自分の住む地域に関心を持つため、地域活動や防災活動、自然保護、文化活動などの多彩な活動を、地域の人と楽しみながら協力して取り組むことができる場を設けることが必要です。

祭りや運動会、防災キャンプなど子どもが参加できる行事などの地域での活動を支援する

とともに、地元で職業体験ができる環境整備を図ります。また、地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない学習の取り組みを進めます。

さらに、保育所（園）や認定こども園、学校園において、世代間交流やボランティア体験ができる取り組みを進めます。

【主な取り組み】

- 保育所（園）・幼稚園における世代間交流事業
- 防災キャンプ等事業
- 枚方子どもいきいき広場事業（再掲）

2-（6）子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

①地域における自然環境の保全

子どもたちに森林、河川、農地など、豊かな自然を継承するとともに、自然環境を大切に
する心を育むためには、自然や生き物とふれあう取り組みが重要です。

東部地域に残る里山の保全事業、自然観察会などを通して、自然環境を大切にする意識の
向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取り組みます。

②環境教育の推進

地球温暖化防止やごみの減量、省エネルギー・省CO₂などの環境保全への取り組みは、一
人ひとりの行動の積み重ねが重要です。そのため幼児期から学ぶ取り組みとして、つる性植
物などにより、建物の温度上昇を抑制する緑のカーテン事業を小中学校において推進すると
ともに、保育所（園）、幼稚園等への支援も行います。また、子どもと保護者で参加できるエ
コライフ推進事業の充実を図るとともに、子どもたちが自主的に行う環境学習の取り組みや
実践活動への支援も行います。あわせて、各家庭において地球温暖化の問題を身近に学び関
心を持ってもらうため、子ども版環境家計簿の普及を目指します。

スマートライフ（環境に優しい生活）を推進するために、要望に応じて、小学校ではごみ
とリサイクルの話、収集体験、生ごみ堆肥化の授業などを実施し、保育所（園）、幼稚園等
では楽しみながらごみ減量を学べる紙芝居などの環境学習を実施します。また、ごみ減量に関
心を持ってもらうため、小中学生を対象にした、スマートライフポスターコンクールを実施
します。

【主な取り組み】

- 自然観察会
- 子ども版環境家計簿
- 緑のカーテン事業
- エコライフ推進事業
- 緑のじゅうたん事業
- 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）
- 環境学習
- スマートライフポスターコンクール



基本方向 Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標 3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費助成や児童・生徒への就学援助などを推進するとともに、今後の社会状況や国の動向を踏まえ、柔軟な対応に努めます。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。また、子どもの外出時の安全のため、道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

3-（1）母子の健康づくりへの支援

①安全・安心な妊娠・出産と乳幼児の健康の確保

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが不可欠です。

早期の妊娠届出が行われるよう妊婦等に対する普及啓発に取り組むとともに、妊娠初期から健康状態の把握・必要な検査の実施と保健指導を適切に行うための妊婦健康診査事業や妊産婦歯科健康診査事業を推進します。

また、正常な妊娠・分娩・産褥期を経て新生児が順調に成育できるよう、妊産婦訪問、新生児・乳児訪問等を通して、妊娠期から母子の健康と育児環境を整えるための具体的な助言や育児支援を推進します。

さらに、産後の心身共に不安定な時期に、家族からの援助が受けられない等で、支援を必要としている母子を対象とした産後ケア事業を市内産科医療機関と助産所で実施します。ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）のサービスを通して、心身のケア・休養や育児に関する相談を行い、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の構築を目指します。

②不妊・不育治療に対する支援

子どもがほしいと望んでいても妊娠せず、妊娠しても流産などを繰り返すために、不妊や不育症の治療を受けている方を対象に、医療保険が適用されない特定不妊治療及び不育症治療に要する費用を助成します。

③子育て講座・講習会等の保健情報の普及

母親とその家族が出産、育児に必要な情報を得るため、マタニティスクールや子育て講演会などを通じた知識の普及を図るとともに、訪問指導や健康相談などにより、ニーズに応じたきめ細かな情報提供を行います。

④疾病等の予防・早期発見の促進

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り予防接種率の向上を目指します。風しんの感染予防や蔓延防止、さらに生まれてくる赤ちゃんを先天性風疹症候群から守るため、風しん対策にかかる費用を助成します。

また、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、及び健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進します。

⑤乳幼児健康診査の推進

乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた有効な健康診査により、疾病や障害の早期発見、早期対応を図ります。特に発達障害については、関係機関も含め医師、保健師、心理相談員、保育士などが連携を図りながら、子どもと保護者への支援につながる取り組みを進めます。

また、健康診査時に、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握するとともに、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導や子育て情報を提供することで、安心して子育てができるよう支援します。

あわせて、児童虐待の予防と早期発見に努め、子どもと保護者の心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

さらに、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。



4か月児健康診査

⑥乳幼児健康診査事後指導事業の推進

乳幼児健診や個別相談等の母子健康相談から把握される、継続した支援の必要な子どもと保護者に対して、小集団の子どもと保護者での保育を実施する中で、ともに育ちあう場の提供と適切な保育指導や助言を行い、子どもの健やかな成長・発達を促します。

⑦母子保健推進連絡会

関係機関や団体との意見交換や連絡調整を行う母子保健推進連絡会を開催することによって、母子保健施策の充実・強化及び総合的かつ効果的な推進を図ります。

【主な取り組み】

- ★妊婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業
- ★母子訪問指導事業（養育支援訪問事業を含む）（再掲）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）
- 母子健康教育事業（再掲）
- 予防接種事業
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児健康診査事後指導等事業（親子教室事業）
- 成人歯科保健事業（1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査時）
- 風しん対策費用の助成
- 不育症治療費の助成
- 特定不妊治療費の助成
- 母子保健推進連絡会運営事務

3-（2）子どもへの医療対策の充実

①医療体制の整備と連携強化

子どもを安心して産み育てるためには、医療体制の整備は不可欠です。

救急医療に従事する小児科医の確保が困難な状況の中で、市からの委託を受け、医師会が運営する枚方休日急病診療所及び北河内7市が共同で運営する北河内夜間救急センターが初期救急診療を担います。また、市立ひらかた病院において、24時間365日の体制で入院や検査を必要とする二次救急患者に対応し、さらに、関西医科大学附属枚方病院においては、一刻を争う重篤な救急患者に対応する高度救命救急センターが設置され、地域完結型の救急医療の提供が可能となっています。

また、安心して出産することができるよう、高度で専門的な機能を備える関西医科大学附属枚方病院の総合周産期母子医療センターと市内の産科施設との連携を図り、妊婦健康診査事業の推進や市立ひらかた病院での緊急分娩への取り組みなどを進めます。

【主な取り組み】

- 枚方市休日急病診療所運営事業
- 北河内夜間救急センター運営事業
- ★妊婦健康診査事業（再掲）
- 小児二次救急診療

3-（3）子育てに対する経済的支援

① 中学校修了前の子どもの養育に対する援助

中学校修了前の児童・生徒を養育する保護者等に児童手当を支給し、経済的な面から子育てを応援します。

②子どもの医療費の助成

小学生までの子どもを養育する保護者に対して、その子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。さらに、平成27年12月からは中学校3年生までの子どもに助成対象を拡大します。

③未熟児や小児慢性特定疾病児への医療費の助成

未熟児や小児慢性特定疾病の理由で医療が必要な子どもへの医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

④義務教育に対する援助

経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対して援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

⑤幼稚園就園等に対する援助

就園にかかる保護者の経済的負担を軽減するための施策を行うことにより、幼児教育の振興を図ります。また、今後国の動向を踏まえ、保護者の世帯所得の状況等を勘案した幼児教育・保育に係る必要な物品の購入等に要する費用の助成について、検討します。

⑥ひとり親家庭等に対する援助

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当等の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

⑦障害のある子どもや家庭に対する援助

障害のある子どもや保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

【主な取り組み】

- 児童手当
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- 就学援助費
- 幼稚園就園奨励費補助金
- ひとり親家庭医療費助成事業
- 支援学級等就学奨励費
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 児童扶養手当

3- (4) ひとり親家庭の自立支援

①母子・父子家庭への支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業に向けた資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金制度を実施するとともに、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制を充実します。

また、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、生活の安定と向上のために必要な貸付を行うなど、安定した生活を維持できるよう努めます。

【主な取り組み】

- 母子・父子自立支援員による相談支援事業
- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 父子家庭生活支援員派遣事業
- 母子家庭等日常生活支援事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

3- (5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

①安心して外出できるまちづくりの推進

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大阪府福祉のまちづくり条例などに基づいて、道路、公園、公共交通機関、公共建築物などへのスロープや手すりの設置といったバリアフリー化の取り組みを進めます。また、おむつ替えスペースや授乳室等を設置している店舗等のマップを作成し、子育て家庭の外出を支援します。

②子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進

図書館や生涯学習市民センターなど、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した設備の整備を推進します。

③安全施設等の設置

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置や路側帯にグリーンラインを設置するなど交通安全施設の整備や、交差点など交通が輻輳する場所においては、防護柵、カーブミラー、道路照明、区画線等の安全対策工事を引き続いて行っていきます。また、公園灯の設置、自治会の防犯灯設置に対する支援など、子どもの通行の安全確保と夜間の犯罪防止対策の充実を図ります。安全面に配慮した遊具や時計を設置し、安全安心な公園の整備を進めていきます。

④交通安全活動の推進

子どもを交通事故から守るため、幼児・園児を対象とした人形劇による交通安全教室や、子どもと保護者で楽しく学ぶことのできる交通安全大会を実施するとともに、小学生を対象とした歩行及び自転車利用安全教室を実施します。また、子どもを交通事故から守るための

様々な取り組みや啓発内容について、ホームページを通して情報発信します。

⑤防犯活動等の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者やPTA等の学校関係者、校区コミュニティ協議会、防犯ボランティアなどに対し、子どもに関する犯罪の発生状況、不審者情報、危険な場所等の地域安全情報について、インターネット等を活用し、迅速に提供し、共有化を図ります。

また、子どもの緊急避難場所となるこども110番の家事業、青色防犯パトロール事業など見守り活動への支援を行うとともに、子ども自身が犯罪を認識し、SOSを発信できるような取り組みを推進します。さらに、校区コミュニティ協議会等が行う自主防犯活動を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

小中学校においては、自然災害や不審者への対応などを目的とした防災、防犯訓練などを通じて、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

⑥不慮の事故等防止対策の推進

乳幼児の不慮の事故や、SIDS（乳幼児突然死症候群）を未然に防ぐため、保健センターにおいて開設している、事故予防啓発展示ルームを活用し、マタニティスクールや乳幼児健康診査などの場において子どもの成長に応じた事故防止対策等の啓発を行います。また、学校園におけるAED等を使用した救命救急講習の実施等、適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に取り組みます。

【主な取り組み】

- 公共施設などのバリアフリー化等の推進
- 赤ちゃんと一緒に…お出かけマップの作成
- 交通安全施設整備・生活ゾーン交通安全対策事業
- こども110番の家設置促進事業
- 青色防犯パトロール事業
- 地域安心安全情報ネットワーク事業（ひらかた安全安心メール）
- AED（自動体外式除細動器）管理運営事業
- 公園等の整備（遊具設置等）

施策目標 4 地域における子育ての相談・支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、すべての子育て家庭に子育て支援等に関する情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを行います。

4-（1）子育てに対する相談体制の充実

①母子健康相談事業の充実

核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

子どもの病気や発育発達、育児などについて、保健師が常時電話で相談に応じる子育てコールや身近な地域で行う乳幼児健康相談、心理相談員による子どもの発達を踏まえた個別相談など、多様な手段で相談できる環境を整えます。あわせて、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進、育児に関する情報を整理するとともに、子どもや子育ての相談に関する相談機関との連携を図り、相談機能の強化を進めます。

②育児相談の推進

保育所（園）や幼稚園、認定こども園において、子育てに関する専門的知識と豊かな経験を持つ職員が、地域の子育て中の親からのさまざまな相談に応じ、親の悩みや育児不安の軽減を図ります。

③妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実

外出しづらく、孤立感に陥りやすい乳児の親に対するきめ細かい支援や、外部からの支援が必要な子どもと保護者を把握するため、訪問相談の重要性が高まっています。

4か月までの乳児のいる家庭を原則的にすべて訪問し、子育てに関する情報の提供や心身の状況の把握、子育てに関する相談に応じる訪問事業を行います。

妊産婦訪問や新生児・乳幼児訪問においては、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が育児不安の解消や必要な医療や療育への助言を行うなど、周産期から継続的に支援します。

特に、心身の不調や育児不安等支援ニーズのある妊産婦に対しては、母子保健コーディネーターが状況を把握した上で、産後ケア事業等必要な支援につなげます。

さらに、育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対して、子育てOBや保育士らが訪問し、育児援助や専門的な相談、指導を行う取り組みを推進します。

身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。また、必要に応じて交流会などの集団支援を実施します。

また、2500グラム未満の未熟児に対して、訪問指導等を実施し、保護者の育児不安の解消と仲間づくりのために教室を開催します。

④家庭児童相談等の充実

子どもに関する相談は、件数が増加しているだけでなく、複雑化しています。

家庭児童相談所では、18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じており、子どもの状況に応じて心理検査やプレイセラピー（遊戯療法）、親へのカウンセリング、必要に応じて家庭や学校などへの訪問や医療機関の紹介も行っています。また、親向けのプログラムや子ども対象のプログラムを実施し、親としての成長を支援し、保護者が子どもと向き合える環境を作るなど、良好な家族関係や子どもの心の成長を促していきます。必要に応じて関係機関との連携を図り、相談体制の強化を図ります。加えて、乳幼児期から青少年までの児童の相談機関によるネットワーク会議を設置し、市民への適切な相談へつなげられるようにします。

また、子育て等に関する相談について、特にひとり親などが比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談できるよう、土日曜・夜間、24時間電話で相談できる事業に引き続き取り組みます。



ファミリーポートひらかた

⑤ 教育相談の充実

教育文化センターでは、電話や面談による保護者や児童・生徒からの学校生活等の相談に加え、教職員とも連携しながら、不登校、いじめ、進路問題など、教育全般にかかわる相談事業を行っています。保護者、児童等の相談に幅広く応じるため、相談事業の充実に努めます。

⑥ 青少年相談事業の充実

中学校卒業後における子どものひきこもりなどが社会問題となっている中で、その対策が求められています。常設の相談窓口としてひきこもり等子ども・若者相談支援センターを設置し、相談者の心の支えとなるよう、臨床心理士等の専門職を配置するとともに、関係機関と連携し、適切な支援機関につなぎます。また、枚方公園青少年センターにおいて、専門の相談員が青少年全般のさまざまな相談に応じ、適切な助言を行うよう努めます。

⑦ 障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

障害のある子どもに関するさまざまな悩みや不安を抱える保護者等に対して、障害福祉室のケースワーカーや相談支援センターが面接相談等を行います。また、地域活動支援センターにおいても福祉サービスや社会資源の利用に関する相談や情報提供を行うなど、その自立や社会参加の促進を図るため、地域における相談機能の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 母子健康相談事業（再掲）
- 育児相談事業
- ★ 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業を含む）（再掲）
- ★ 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業を含む）
- 土日・夜間電話相談事業
- 教育相談事業
- 青少年サポート事業
- 障害者相談支援事業
- ★ こんにちは赤ちゃん事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業（再掲）
- 未熟児等の保健事業
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業

4-（2）子育てに対する支援体制の充実

①育児教室等の推進

地域における子育て支援策として、気軽に相談できる場の充実を図るとともに、相談できずに孤立している子どもと保護者を発見し、適切な支援を行うことが重要です。

民生委員、児童委員をはじめとした地域の人や保健センターなど関係機関との連携を図るとともに、支援が必要な保護者が具体的な生活習慣や遊びの指導などを通して、子育てに関する知識を深めることができるよう取り組みます。

②地域子育て支援拠点事業の拡充

少子化の進行等に伴い、地域の身近な場所に、乳幼児と保護者が気軽に交流したり相談をできる場が求められています。

乳幼児と保護者の交流の場を提供するとともに、子育てに関する講座や相談、情報の提供等を行う地域子育て支援拠点事業を、地域バランスを考慮しながら計画的に拡充するとともに、利用者のニーズを踏まえた、講座等の実施により、さらなる利用者の増加を図ります。

また、公立幼稚園においても、地域の子育て支援のセンター的役割を強化し、未就園児の保護者を含めた子育て支援事業に取り組みます。



すこやか広場きょうぶんの夏祭り

③親子交流の場の充実

本とふれあいながら、親子の交流ができるふれあいルームや各小学校区の福祉委員会が開く子育てサロン、民生委員児童委員協議会主催の子育てサロンほんわかルーム「ゆりかご」

など、地域で行われる子育て支援の活動に協力し、活性化を図ります。

④保育所（園）における子育て支援の推進

保育所保育指針*の改定に伴い、保育所（園）は入所する子どもの保護者のみならず、地域の子育て家庭に対する支援を行うことが位置づけられています。

地域の子どもと保護者が気軽に遊びや相談ができるよう、保育所（園）ふれあい体験やお誕生会、枚方版ブックスタート、園庭開放などを引き続き行います。また、保育所（園）の施設機能やマンパワーを活用した地域の子どもと保護者を対象とした遊びの場の提供、保育行事、育児相談などの取り組みを推進します。

保育所保育指針

保育所における保育の内容や運営等について定めたもの

⑤幼稚園における子育て支援の充実

幼稚園の施設や機能を活かし、在園児だけでなく、地域の未就園児の保護者への支援を行うことが求められています。

預かり保育や在園児と未就園児が交流できる催しや子どもと保護者の入園体験等を通じて、幼児への関わり方や遊び方を伝えるなど、地域の保護者の子育てに関する安心感を高める取り組みを進めます。

⑥認定こども園における子育て支援の充実

認定こども園の施設や機能を活かし、通園していない子どもの家庭も、子育て相談や子どもと保護者の交流の場などに参加できるよう取り組みを促進します。

⑦一時預かり事業の促進

保護者が疾病等で療養が必要な場合や育児疲れで保護者のリフレッシュを図る必要があるときなど、一時的に子どもを預けたいという需要が高まっていることから、保育所（園）において一時預かり事業を実施し、より多くの利用を促進します。また、短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れをあわせて実施します。

⑧子育て短期支援事業の充実

保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時や、保護者の仕事が夜間等にわたる場合など、一時的に家庭で養育することが困難な子どもの生活の安定を図り、子

育てを支援するため、ショートステイ、トワイライトステイの子育て短期支援事業の充実を図ります。

⑨保護者の交流の場の設定

保護者同士の交流とつながりを広げるため、サプリ村野及び教育文化センターの子育て支援広場において、子育てサークルの紹介を行うとともに、子育てサークルに対する活動の場の提供により、子育てに関する主体的な取り組みの活性化を図ります。

また、乳幼児期の集団健康診査や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、生涯学習市民センターなどで行う各種事業を通じて保護者同士が交流できる機会を設けるとともに、それらの施設にある設備や遊具の提供、遊びの知識や方法を伝えることなど、保護者の活動を支援します。

⑩地域ネットワークづくりの推進

自治会や校区福祉委員会をはじめ、校区内の各種団体が結集して組織する校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPOなどとの連携を深めることで、多様なコミュニケーションを図る場を創出し、地域全体で子育てに取り組む環境を育み、地域の子育て力の向上に資するよう努めます。

地域子育て支援拠点で保健センター、主任児童委員、子ども家庭サポーターなどの参画を得て運営している地域子育て支援推進会議において、子育て支援活動がより地域全体に広がるような取り組みを進めます。

また、中学校区を単位とした地域教育協議会等の活動を通じて、学校や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭などとの連携により、さまざまな活動や交流の機会を設けます。

⑪多胎児家庭に対する支援の推進

3歳未満の多胎児を養育している世帯に対し、ホームヘルパーの無料派遣やファミリーサポートセンターの利用料助成を行うことで、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

【主な取り組み】

- 育児教室
- ★ 地域子育て支援拠点事業
- 私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援
- ★ 一時預かり事業
- ★ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ふれあいルーム事業（再掲）
- 地域子育て支援推進会議運営事業
- 総合的教育力活性化事業
- 多胎児家庭育児支援の拡充

4- (3) 子育てに関する適切な情報提供の推進

①子育て・保育情報提供システムの充実

パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネットで子育てに関する各種情報を集める保護者が急増しており、インターネットによるニーズに合った情報の提供が求められています。

市のホームページにおいて、市内各地で行われる子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーを引き続き活用するとともに、助成制度や相談窓口など、子育てに関する各種情報を分かりやすく紹介するよう取り組みます。

②妊娠時及び就学前の総合的な子育て情報の提供

妊娠・出産時から就学前にかけて、子どもの成長に応じた適切な情報を、すべての人に、もれなく伝えることが重要です。

妊娠時には母子健康手帳とともに、本市の各種保健福祉サービスに関する情報を掲載しているすくすく子育て手帖等を配付します。また、成長段階に応じてひらかた「子育て応援」ナビやひらかた子育てMAP、各種パンフレットの配布など、幅広い子育て情報の提供に努めます。

また、妊婦や3歳未満の子どもをもつ保護者を対象に、地域で安心して子育てができるように、妊娠や子育てに関する情報や園庭開放などの情報をメールマガジンで配信します。

【主な取り組み】

- 子育て情報発信事業
- 母子健康手帳等交付事業
- 枚方市パパママ応援メールマガジンひらかたっ子すくすくメールの配信

4- (4) 子育て中の社会参加支援

①保育つきイベントの推進

心身のリフレッシュ等を図る催しや、就労のための講座、知識、教養を身につける講座などに子育て中の保護者が参加しやすいよう、保育つきのイベントの促進や一時預かり事業の利用を啓発していきます。

②相互援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）の充実

保育所（園）や認定こども園、学校園への送迎や終了後の預かり、保護者の通院時などに、育児の援助を受けたい人と、子育ての経験を活かして育児の援助を行いたい人とが相互に援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の活用を促進するため、会員増に努めるとともに、援助を行いたい人と受けたい人双方が安心して活動できるよう、子どもの安全や発達等に対する理解を深め、スキルアップを図るためのフォローアップ講座を開催します。

【主な取り組み】

- ★一時預かり事業（再掲）
- ★ファミリー・サポート・センター事業



施策目標 5 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などによる待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。また、留守家庭児童会室の環境整備を推進します。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

5-（1）多様な保育サービスの充実

① 保育体制の確保

景気の影響や女性の社会進出などによる共働き家庭の増加や子ども・子育て支援新制度の施行に伴い保育の必要性に係る事由が拡大されたことなどにより、少子化の進行に反して、高い保育需要が平成 27 年度から平成 29 年度まで継続し、その後、緩やかに減少する見込みとしています。

安心して保育が受けられるよう認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として、私立保育所（園）の建て替え時等や公立幼稚園の効果的・効率的な運営及び配置により利用可能となった施設の有効活用、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行等による定員増を図ります。

また、今後、保育に係る利用者負担（保育料）については、社会経済状況や本市の財政状況等を踏まえ、国の基準等との均衡などの観点から見直しの検討を行います。

② 認定こども園の普及

認定こども園が保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、将来の教育・保育需要に柔軟に対応するため、私立幼稚園及び私立保育所（園）について、各事業者の意向を踏まえ、認定こども園への移行を促進します。特に、各地域におけるすべての年齢の児童を対象とした保育需要に対応できる幼保連携型認定こども園については、今後の保育需要を踏まえながら、その普及を目指します。

③満3歳未満の児童の保育枠の拡大

満3歳未満の児童の保育需要が特に増加している中で、待機児童が生じないよう取り組みを緊急に進める必要があります。弾力的な運用だけでなく、年齢別定員の見直しや保育所分園^{*}の設置、幼保連携型認定こども園の普及を促進するほか、簡易保育施設^{*}からの移行による小規模保育事業^{*}の実施など、産休・育休明け保育の充実に向けた取り組みを進め、子育てと仕事の両立を支援します。なお、今後の保育需要を踏まえながら、家庭的保育などの地域型保育事業^{*}について、実施に係る課題整理を進めます。

保育所分園

都市部では待機児童の解消を目的として本園（中心保育所）とは別に設置される小規模な保育所で、通常の交通手段により30分以内の距離にあり、本園と一体的に運営が行われている施設

簡易保育施設

認可外保育施設のうち、認可保育所の整備が整うまでの暫定措置として、市が定めた基準を満たした施設に対して、昭和46年度から市が助成を行ってきた認可保育所の補完的役割を担う保育施設

小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業

地域型保育事業

待機児童の多い0～2歳児を対象に、家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業により、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を提供する事業

④延長・夜間・休日保育の推進

勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に応えるため、午後7時までの延長保育を基本とし、さらに午後7時以降の延長保育を行う施設の拡大に努めます。また、私立保育所（園）において、夜間保育事業や休日における保育需要に対応するための休日保育事業を推進します。

⑤病児・病後児保育の充実

保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、保育中に発熱などにより体調が悪くなった児童に対する保育体制について拡充を図ります。また、病気やその回復期のため、保育所（園）や認定こども園等に通所できない児童への対応については、医療機関併設型の病児保育室において保育と看護を行うとともに、地域の保育所（園）や認定こども園等への情報提供などの保育・保健の向上につながる取り組みを検討するなど、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

⑥弾力的な就労支援

保護者の短時間の就労・就学などを支援するため、私立保育所（園）での一時預かり事業を促進するとともに、幼稚園や認定こども園での通常の教育時間外の預かり保育事業を促進します。



幼稚園の預かり保育

⑦保育士確保の支援

保育需要の増加に伴う保育体制の整備にあわせて、保育士の確保がより重要となる中で、国・府などとも連携し、保育士の確保に向け、潜在保育士（保育士資格を有しているが、保育所から離職されている方）の就労支援を検討します。さらに、認定こども園においては、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する保育教諭が必要となることから、その資格を取得するための支援などを検討します。

⑧利用者支援事業の推進

子育てに関する保護者のニーズが多様化する中で、保育所（園）や認定こども園等による多様な保育サービスや子育て支援サービスから保護者が必要とするサービスを適切に選択し、円滑に利用できるよう、専任の相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、相談・情報提供等の支援を推進します。さらに、保育所（園）や認定こども園などの関係機関との連絡調整、連携などの体制づくりなどを検討します。

【主な取り組み】

- ★通常保育事業
- ★待機児童対策の推進
- ★小規模保育事業
- ★延長保育事業（時間外保育事業）
- ★夜間保育事業
- ★病児・病後児保育事業
- ★休日保育事業
- ★一時預かり事業（再掲）
- ★利用者支援事業

5- (2) 放課後児童対策の充実

①放課後児童の安全確保・指導の充実

保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の安全確保と、遊びや集団生活の中で協調性や社会性を養えるよう、小学4年生までを対象に、全小学校において実施している留守家庭児童会室事業について、職員や施設などの新たな基準を設けて質の向上を図るとともに、対象学年を平成29年度から5年生まで、平成30年度から6年生までと段階的に拡大するなど事業の充実に向け取り組みを進めます。また、これらに伴う保育の量的拡大と基準に則った運営を行うため、余裕教室の活用を含め施設整備を計画的に進めます。

さらに、三季休業中における保育時間の拡大など、利便性の向上を図ります。

②保育料の軽減・施設の有効活用

子どもの就学前・就学後を通じた保護者への継続した就労支援を図る観点から、当面の間、保育所保育料との均衡を考慮し、保育料の軽減を図ります。

また、閉園される公立幼稚園を留守家庭児童会室として、施設の有効活用に取り組みます。

③留守家庭児童会室事業と放課後自習教室の一体的な実施の推進

小学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、留守家庭児童会室事業と放課後自習教室事業が連携して一体的に取り組むことが重要です。

国の放課後子ども総合プラン※に基づき、放課後の活動について運営委員会等において情報共有や意見交換を行いながら、連携した取り組みの充実に努めます。

放課後子ども総合プランにおける一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

【主な取り組み】

- ★放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）（再掲）
- 留守家庭児童会室の保育料軽減・施設の有効活用
- 放課後自習教室事業（再掲）

5- (3) 男女共同子育ての推進

①男女がともに参加する子育ての推進

固定的な性別役割分担の意識を変え、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、市民意識の啓発、向上を図るための講座の開催や、情報提供、相談事業の充実に努めます。また、ボランティア、NPOなどによる自発的な取り組みや、市民自らが企画運営する講座を支援し、子どもから大人まで、性別年齢を問わず男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。

②仕事と生活の調和に向けた環境の整備

男女がともに子どもを育てるためには、労働時間の短縮や育児休業の取得促進など、子育てをしやすい雇用環境を整備する必要があります。そのためには事業主が積極的にこれらの環境整備に取り組まなければなりません。また、仕事、家庭や地域生活、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、人生の各ステージに応じて自らが希望する生き方を選択できるという、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを社会全体の運動として広げていくことが大切です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組みます。

【主な取り組み】

- 男女共同参画推進事業
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動

基本方向 Ⅲ **子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり****施策目標** ⑥ **子どもの人権擁護の推進**

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

6-（1）人権教育の推進**①子どもの権利条約の啓発・普及**

子どもたちは社会の一員として、一人ひとりが大切にされて生きる権利を持ってこの世に誕生します。保護者による虐待や子ども同士によるいじめ等により、子どもたちの大切な人権が決して傷つけられることのないよう、人権教育を推進します。また、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの権利条約を踏まえ、子どもを一人の人間として尊重し、すべての子どもがもつ権利や自由が最大限尊重されなければなりません。

人権に関する講座や映画会の開催及び、非核平和啓発事業等、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行います。また、子どもたちには、まず自分を大切にする自尊心を育みながら、相手を思いやる心など、豊かな人間性を育むための環境づくりを推進します。各学校園においては、人権教育推進計画に基づいた総合的な人権教育に取り組むとともに、セクシュアルハラスメント相談窓口の周知やセクシュアルハラスメント防止研修の実施により、その理解を深め、発生防止の徹底を図ります。

②子どもの意見を大切にしたまちづくりの推進

子どもが自分のまちに関心を持ち、郷土愛を育むことにつなげるよう、環境や文化、福祉など、まちづくりのさまざまな分野において、子どもが積極的に意見を表明できる場を創出し、子どもの視点、感性をまちづくりに反映するよう努めます。

【主な取り組み】

- 人権啓発事業
- 非核平和啓発事業
- 学校園における人権教育
- 子どもの意見表明の場の創出

6- (2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進

①児童虐待防止体制の充実

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和など家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、子どもや保護者の健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的、連鎖的に作用して発生します。そのため、関係機関が、家族の抱える課題についてネットワークで家庭を支援しながら対応することが大切です。

家庭児童相談所など市の子どもに関係する機関のほか、子ども家庭センター、警察、消防組合、医師会、民生委員児童委員協議会、弁護士等で構成する児童虐待問題連絡会議（子どもを守るネットワーク会議）の連携強化を図り、リスクの判断や情報共有しながら効果的な支援を行うよう努めます。また、複雑化する虐待問題に対応する職員等は専門知識の習得についての各種研修会や事例検討を行うなど資質向上を図ります。

乳幼児健康診査や各種相談事業をはじめ、保育所（園）や認定こども園、学校園、医療機関等が日常業務において、虐待への気づき、子どもと保護者の支援の視点を持ち、虐待の予防、早期発見・対応を図ります。

また、出産後の養育について、出産前からの支援が必要な妊婦に対し、医療機関等と連携しながら早期把握・支援を図ります。

虐待の予防や防止等に向けて、子育てスキルを得て良好な子どもと保護者関係を作るため、保護者を対象とした親支援プログラムを実施するとともに、特に養育の支援が必要な家庭に対しては、家事や育児の援助を行うなど、きめ細かな支援に取り組みます。

②地域における見守り体制の充実

子育てサークル等が孤立化を防ぎ、保護者同士が互いに支え合い、育児を学べる場となり、地域の育児力を高めるための支援を行います。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における早期発見や見守り体制の充実を図ります。

③児童虐待に関する啓発活動の推進

社会全体で虐待防止に取り組むため、児童虐待防止推進月間の周知をはじめ、広く市民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、意識の向上を図るとともに、保育所（園）や認定こども園、学校園、PTAなど子どもたちと身近に接する人たちを対象とした研修会や啓発活動に取り組みます。

【主な取り組み】

- 児童虐待防止ネットワーク事業
- 親支援プログラムの実施

6-（3）いじめ・不登校などへの対応

①いじめや不登校等に対する相談・支援体制の整備

いじめは、社会全体で取り組まなければならない課題であることから、枚方市いじめ防止基本方針に基づき、いじめのない社会の実現を目指します。

いじめや不登校の芽をいち早くキャッチし、より迅速で適切な対応を行うために、枚方市いじめ問題対策連絡協議会等が、関係機関と連携を図っていじめに対する体制を強化し、その解決に取り組めます。さらに、いじめ専用ホットラインや教育相談などの取り組みを進め、多様な手段で子どもや保護者が相談できる体制を整えます。

また、小学校では心の教室相談員を、中学校ではスクールカウンセラーを配置し、不登校などに悩む子どもの心に寄り添います。特に、中学校では教職経験者や教職を志す学生による不登校支援協力員を配置し、不登校に対する支援に取り組めます。

教育文化センターの適応指導教室（ルポ）においては、不登校の児童生徒が友だちづくりなど人との関わり方や自己肯定・決定の方法を学ぶことができる場を提供し、学校への登校につなげられるよう教室内での活動やカウンセリング、訪問指導などの支援を推進します。

②被害を受けた子どもへの支援

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図るとともに、具体的な指導、支援を行うため、家庭児童相談所や教育文化センター、枚方公園青少年センターにおける相談事業、学校園へのカウンセラーの派遣など、多様な手段で子どもや保護者を支援する体制を整えます。

【主な取り組み】

- 教育相談事業（支援、一般、不登校）
- 適応指導教室（ルポ）事業
- スクールカウンセラー配置事業（再掲）
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- 家庭教育アドバイザー設置事業
- スクールアドバイザー派遣事業
- 青少年サポート事業（再掲）
- 家庭児童相談事業

6-（4）子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

①有害環境対策の推進

パソコンやスマートフォンなどの急速な普及により、インターネットの掲示板やSNSの利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな課題が発生しています。また、子どもたちに身近な場所において、性や暴力等に関する過激な内容のビデオ、コンピュータ・ソフトなどが販売されており、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

②非行等の問題行動対策の推進

子どもの健全育成に向けて、飲酒や喫煙、薬物使用などの問題行動に対して、関係機関と連携を図りながら未然防止に努めるとともに、これらの使用で傷ついた子どもたちへのケアと支援に努めます。

また、子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、小・中学校生徒指導連絡会を通じて、小学校と中学校が情報を共有し、生徒指導への体制を強化するとともに、学校、PTA、青少年育成指導員など関係機関が連携して、街頭パトロールや相談、啓発等の活動に取り組みます。

【主な取り組み】

- 枚方市生徒指導体制充実事業
- 青少年の健全育成事業
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室

第 6 章 計画の推進

1 計画の実現主体

本計画に基づき、子どもが笑顔で健やかに成長できるよう、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりや、子どもの最善の利益を第一に考慮したまちづくりの実現に向け、妊娠・出産から子育ての一貫した切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進していきます。

そのためには、本計画の中心となる家庭はもとより、社会全体で支援していく必要があり、家庭、行政、学校園、地域、事業者などすべての人が本計画の実現主体として、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協力により、効果的な計画の推進を目指します。

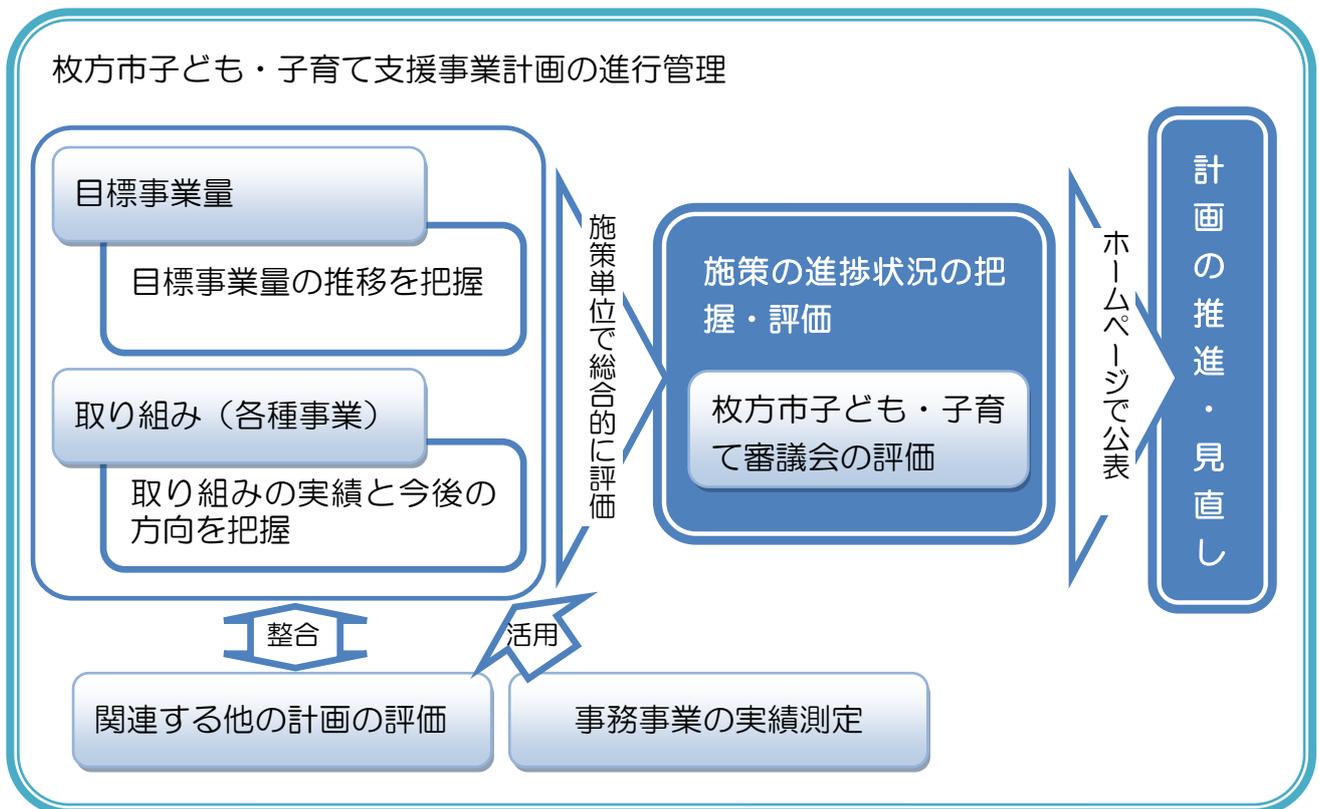


2 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、社会・経済情勢や国の動向、本市の財政状況等を踏まえ、柔軟に対応しながら取り組み（各種事業）の推進に努めます。

また、本計画の進行に際しては、目標事業量の推移や取り組みの進捗状況を把握し、施策単位で総合的な評価を行います。その際に、総合計画など関係する他の計画の進行管理との整合を図るとともに、事務事業の実績測定等を活用し、「枚方市子ども・子育て審議会」において、進捗状況の確認・評価を行います。

その結果については、ホームページで公表するとともに、次年度以降の取り組みに反映し、施策を推進します。あわせて、市民ニーズの変化や国の動向に応じて適切に対応できるよう、適宜、見直しを行います。



参 考 资 料

1 枚方市子ども・子育て審議会条例

枚方市条例第 10 号

枚方市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健又は医療に関する専門的知識を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、審議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 市長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、審議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第10条 審議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 [平成25年6月11日公布]

この条例は、公布の日から施行する。

2 枚方市子ども・子育て審議会委員

□枚方市子ども・子育て審議会委員（平成 25 年 9 月 1 日現在）

要綱上の区分	氏名	役職名等
学識経験を有する者(1号)	あんどう かずひこ 安藤 和彦	京都文教短期大学教授
	やまべ さえこ 山辺 朗子	龍谷大学教授
保健又は医療に関する専門的知識を有する者(2号)	たなべ たくや 田邊 卓也	枚方市医師会
	ながおか ちよ 長岡 千代	大阪府助産師会 総務担当理事
関係団体を代表する者(3号)	いわた きみこ 岩田 公子	枚方市私立保育園連盟 副会長
	たにの しげお 谷野 重夫	枚方市私立幼稚園園長会 会長
	やぶもと ひさみ 藪本 久美	枚方市立小学校長会
	ながよし なおき 永吉 直樹	枚方市 PTA 協議会 会長
	いたどこ みえ 板床 美榮	枚方市民生委員児童委員協議会 会計
	やまもと さちこ 山本 幸子	枚方・交野地区更生保護女性会 広報部会副広報部長
	いまにし かずお 今西 和夫	北大阪商工会議所 会員サービス部 参事
	すすき せいいち 鈴木 誠一	連合大阪河北地区協議会 幹事
公募による市民(4号)	おがた のぞみ 緒方 希	市民公募委員
	なかば えり 中葉 恵里	市民公募委員
関係行政機関の職員(5号)	わたなべ ひろこ 渡邊 弘子	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室長
	ささき よしゆき 佐々木 良幸	枚方警察署 生活安全課長
	さかい ひろこ 坂井 弘子	枚方保健所 保健活動補佐

□枚方市子ども・子育て審議会委員（平成26年5月1日現在）

要綱上の区分	氏名	役職名等
学識経験を有する者(1号)	あんどう かずひこ 安藤 和彦	京都文教短期大学教授
	やまべ さえこ 山辺 朗子	龍谷大学教授
保健又は医療に関する専門的知識を有する者(2号)	たなべ たくや 田邊 卓也	枚方市医師会
	ながおか ちよ 長岡 千代	大阪府助産師会 総務担当理事
関係団体を代表する者(3号)	いわた きみこ 岩田 公子	枚方市私立保育園連盟 副会長
	たにの しげお 谷野 重夫	枚方市私立幼稚園園長会 会長
	やぶもと ひさみ 藪本 久美	枚方市立小学校長会
	みずしま ただお 水嶋 忠雄	枚方市PTA協議会 会長
	いたどこ みえ 板床 美榮	枚方市民生委員児童委員協議会 会計
	やまもと さちこ 山本 幸子	枚方・交野地区更生保護女性会 広報部会副広報部長
	いまにし かずお 今西 和夫	北大阪商工会議所 会員サービス部 参事
	すずき けいいち 鈴木 誠一	連合大阪河北地区協議会 幹事
公募による市民(4号)	おがた のぞみ 緒方 希	市民公募委員
	なかば えり 中葉 恵里	市民公募委員
関係行政機関の職員(5号)	はやし みえこ 林 美恵子	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室長
	かがわ じゅんや 香川 純也	枚方警察署 生活安全課長

3 枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

開催日	庁内委員会	外部委員会	内容
平成 25 年 4 月 24 日	第 1 回幹事会		（仮称）枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定について等
平成 25 年 5 月 1 日	第 1 回委員会		
平成 25 年 7 月 25 日	第 2 回幹事会		平成 24 年度枚方市新子ども育成計画（後期計画）の進捗報告（案）及び目標事業量の変更（案）について・今後のスケジュール（案）と新制度について等
平成 25 年 8 月 23 日	第 3 回幹事会		「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定について・枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する各種ニーズ調査について等
平成 25 年 8 月 30 日	第 2 回委員会		
平成 25 年 9 月 10 日		第 1 回審議会	「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定について（諮問）・枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する各種ニーズ調査について等
平成 25 年 11 月 18 日	第 4 回幹事会		平成 24 年度枚方市新子ども育成計画（後期計画）の進捗について・枚方市子ども・子育て支援事業計画の策定について①「子どもと子育て家庭を取り巻く状況」と各種ニーズ調査の集計報告について②「これまでの取り組みの評価と課題」及び「目標事業量（需要の見込み）の策定に向けて」について等
平成 25 年 12 月 6 日	第 3 回委員会		
平成 25 年 12 月 20 日		第 2 回審議会	
平成 26 年 2 月 4 日	第 5 回幹事会		枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の基本的な考え方について・枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る目標事業量（見込み量）について等
平成 26 年 2 月 19 日	第 4 回委員会		
平成 26 年 3 月 6 日		第 3 回審議会	

開催日	庁内委員会	外部委員会	内容
平成 26 年 5 月 21 日	第 6 回幹事会		枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る施策の推進方向（案）について ・枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る目標事業量（確保方策）（案）について等
平成 26 年 6 月 5 日	第 5 回委員会		
平成 26 年 7 月 3 日		第 4 回審議会	
平成 26 年 7 月 14 日	第 7 回幹事会		枚方市子ども・子育て支援事業計画（素案）について等
平成 26 年 7 月 18 日	第 6 回委員会		
平成 26 年 7 月 28 日		第 5 回審議会	
平成 26 年 8 月 6 日		中間とりまとめ	枚方市子ども・子育て支援事業計画（素案）の報告
平成 26 年 10 月 22 日 ～11 月 12 日	枚方市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する市民意見の聴取の実施 （平成 26 年 10 月 28 日・29 日・31 日・11 月 4 日に市内 4 か所において市民説明会を開催）		
平成 26 年 12 月 4 日	第 8 回幹事会		市民意見の聴取の結果報告・枚方市子ども・子育て支援事業計画（案）について・教育・保育に係る利用定員について等
平成 27 年 1 月 15 日	第 7 回委員会		
平成 27 年 1 月 30 日		第 6 回審議会	市民意見の聴取の結果報告・枚方市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について・教育・保育に係る利用定員について（案）等
平成 27 年 2 月 6 日		答申	枚方市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

枚方市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 枚方市子ども青少年部子育て支援室
〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
TEL : 072-841-1221 (代表)
FAX : 072-841-4319
E-mail:kodomo@city.hirakata.osaka.jp